

	かすみがうら市 ガイド	6
	各課の 主な業務	32
	公共施設	33
	いざという ときに	37
	避難所情報	42
	ごみの分別・ 出し方	43
	生活環境	46
	住みよい まちに	48
	土地・建物などに 関する手続き	52
	住まいに関する 補助・移住定住	53
	公共交通	54
	手続き・届出・ 相談	57
	税金	64
	健康保険・ 医療福祉	70
	健康・福祉・ 子育て	75
	教養・文化・ スポーツ	88
	就労支援	90
	農林業	91
	議会	92
	生活ガイド	93

Kasumigaura

Life Guide Book

かすみがうら市
暮らしの便利帳
2025

かすみがうら市役所

千代田庁舎 〒315-8512 かすみがうら市上土田461

霞ヶ浦庁舎 〒300-0192 かすみがうら市大和田562

市民窓口センター 〒315-8514 かすみがうら市下稻吉2633-19

📞 0299-59-2111 / 029-897-1111

かすみがうら市



かすみがうら市公式キャラクター
かすみがうにゃ



つくば国際大学キャンパス

(産業社会学部) 社会福祉学科
(医療保健学部) 診療放射線学科・臨床検査学科
医療技術学科



つくば国際大学第2キャンパス

(医療保健学部) 理学療法学科・看護学科
保健栄養学科



つくば国際短期大学(保育科)



つくば国際大学東風高等学校

つくば国際大学高等学校



つくば国際大学東風小学校



つくば国際短期大学附属幼稚園



つくば国際保育園



つくば国際百合ヶ丘保育園



つくば国際松並保育園



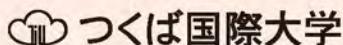
つくば国際白梅保育園



つくば国際はるかぜ保育園



◆◆ 学校法人 霞ヶ浦学園 ◆◆



つくば国際大学 <https://www.ktt.ac.jp/tiu/> E-mail info@tius.ac.jp

つくば国際大学

土浦市真鍋6丁目20番1号

TEL 029-826-6000

つくば国際短期大学

土浦市真鍋6丁目20番1号

TEL 029-826-6000

つくば国際大学高等学校

土浦市真鍋1丁目3番5号

TEL 029-821-0670

つくば国際大学東風高等学校

かすみがうら市上土田690-1

TEL 0299-59-7516

つくば国際大学東風小学校

守谷市百合ヶ丘1丁目4808-15

TEL 0297-44-6771

つくば国際短期大学附属幼稚園

土浦市真鍋6丁目6番9号

TEL 029-826-5146

つくば国際百合ヶ丘保育園

土浦市真鍋新町8-16

TEL 029-823-7404

つくば国際松並保育園

守谷市百合ヶ丘1丁目2455番

TEL 0297-21-5355

つくば国際白梅保育園

守谷市松並1724番地1

TEL 0297-44-5022

つくば国際はるかぜ保育園

つくば市面野井55-1

TEL 029-886-3300

つくばみらい市小張2786-1

つくばみらい市小張2786-1

TEL 0297-38-6657

刊行にあたって

かすみがうら市は、平成17年3月28日に誕生し、令和7年3月28日をもちまして、合併から20周年という大きな節目を迎えました。この記念すべき年に「暮らしの便利帳2025」を刊行できることを大変うれしく思います。

本市は、我が国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と四季折々の表情を見せる筑波山系南麓にはさまれた自然豊かな田園都市です。首都東京から約70キロメートル、県都水戸市から約30キロメートルと交通の利便性にも恵まれ、JR常磐線や常磐自動車道千代田石岡IC、国道6号、国道354号など充実した交通網を有しています。

本市の秀峰筑波山を望む美しい里山、先人から受け継がれてきた美しい田園風景、そして霞ヶ浦のめぐみは、かけがえのない財産です。温暖な気候を生かして、イチゴやブドウ、梨など様々なフルーツが育まれ、一年通して果物狩りが楽しめます。また、霞ヶ浦沿岸ではレンコンの栽培やシラウオ漁などが盛んで、これらの農水産品や加工品は、全国へ出荷され、高い評価を得ています。

本市では、こうした豊かな自然を活かしながら、市民の皆さまが安全・安心に暮らせるまちづくりを支え、活力ある地域へと発展させていくことを目指しております。そのような中、令和7年3月には、さらなる市民サービスの向上と地域活性化を目的に、千代田ショッピングモール内に「市民窓口センター」を開設し、市民サービスのさらなる向上と効率的な行政運営の両立を図り、本市の未来に向けた新たな一步を踏み出しました。また、商業施設との相乗効果を活かして、新たな交流の場を提供するとともに、地域の賑わいを創出する拠点として重要な役割を果たすことを期待しております。

今回改定いたしました「かすみがうら市暮らしの便利帳」では、日々の暮らしに役立つ情報をわかりやすくまとめております。本冊子が、市民の皆様の快適な暮らしのお供に、ご活用いただければ幸いです。



かすみがうら市長
宮嶋 謙

INDEX

広 告

内科 訪問診療



診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	○	✓	○	○	○	○	✓
15:00~17:00	○	✓	○	○	往	往	○

休診日 / 火曜日・日曜日・祝日
※往は訪問診療日



かすみがうら市稻吉 5-20-12
TEL 029-869-6402

<https://yamatoclinic.jp/>

▶刊行にあたって	1	▶ごみの分別・出し方	43
▶INDEX	2	▶ごみ	43
▶ライフサイクルINDEX	4	▶ごみ分別辞典・資源とごみの分け方ガイドブック	45
かすみがうら市ガイド 6			
▶かすみがうら市のプロフィール	6	生活環境 46	
▶子育てしやすいまち	8	▶上下水道	46
▶庁舎案内	10	▶浄化槽の維持管理	47
▶市民窓口センター(中央庁舎)	12	▶火葬場	47
▶魅力がギュッ!/なかすみがうら市	13	住みよいまちに 48	
▶かすみがうら市の歳時記	18	▶環境美化活動	48
▶かすみがうら市×サイクリング	21	▶屋外に看板などを設置したいとき	48
▶国選択無形民俗文化財 『霞ヶ浦の帆引網漁の技術』	22	▶道路の維持・管理	48
▶歴史・文化～人物～	23	▶空家・空き地対策	48
▶歴史・文化～文化財～	24	▶野焼きや不法投棄などを目撃したら	50
▶くだもの狩りと特産品	26	▶犬・猫などのペットを飼うとき	50
▶市からの情報をお届けします	30	▶自治組織の活動	50
▶行政ガイドINDEX	31	▶防犯に使う道具を貸し出します	50
各課の主な業務 32			
公共施設 33			
▶各庁舎	33	▶土地・建物などに関する手続き 52	
▶福祉・保健施設	33	▶土地の売買・譲渡・取引をするとき	52
▶文化・スポーツ施設	34	▶「開発行為」をするとき	52
▶観光施設・公園	36	▶土砂などの埋立てをするとき	52
▶公共施設使用料减免団体登録制度	36	▶農地を転用するとき	52
いざというときに 37			
▶休日夜間の急患	37	▶道路の使用・境界	52
▶火災・救急・救助	37	住まいに関する補助・移住定住 53	
▶防災・安全	38	▶住まいの補助金	53
▶通電火災の原因と対策	41	▶移住定住支援	53
▶住宅用火災警報器を設置しましょう	41	公共交通 54	
避難所情報 42			

株式会社 MあとK

ハニー薬局



～愛と笑顔をとどけるまごころの薬局～ 管理薬剤師 田澤 良子

解決

お薬に関する相談

介護・看護に関する相談

解決

医師との情報共有

公式ホームページ

<http://www.isao-k.com/honey/>

ぜひ、お友達登録ください!

処方箋を写メしてもらえると
待ち時間なく薬をお渡しできます。
また、お薬・体調相談などにもぜひご利用ください。



029-893-2292

かすみがうら市深谷2817-4 FAX 029-893-2293

▶公共交通のご案内 56

手続き・届出・相談 57

▶窓口業務のご案内 57

▶窓口における本人確認 58

▶戸籍 58

▶住民登録 59

▶窓口延長サービス 59

▶印鑑登録 60

▶パスポート 60

▶マイナンバー 61

▶コンビニ交付 61

相談 61

▶家庭児童相談 61

▶教育相談 62

▶法律相談 62

▶消費生活相談 62

▶行政相談 62

▶心配ごと相談 63

▶農地・就農相談 63

▶結婚相談 63

▶なんでもかんでも相談 63

税金 64

▶市税 64

▶税公金セルフ収納機をご利用ください 69

健康保険・医療福祉 70

▶国民健康保険 70

▶医療福祉(マル福)制度 71

▶後期高齢者医療制度 72

▶国民年金 74

健康・福祉・子育て 75

▶かすみがうらウエルネスプラザ
一世代を超える健康であることを
考えた生活のために 75

▶かすみがうらウエルネスプラザの役割 76

▶障がい者福祉 77

▶生活保護 79

▶生活困窮者への支援 79

▶地域包括支援センター 81

▶介護保険 83

▶保健衛生 85

▶児童・母子福祉 85

▶ファミリーサポートセンター 86

▶教育・保育施設 87

▶放課後児童クラブ 87

教養・文化・スポーツ 88

▶学校教育 88

▶生涯学習 88

▶スポーツ 89

就労支援 90

▶ビズ・ワーク・かすみがうら 90

農林業 91

▶農業委員会 91

▶農林業 91

議会 92

▶議会 92

生活ガイド 93

▶生活ガイドINDEX 93

▶病院・医院マップ 94

▶かすみがうら市の病院・医院 98

▶かすみがうら市の歯科医院 99

▶かすみがうら市の薬局 99

▶かすみがうら市商工会 100

▶かすみがうら市地元採用企業! 101

▶リフォームの基礎知識 102

▶エンディングノートを準備しませんか? 104

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広 告

小さな庭から大きな庭までお客様と相談しながらより良い庭を造りたいと思っております。

お庭を綺麗にしませんか?

お客様の立場になり、お客様の庭造りイメージと当社社長とのイメージとを合わせお客様にとって「より良い庭造りを」と考えております。

お庭を綺麗にしたいけれども、何處に電話をしたらよいかわからない

HPはこちらから

造園業

植木販売

庭園・庭管理

樹木伐採

造園スタッフ募集

霞ヶ浦造園

〒300-0134 茨城県かすみがうら市深谷323-1

造園、植木、石に関するお問い合わせ、ご相談はこちら

029-898-3338

霞ヶ浦造園

QRコード

広 告

ハイブリッドバッテリー交換専門店



もしもの時に差が出る保証は、
業界トップクラスの経験から。

Dr. ハイブリッドバッテリー (HDS 株式会社)

〒315-0071 茨城県かすみがうら市市川 655 ミカサウェアハウス 029-957-1467



ID : @hoe7537b

こんなとき
どうするの?

ライフサイクルINDEX

広 告

ウイング眼科

土、日、祝日も夜6:30まで受付

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
9:40 ~ 12:30	●	○	休	●	○	●	●
13:50 ~ 18:30	●	○	休	●	○	●	●

休診日 水曜日のみ

3次元眼底検査、視野検査できます
コンタクトレンズ検査・処方せん発行

超広角レーザー検眼鏡導入
★車で来て車で帰れます★

牛久市ひたち野東4-2-1
カスミ(ひたち野牛久店)脇、ココス裏
無料駐車場 10台分あり

ウイング眼科 検索 878-3017

農機具王が選ばれる3POINT

POINT1 即日現金化
POINT2 無料出張
POINT3 買取り可能機種豊富

農機具王

〒315-0052 かすみがうら市下郷吉790-1
0299-56-4611
【営業時間】9:00~17:00 木曜定休
古物販売登録番号: 60105H240004号

のマークの場合には市役所に届出が必要です

戸籍の届出・各種登録は
市役所へ届け出てください

赤ちゃんが
生まれたら
出生届…P58

生まれた日から
14日以内に届出

結婚したら
婚姻届…P58

届け出た日から効力

結婚

- 戸籍…P58
- 婚姻届…P58
- 住民登録…P59



生活

- 公共施設…P33
- ごみ…P43
- 上下水道…P46
- 公共交通…P54
- 税金…P64

市外へ引っ越し
していくとき
転出届…P59

引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

壮年

- 国民健康保険…P70
- 国民年金…P74
- 各種健(検)診…P85



市内で住まいが
変わったら
転居届…P59

引っ越しした日から
14日以内に届出

引っ越し
してきたら
転入届…P59

引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

広 告



- 税務・経理・財務・会計・決算に関する業務
- 独立、開業支援に関する業務
- 経営相談・コンサルティング

ひたち野総合税理士法人
かすみがうら市稻吉 2-20-25

9:00 ~ 17:00まで対応しております。
(土曜・日曜・祝日除く) お気軽にご連絡ください。
TEL 029-832-1185 FAX 029-832-0468

誕生

- 出生届…P58
- 国民健康保険…P70
- 母子健康手帳…P85



育児

- 予防接種…P85
- ファミリーサポートセンター…P86
- 保育所(園)…P87



成人

- 国民健康保険…P70
- 国民年金…P74



老後

- 後期高齢者医療制度…P72
- 国民年金…P74
- 高齢者福祉…P80
- 介護保険…P83



家族が
亡くなったら
死亡届…P58

死亡の事実を知った日
から7日以内に届出

教育

- 教育相談…P62
- 放課後児童クラブ…P87
- 学校教育…P88
- 就学援助費制度…P88



■ 必要な方
印鑑登録…P60

緊急時

- 火災・救急・救助…P37
- 防災・安全…P38

広告

デイサービス ラブちゃん

共生型ラブちゃんの
放課後等デイサービス

ご見学・ご相談
随時受付中!

かすみがうら市上稲吉 1548-2
0299-56-6014



一般社団法人

茨城生活サポート

もう一人の家族として
高齢者に「本当」の安心を

身元保証 見守り 葬送支援

終末期トータルサポート・見守り支援

■ご要望に合わせた寄り添うご支援

24時間対応 0299-57-3883

かすみがうら市上稲吉 1839-2

茨城生活サポート

検索



広告

フルミっこ保育園



- 心身ともに健康で豊かな感性を持った子
- 自分で考え、自分で行動する子
- 友だちと一緒にいることの喜び、友だちを大切にする子

児童クラブ プルミっこ



「児童クラブ プルミっこ」は、保護者の方に安心して働いて頂くために、放課後及び休校日にお子様をお預かり致します。
対象児童は「塾間保護者がいない」を原則とした小学校1年生～6年生（障害児童含む）です。

社会福祉法人廣山会

茨城県かすみがうら市稲吉南2-9-1

TEL 029-834-7003

<https://www.premikko.com>

フルミっこ保育園



Profile of Kasumigaura City

かすみがうら市の
プロフィール

かすみがうら市は、わが国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系の南麓にはさまれた、総面積約156.60km²のまちです。温暖な気候と豊かな自然環境を生かし、果樹に代表される農産物や、霞ヶ浦の水産物などの産地として知られています。

市の位置

かすみがうら市は、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、筑波研究学園都市へ約10kmの距離に位置しています。



市公式キャラクター

かすみがうにゃ

愛称は「うにゃ」。かすみがうらの大地が生んだ、とっても元気でかわいい妖精です。

かすみがうら市の公式キャラクターとして一生懸命頑張りますので、応援よろしくお願ひします!!

広 告

株式会社 ひのでや
HINODEYA

さつまいも、ごぼう他農産物
の生産・加工・販売

with a *harmony*
with a *Smile*

笑顔で和をもって

100周年に向けて
(創業昭和15年)

〒300-0134 茨城県かすみがうら市深谷381-1
TEL:029-840-8080 / FAX:029-898-3306
<https://apc-hinodeya.co.jp/>

焼き芋まるごとポタージュ
熟成やきいも焼酎【美並の恵】

おいものお菓子
さつまいも手作りスイーツ

お芋屋さんのお店
サンパーター

・営業時間 10:00~18:00 ・定休日 毎週火曜日(祝祭日は営業)
〒300-0134 茨城県かすみがうら市深谷61-24 TEL. 029-833-5633
フリーダイヤル: 0120-835-633



市章

水辺や野山にいつまでも鳥が訪れる豊かな美しいまちのイメージとともに、かすみがうら市の未来へのはばたきを象徴しています。青を基調とした色使いと二重の輪は霞ヶ浦そのものと、新しく誕生した市域の調和を表しています。



市の花

紫陽花（あじさい）
小さな花が一つに集まり、さまざまな土地に順応して大きな花を咲かせる姿に、市民の和と繁栄への願いを込めています。



市の木

栗（くり）
古くから栽培され、全国有数の産地として知られており、枝もたわわに実る姿に、豊かなめぐみへの願いを込めています。



市の鳥

鶯（うぐいす）
春を告げる鳥として、心を和ませてくれる美しい鳴き声に、明るく希望にみちた将来への願いを込めています。



かすみがうら市市民憲章

霞ヶ浦と常陸野の豊かなめぐみを受けるわたしたちかすみがうら市民は、魅力あるまちをめざして、ここに市民憲章をさだめます。

- 自然を愛し、水とみどりの美しいまちをつくりましょう。
- 互いに助け合い、安心して暮らせるまちをつくりましょう。
- スポーツと文化に親しみ、うるおいのあるまちをつくりましょう。
- 伝統がいき、若い力がのびるまちをつくりましょう。
- みんながかがやき、活力あふれるまちをつくりましょう。

かすみがうら市人口および世帯数

(令和7年8月1日現在)



総人口 39,527人



男性 20,165人



女性 19,362人



世帯数 18,523世帯



広 告



成和工務店は職人からのスタートです。
職人の魂は忘れません。これからもずっと・・・

木とともに暮らし、木とともに生きる。

新築 増改築 リフォーム 外壁屋根塗装工事 内装工事 水回り工事

 **SEIWA**
成和工務店

株式会社成和工務店



ホームページ

Instagram

お問い合わせはフリーダイヤルで

0120-168-718

成和工務店 本社住所

〒300-0013

茨城県土浦市神立町659-14

モデルハウス 住所

〒315-0052

茨城県かすみがうら市下稻吉3198-1

石岡店／倉庫 住所

〒319-0112

茨城県小美玉市竹原下郷219-1

子育てしやすいまち

未来を担う子どもたちのために子育て支援の環境を整え、若い世代が安心して子どもを産み、育てることができるまちづくりを進めています。

こども家庭センター

こども家庭センターでは、妊娠婦や乳幼児に対する支援機能(母子保健)と子育て家庭に対する支援機能(児童福祉)が一体となり、すべての妊娠婦・子育て世帯・こどもを対象に切れ目のない相談・支援を行っています。

029-898-2590(健康増進課 直通)

029-883-0046(子育て支援課 直通)

例えば…このような
悩みありませんか?

- ★ 思いがけない妊娠
- ★ 初めての妊娠、出産で不安…
- ★ おっぱいは足りているのかな?…
- ★ 引越してきたばかりなので地域の情報を知りたい

健康増進課 母子保健担当
子育て支援課 子ども未来室

- ★ どんな子育てサービスが受けられるの?
- ★ 子育てについて相談したい
- ★ うちの子ことばが遅いかも…
- ★ これって、ヤングケアラーかも…

タクシー費用を助成

安心して子どもを産む環境づくりの一環として出産に伴う医療機関への入退院の際に利用したタクシー費用の一部を助成します。

産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後おおむね1年未満の母親に対し、産科や助産院で母体ケアや乳児ケアなどが受けられるサービスです。

多胎妊娠産婦サポート事業

多胎の子を妊娠している者または養育している世帯の負担の軽減を図るために、日常の家事および育児の援助を行っています。

赤ちゃん全員に絵本をプレゼント(ブックスタート)

乳児全戸訪問事業時に、赤ちゃんが初めて手にする絵本としてプレゼント!! 絵本を介した赤ちゃんとのコミュニケーションを応援しています。



世帯内の第2子以降の子どもに係る保育料を無償化

市独自子育て支援として、かすみがうら市在住で認可保育施設を利用する世帯内の第2子以降の子ども(0歳児~2歳児クラス)について、保育料無償化を行っています。

いろいろな悩み、ひとりで悩まず、
ぜひお気軽にご相談ください

広告

美味しいカフェメニューで
ホッと一息つきませんか?

CROFFLE × ICE × COFFEE

かすみがうら市のみなさまの憩いの場所となれるよう
これからも日々努力をしていきます。
子育て世代の方々の交流の場にも是非ご利用ください。

地域イベント
HAZEもよろしく
お願いします!

代表 今井道也

Instagramもご覧ください

ONE-K PLANTS
—カフェ&観葉植物—

かすみがうら市稻吉東4-1-52 新井テナントA
営業時間 | 11:30-16:30 店前駐車場有り
ベビーカーOK・お子様連れ大歓迎

PLANTS CAFE

学校教育に 力を入れています

3つの中学校区ごとに「小中一貫教育グランドデザイン」を設け、9年間の子ども達の発達や学びの連続性を見通した教育を展開しています。令和4年4月に市内初施設一体型の小中一貫校として開校した千代田義務教育学校では、小規模特認校として学校の特色を生かした教育にも取り組んでいます。

1 学習環境の充実

全児童生徒が1人1台の教育用タブレット端末を使用し、ICTを活用した効果的な授業に取り組んでいます。

各校にALT(外国語指導助手)を配置し、外國語授業・外國語活動における実践英語の習熟、国際理解教育などの充実を図っています。



3 教育施設の整備

市立小中義務教育学校全校の耐震化対策はもちろん、各教室のエアコン設置やトイレの洋式化など快適な教育環境を整えています。



5 ランドセル等贈呈

小学校または義務教育学校へ入学される未就学児に対し、入学祝品としてランドセルまたは通学用リュックサックを贈呈しています。



2 教育支援

(教育相談や学習サポート)



適応指導教室(ひたちの広場)に教育相談員を配置し、就学・進学やいじめ・不登校など教育に関するさまざまな相談を受け、児童生徒が健やかに成長し、安心・安全な学校生活を維持できるよう支援を行っています。

また、特別な支援を要する児童生徒の学校生活支援を行うため、各校に学校支援員を配置し、誰一人取り残さない、多様な生き方を大切にする教育を進めています。



4 特色ある教育の実践

故郷の魅力や実状を学びながら、地方創生の考え方や地域の取り組みなどを学習し、未来のまちづくりを考える力を醸成するため、第6学年～第8学年において「子どもマイ学習(出前授業・ワークショップ・マルシェ(販売体験))」を実施しています。

また、教育支援に関する連携協定を締結している地元企業に協力をいただきながら、地域社会などへの理解を深め、働くことの意義や役割などを学んでいます。



**学生服(及指定体操服)
洋品・寝具・カーテン施工**

かすみがうら市立
・霞ヶ浦南小学校
・霞ヶ浦中学校
指定取扱店

衣料の店 フジイ

営業時間 13:30～17:00
定休日 木曜・日曜

かすみがうら市牛渡2866-1(旧 牛渡小学校前)
TEL 029-898-2606



確かな技術と
温かい心で
街に笑顔を
届けます。

事務所を移転しました。
今後とも変わらぬご愛顧のほど、
よろしくお願い申し上げます。

新栄電業 株式会社 **TEL 029-831-6009**
FAX 029-831-5583

土浦市大町5-14 1F



庁舎案内

(令和7年4月1日現在)



千代田庁舎



〒315-8512
かすみがうら市上土田
461番地

TEL 0299-59-2111
029-897-1111*

*右ページに説明があります。

広 告



岡田整形外科クリニック

院長 岡田 基
医師 中村 木綿子

整形外科・スポーツ整形・リハビリテーション科・リウマチ科

MR I・骨密度検査

診療受付	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30 ~ 11:30 (リハビリ受付は ~ 12:00)	●	●	●	●	●	●	
午後 2:45 ~ 6:30	●	●	●	/	/	●	

診療開始は午前 9:00 ~、午後 3:00 ~となります。



土浦市木田余1646-1
(土浦クリニックタウン内)

☎ (029) 825-3377



<https://www.okada-seikei.com>

霞ヶ浦庁舎



〒300-0192
かすみがうら市大和田562番地
TEL 0299-59-2111 / 029-897-1111

*市役所へのダイヤルについては「2つ」あり、どちらにおかけになっても同じ所につながります。

また、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、市民窓口センター（中央庁舎）の3庁舎間は内線電話で転送されるようになっているため、電話連絡をいただく際にはご自宅等と【同じ市外局番の番号】へかけられた方が、電話料金の負担が軽く済みますのでご利用ください。



広 告

~みなさまのもとに
「KIREI」をお届けします~

おそうじ革命
茨城かすみがうら店

おそうじ革命 茨城かすみがうら店

ハウスクリーニング全般
エアコンクリーニング
空室/共用部清掃
店舗/オフィス/工場の清掃
当店にお任せ下さい!

0120-792-410

大塚整骨院

医療保険取扱い
(骨折・脱臼の際は医師の同意が必要)

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:00	○	○	○	休	○	○	休	○
15:00~20:00	○	○	○	休	○	○	休	休

[定休日] 木曜日・日曜日・祝日午後

かすみがうら市稻吉 3-3-7

029-832-0555

空き家の片付け 不用品処分

業務内容

- ハウスクリーニング
- 不用品処分
(水廻り、窓、エアコン等)
- 一般廃棄物処理

リフォーム工事 造園管理

ご新規様大歓迎

住宅の営繕修理等
お困りごとがあれば
お気軽にご相談ください!

ご相談・御見積り無料です。
リフォーム&メンテナンス

株式会社ケイスタッフ
かすみがうら市加茂1798
090-7811-5523

令和7年3月31日開庁

66

市民窓口センター（中央庁舎）



案内図



商業と公共の結び付きによる
「にぎわい」の拠点となる庁舎を目指して

〒315-8514
かすみがうら市下稻吉
2633番地19
TEL 0299-59-2111
029-897-1111



気になる情報

開庁時間は？

窓口対応時間は午前8時30分～午後5時15分まで(毎週木曜日は一部の業務が午後7時まで延長)ですが、市民開放エリア(待合・キッズスペース、ベビールーム、市民ギャラリー)は、午後8時まで利用可能です。

※土日祝も午前8時30分～午後8時まで利用可能です。

駐車場は？

庁舎前に優先駐車場が設置されております。一般の利用者の方は、ショッピングモール内の駐車場をご利用ください。



広告

技術で魅せる
Impressing with Craftsmanship

ホームページをリニューアルしました！
施工事例など多数紹介しております♪

株式会社幸野塗装 かすみがうら市 |

従業員募集中です！

幸野塗装では、一般住宅からアパートなどの集合住宅、
ログハウスや別荘と幅広く外壁の塗装・防水塗装の施工を承ります。
お客様の笑顔のため、お客様の気持ちに応えるため
お客様に喜んでいただけるよう、
職人としてのプライドを持って工事にあたっています。

茨城県知事許可 第031381号 ・ 一級塗装技能士在籍店
〒300-0121 茨城県かすみがうら市宍倉 6147-334
TEL 029-831-6339 安心の直接施工

代表取締役 幸野眞一

美景 絶景

魅力が＼ギュッ／な かすみがうら市

Cycling Photo Genic



中でも今回は『女子旅におすすめしたいサイクリングフォトスポット』を
中心にご紹介します。

ここでしか体験できない、素敵な写真が撮れる場所がたくさん！



観光帆引き船 [7月下旬から11月下旬]

青空に、風をはらむ姿が美しい！

今回の旅で一番＼スペシャル／で、オススメしたいのが観光帆引き船！

7月下旬から11月下旬の「毎週日曜日」限定で
見ることができます。

おすすめは帆引き船を間近で見学できる随伴
船(ずいはんせん)に乗船して撮影を楽しむこと！



大きな湖に青い空、そして風を受けてふくらむ
白く美しい帆！

目前に迫る帆引き船は、迫力満点！他では絶対に撮影できない、ここだけの写真が撮れます。

夕日と帆引き船も楽しめる「夕景操業」の日もあるそうなので、要チェック！

いろんな
アングルで撮れる
のが楽しい！



広告

成長できる
自分も社会も
そんな会社です。
電気をつないで、
防犯警報機
取付工事 電気設備工事 空調
エアコン工事 太陽光発電工事 リフォーム工事

Recruit 採用情報

職場内でのコミュニケーションが活発な会社です。社員が働きやすい環境づくりに尽力しています。

未経験で資格がなくても問題ありません。真面目で協調性のある方を待っています。

資格取得支援にも力を入れています。

詳しくはHPをご覧ください。

Saga 有限会社 佐賀電気工業

ー電気工事のプロフェッショナルー

かすみがうら市上稲吉 376-16
TEL.(0299) 59-3667

佐賀電気工業

検索





STOP 2

レンタサイクル [通年]

サイクリングでどこまでも！



かすみがうら市はサイクリングの環境が充実している街。

長距離サイクリングをしたことがない人でも電動アシスト付きの自転車もありますので、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の霞ヶ浦湖岸沿いを走ることができますよ！



風を切って走るのが最高に気持ちいい！



STOP 3

かすみがうら市水族館 [通年]

霞ヶ浦の魚を知り、「霞ヶ浦」の未来を守る。

3つの赤いとんがり屋根がかわいい「かすみがうら市水族館」。

ここは霞ヶ浦をはじめ、霞ヶ浦水系のいきものがなんと約100種類・約1,000匹も見ることができる水族館です。



STOP 4

あゆみ庵・民家園 [通年]

この辺りの、昔の風景を味わえる場所。

通りから少し奥まった、美しい木々の間を抜けると、数寄屋造の「あゆみ庵」と、茅葺き屋根の古民家がある「民家園」が現れます。



広 告

一人ひとりの持っている力を伸ばし社会へ羽ばたけるお手伝い

就労継続支援B型

サポートステーション オリオン

自立を目指し、就労したい方を積極的に支援

かすみがうら市田伏5428
TEL.029-875-7097

生活介護

通所支援事業所 ペガサス

生活介護の支援から個々に合わせた活動まで支援

かすみがうら市田伏5428
TEL.029-893-3910

就労移行支援・就労継続支援B型

就労支援センター リゲル

社会的自立に向け様々な訓練から一般就職を目指す

かすみがうら市中台635-5
TEL.029-828-5305

相談支援

相談支援事業所 プラウ

福祉サービスを利用するための手続き・調整をサポート

かすみがうら市中台635-5
TEL.029-896-2088

障がい者自立支援事業
一般社団法人
銀河

GINGA

〒300-0202 かすみがうら市田伏5428
障がい者自立支援事業 一般社団法人銀河
TEL.029-875-7097

HPも見てね→
<https://www.ginga999.or.jp/>



STOP 5

歩崎展望台 [通年]

高台から霞ヶ浦を一望する!

歩崎展望台は霞ヶ浦の崖の上、歩崎観音の境内にあります。



STOP 6

かすみマルシェ [通年]

目利きが選ぶ、おいしいものたくさん。

目利きが選んだ、かすみがうら市の「おいしい」や「誰かに教えたくなるモノ」を集めたマルシェ。

ちょっとくつろげるカフェスペースもあるんです。

カフェスペースはサイクリングの後の休憩に良さそうですよね。

広 告

自然と共にゆっくりとした
時間の流れにめぐり合う

KRF 霞ヶ浦ライディングファーム
KASUMIGAURA RIDING FARM

茨城県かすみがうら市坂4335

地域の資源と皆さまの財産を 暮らしを支える電力事業に!!

買います！「山林 原野 雜種地 農転可能な農地」



プラスウィット合同会社／再生可能エネルギー事業部



plus wit! TEL.0120-855-038

担当者直通/TEL.090-8947-3798

かすみがうら市稻吉 2-6-23 (はんの福宝堂さん隣) FAX.029-833-3005 info@pluswit.jp



雰囲気の良い
内観はどこを撮っても
絵になる!



STOP 7

ゲストハウス 古民家 江口屋 [通年]

最高の「朝ごはん」と迎える朝。

ゲストハウス「古民家 江口屋」は、造り酒屋の建物をリノベーションしたゲストハウスです。昔の雰囲気を残しつつも、モダンな仕上がりになっています。こんなフォトジェニックな宿は、ただ寝るだけの場所じゃもったいない!

STOP 8

水郷園 [通年]

湖畔の高台にある一棟貸しの宿

窓辺や庭先から霞ヶ浦を望み、早朝天気が良ければ広大な湖の水平線にのぼる朝日を見ることもできます。ゆったりとしたプライベートな滞在が味わえます。



思ったより簡単に
乗れて満喫できました!



番外編

カヌー・サップ体験 [イベント時]

湖上から「霞ヶ浦」を思いきり楽しもう。

今回はイベントのタイミングと重なったので、大きなサーフボードの上に立ってパドルを漕いで進む「サップ」と「カヌー」を霞ヶ浦で体験しちゃいました!

穏やかな水面で体験できるので、小さいお子さんから高齢者まで安心して楽しむことができるんです。

広告

お庭のことでお悩みございませんか?

- 庭木が伸びているけど、どこに頼んだらよいのかわからない…
- 枝が電線にかかりそうなので伐採してほしい…
- 一年中きれいに保ちたいけど、自分では…
- お庭を直したいのだけど、造園ってイメージが湧かない…



庭木剪定・植栽管理・伐採・外構・エクステリア工事は(株)仁庭園にお任せください!



GARDEN TEXTURE

株式会社仁庭園

★LANDSCAPING SERVICE★

029-896-0319 info@zin-teien.jp

かすみがうら市柏崎776

株式会社仁庭園

従業員
募集中!



STOP 9

雪入ふれあいの里公園・三ツ石森林公園 [通年]

初心者でも楽しめるハイキングコース!

筑波山系の雪入山の地形を利用してつくられた公園で、雪入山のハイキングコースも整備されています。

三ツ石森林公園は、筑波山系の浅間山(せんげんやま)中腹にある公園で、もりの小屋を中心に子どもの広場や見晴らし広場などがあります。



GOAL

STOP 10

かすみキッチン [通年]

地産地消×ヘルシー=うれしい!

美味しいものは産地で食べたい!そんな希望を叶えてくれる「かすみキッチン」。



広 告

株式会社 小松崎商事
代表取締役 小松崎 広子

一般貨物輸送・重量貨物輸送・倉庫業
中古車両買取・売買

紹介本部／物流事業部 土浦市永井2033-1 ☎029-829-2229
倉庫事業部 かすみがうら市上幡吉字清水1980-16 ☎029-879-9977
URL <https://komatsuzaki-syouji.com>

鈴木工務店
茨城県知事一般 06 第 20068 号

三代続く地元の大工

新築からリフォームまで
住まいのことなら
お任せください

かすみがうら市央倉 710-3
☎029-897-0520

SUZUKIKOUMUTEN
CONSTRUCTION
CRAFTSMAN

総合建設業

(有)万友工業

土木工事一式・設備工事
(上下水指定)
造園工事・外構工事
(植栽、伐開造成)

かすみがうら市下志筑 1594-6
☎0299-59-7777



かすみがうらマラソン

「かすみがうらマラソン」は、土浦市との共催事業として毎年4月に開催しています。風光明媚なコースと沿道から声援を送る地元ボランティアのもてなしが魅力の大会として認知されています。



かすみがうらフェスタ



ゴールデンウィーク期間に開催する歩崎公園のイベントで、帆引き船の操業をはじめ、カヌーやレクリエーションスポーツなどの体験イベントを楽しむことができます。また、会場内では地域自慢の食材をふんだんに使ったご当地フードを提供するキッチンカーなども集まり人気となっています。



歳時記
かすみがうら市の

広告

**佐久商店は梱包資材、農業資材を通して
日本の農業を応援します。**






パイプハウス資材、防鳥資材、干しいも乾燥機、予冷庫、オリジナル化粧箱、ダンボール、農具、農業用機械など幅広く取り揃えています。

私たちSDGsに賛同し、持続可能な社会の実現に向けた積極的な取組を行ってまいります。

— かすみがうら市から日本へ —

株式会社 佐久商店
SAKUSHOUTEN CO.,LTD.

6号国道の黄色い看板が目印
かすみがうら市上稻吉1904-1
TEL: 0299-59-4588
FAX: 0299-59-5254

求人情報も
ホームページで
CHECK♪

季節毎のおすすめ商品などを紹介♪/
弊社のホームページも
ご覧ください。

公式HP







あゆみ祭り



歩崎公園をメイン会場に行われる夏の一大イベントです。各種団体による踊りや演奏の披露、農水産物などの販売、和太鼓の演奏などイベント盛りだくさん。また、湖上ではカヌー体験、観光帆引き船の合同操業や湖上打上げ花火など熱気あふれるイベントに多くの歓声があがります。



ふれあい生涯学習フェア



市民ならではの発案や意見を取り上げながら、市民の方々の力で作り上げる、文化の祭典。まちづくりへの関心と、市政への参加意識を高め、地域づくりの担い手の発掘・育成を目的としています。会場の千代田コミュニティセンターでは、市民が組織する生涯学習団体などの発表や展示、体験教室などが行われます。

広告

**新築・増改築・リフォーム
外構工事・設計、施工**

建設業

株式会社 山内工務店

かすみがうら市中志筑1733
TEL (0299)22-5395

オーダーメイドの梱包で、安全な輸送を実現します。

木・鉄による、
安全な梱包。

私たちには国内のみならず、
海外向けの貨物にも対応可能な
設備と技術を持っています。

有限会社 坂本材木梱包

- ・台車、搬送用具
- ・その他運搬具
- ・パレット

〒300-0135 茨城県かすみがうら市加茂 4981-1
TEL 029-828-0775
FAX 029-828-1277

坂本材木梱包 検索



広告

学校法人たけより学園 認定こども園
くりのみ自然幼稚園



くりのみ自然幼稚園オリジナルの
カリキュラムには、「遊びから学ぶ」
しきがたくさん組み込まれています。
満2歳からご入園できます。

かすみがうら市穴倉 6204-13
TEL.029-831-4510
<https://www.kurinomi.ac.jp/>



豊かな緑よりよい自然環境作りを目指して

土木工事 / 路面工事
建築工事 / 土砂等選別工事

茨城県知事許可 第 29049 号

**有限会社
千代田エンジニアリング**
茨城県かすみがうら市上稻吉 1262-51
TEL 0299-59-5885

歳時記

かすみがうら市の



かすみがうら祭

第1常陸野公園をメイン会場として開催される秋の一大イベント。
参加団体によるステージ発表や文化・芸術作品の展示、特産品等の販売など、多種多様な催しが行われます。

広 告

**建造物総合解体・斬り
倒し・改修工事一式**

株式会社

アイエス

茨城県知事許可（建-03）第37731号

かすみがうら市種吉3-15-46
TEL 029-828-8483
FAX 029-828-8486

千代田ゴルフセンター

かすみがうら市新治1824
TEL 0299-59-2950

早朝ゴルフ練習
タイムサービス
CGCゴルフスクール
スカイトラック

FRONT

年中無休で営業中！
AM9:30～PM10:00

詳しくは
HPから!
千代田ゴルフセンター

検索

サイクリング

かすみがうら市 ×



つくば霞ヶ浦りんりんロード

旧つくば鉄道の廃線敷を周回する、全長約180kmのコースです。霞ヶ浦などの水郷地域や、筑波山地域などの豊かな自然や風景など、多様な魅力にあふれています。



つくいち

雪入ふれあいの里公園から筑波山系の山々をぐるっと一周するコースです。この地ならではの文化遺産や絶景がたくさん！筑波山に登ってゴールする約100kmのコースです。



かすいち

霞ヶ浦を1周するコースです。起伏はほとんどなく、幅広いサイクリストが楽しめます。地域のグルメやスイーツ、写真映えするスポットなど見どころ満載！



『かすみがうら市』のJA水郷つくばへ
お気軽にご相談ください。



<霞ヶ浦支店>
かすみがうら市深谷 3434-12
TEL 029-897-0583



<千代田支店>
かすみがうら市中佐谷 243-2
TEL 0299-59-5550



<サンフレッシュ花野果>
かすみがうら市下稻吉 2633-14
TEL 0299-37-7502



<サンフレッシュ霞ヶ浦店>
かすみがうら市深谷 3467-4
TEL 029-897-0682



<本店>
土浦市小岩田西1-1-11
TEL 029-822-0534
<https://ja-sgt.or.jp>

**不動産賃貸業
有限会社**

大山商事

かすみがうら市上稻吉 1943
TEL 0299-59-2633



特定建設業
AK(株)新井建設

エクステリア工事
舗装工事
外構工事
駐車場工事

お気軽にご相談ください！

かすみがうら市上稻吉 2010-79

TEL. 0299-59-4442

新井建設 かすみがうら





国選択文化財になった漁法

帆引網漁は、帆に受ける風を読みながら船を横に滑らせるようにして風下へ流し、漁獲をする独特の漁法です。明治時代に考案され、霞ヶ浦・北浦で広く行われてきました。

霞ヶ浦では昭和42(1967)年にトロール漁が解禁となり、帆引き船は一時期その姿を消しましたが、観光帆引き船として復活しました。

帆引網漁では、帆の上げ下げや帆に取り付く手綱により、帆に受ける風を調節しながら船を操作します。そして、船首・船尾を取り付けられた「出し棒」からの「出し縄」と、帆桁からの「つり縄」によって網口を立体的に広げて、水中の網を引いていきます。船を安定させながら漁を行なうためには、帆に受ける力(風力)、網にかかる水圧(抗力)、船の自重(重力)の3つの力のバランスを保つことが必要です。帆と網のバランス、そして複数の網を巧みに操る技術を組み合わせた点がその最大の特徴です。その独自の操業技術が注目され、平成30(2018)年に「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」(国選択無形民俗文化財)の選定を受けました。



霞ヶ浦で考案された漁法

帆引網漁は、明治13(1880)年に佐賀村(現かすみがうら市坂)の折本良平によって考案されました。少ない人數で効率よく漁を行なうことができたため、技術改良をしながら、霞ヶ浦・北浦で広く行なわれるようになっていきます。

効率よく帆引きをするためには、漁期に風向きが湖の長軸と並行になり船を長く走らせることができます。また、帆を張るために適度かつ一定の風力が得られることも大切です。水面が広く、周囲にさえぎる山などがない霞ヶ浦の自然環境が、こうした条件に適していたことも、この漁法が生み出された背景にあると考えられます。



技術と知識を記録する

国選定文化財となったことを受けて、現在、土浦市・かすみがうら市・行方市の3市では、帆引網漁の技術に関する総合調査を実施しています。

漁師たちは、その時々の風をよみながら、帆と網のバランスを察知します。そして、帆の上げ下げをする「水縄」、帆に当たる風の量を調節し船の向きを変える「ものぐさ縄」など複数の網を巧みに操ります。安定した漁を行なうためには、漁師の知識や経験が不可欠です。そうした知識と経験を聞き取り、記録にとどめていくことを調査の目的としています。

あわせて、帆引網漁のメカニズムを検証するため、水産工学的視点での調査も行っています。これまでに、船体の実測図化や船の傾き(復元力)を調べる計測が行われたほか、模型や張力計を用いた実験が実施されています。

これらの調査や実験を通して、霞ヶ浦の帆引網漁の技術の文化財の価値があらためて確認されていくことになります。

国選択無形民俗文化財

『霞ヶ浦の帆引網漁の技術』

帆引き船の歴史は、かすみがうら市歴史博物館で学ぶことができます

かすみがうら市歴史博物館

かすみがうら市
坂1029-1


Kasumigaura
Photo Gallery





歴史・文化

～人物～

いとう きくぞう
伊藤幾久造

挿絵画家として著名な伊藤幾久造は、昭和18年に東京から下大津村戸崎(かすみがうら市戸崎)の松学寺に疎開しました。松学寺には、幾久造の妻の姉が嫁いでいたことから疎開先となりました。幾久造は、戸崎地区をはじめ、近隣の人々に大変世話になり、そのお礼にとさまざまな絵を和紙や色紙に描き人々に贈っていたものが現在複数伝えられています。描いた作品には、この地域の風景画や人物画などがあり、伊藤幾久造の感性が伺われます。

いとう かしたろう
伊東甲子太郎

伊東甲子太郎は、天保6年(1835)に中志筑村(現在のかすみがうら市中志筑)の交代寄合本堂家に仕えた鈴木家の長男として生まれました。青年期に尊王攘夷の中心的存在であった水戸藩で、水戸学(日本固有の伝統、歩むべき道を皇統の継承と考え、日本人として正しく生きる道を重要視した学問)を学び、その後は江戸に出て、さらなる学問の研鑽に励みました。また剣術も水戸藩時代に神道無念流、江戸に出てからは北辰一刀流を極めました。文武両道、そして交流を深めていた多くの志士たちに慕われる伊東甲子太郎は、すでに新選組隊士となっていた藤堂平助の勧誘で元治元年(1864)に、新選組に入隊しました。

こうだ のぶちか
医師・古宇田信近とその子徳太郎

古宇田信近(左)・徳太郎(右)父子は、医者として活躍しました。信近は、軍医を務め、下関条約の際には全権大使李鴻章の怪我を治療したことでも有名になりました。

人物です。子の徳太郎は、明治41年(1908)に東京大学医学部を卒業後、北里柴三郎の伝染病研究所にて血清学を学び、東京銀座で開業しました。日本性病予防協会(現在の公益財団法人性の健康医学財団)の梅毒反応などの血清検査を行うなど、性感染症の研究に勤しみた人物です。

いいだ よしふさ
飯田吉英

飯田吉英は、アメリカのイリノイ大学で修士の学位を修め、帰国後は農商務省付属の畜産試験場にて食肉に関する研究に勤しました。

そうした中、俘虜収容所のドイツ兵にソーセージマイスターがいることを知り、ドイツ式ソーセージの製作技術の習得の機会を得、国内において多くのハム・ソーセージ会社を指導し、日本における食肉文化の定着、発展に貢献した人物です。

かいづか とくのすけ
貝塚徳之助

貝塚徳之助は、明治3年に加茂村(かすみがうら市加茂)に生まれ、中央大学を卒業後、判検事登用試験に合格、松本裁判所に勤務し、甲府裁判所、箱館裁判所などを歴任して、最後は土浦市に法律事務所を構え、信頼ある弁護士として名声を高めました。

たかしま かうえもん
高島嘉右衛門

高島嘉右衛門は、横浜において鉄道・ガス・学校など次々と事業を興し、横浜の基礎を創りました。

晩年は、自らがつくりあげた横浜のまちを一望できる大綱山に隠遁し、易(占い)を極め、明治19年(1886)には、大著「高島易断」を刊行し、易といえば高島嘉右衛門という名を不動のものにしていました。

Kasumigaura Photo Gallery



歴史・文化

（文化財）



椎名家住宅

椎名家は、寛永(1620年代)以前から、この地に住む旧家で、代々茂右衛門を襲名し、村役をつとめてきた家であり、かつては広大な屋敷がありました。現在でも周囲の一部に、中世の土豪をおもわせるような土塁と空堀がのこっています。



この椎名家住宅は、千葉県北部から茨城県南部にかけて分布する「ひろま型」で、「ねま」が「ひろま」の後方へ張り出す東関東民家の一典型といえます。

昭和45・46年に解体修理工事がおこなわれ、その際、差鴨居の柄から「延宝式年きのゑ寅十二月三日此当主椎名茂右衛門」墨書きが発見され、延宝2年(1674)の建築であることが判明しました。この紀年銘は、現在のところ東日本の民家として最も古いもので、解体修理工事において、建築当時の姿に復元されました。

かすみがうら市加茂4148

木造地蔵菩薩立像



かすみがうら市
戸崎1300

この像は、像高99cmで一木造、両袖の部分を寄木したもので、右手に錫杖(しゃくじょう)を持っています。湾曲した眉下(まゆした)に慈眼を細く開き、鼻の座がすわり端厳な相で、腹帶は簡素で全体的に素朴なつくりです。平安時代の作と考えられています。

通称「腹帶地蔵」と呼ばれ、安産信仰の対象として、近隣の人々から親しまれています。松学寺は、曹洞宗で寺伝によると明応2年(1493)の創建といわれています。



志筑城跡



鎌倉時代常陸国南郡の地頭職であった下河辺政義(後の益戸氏)の築城と伝わり、子孫代々城主をつとめましたが、六代国行の時、南北朝争乱で南朝方に組し、府中城の大掾高幹と戦いをくり返し興國2年(1341)6月遂に破れ、その後廃城となりました。

慶長7年(1602)には、本堂茂親の領するところとなり、正保2年(1645)より明治の廢藩置県まで本堂氏が陣屋を構えていました。現在も、三方が深田に囲まれ、南側に自然の堀割を擁した天然の要害を見ることができます。

かすみがうら市中志筑

名勝歩崎

歩崎は、霞ヶ浦の西方土浦入りと北方高浜入りとが一緒になる三叉沖(みつまたおき)に臨んだ景勝の地で、県指定第1号の名勝地にふさわしい眺めです。展望台からの眺めは、左に行方台地や天王崎を、正面に三叉沖を通してはるかに鹿島の森や工業地帯を望み、右手に浮島や稻敷台地をおさめる実にすばらしい景観であります。



現在この地には、土浦藩主土屋相模守寄進の常夜灯、帆引き網漁法の発明者折本良平(おりもとりようへい)の頌徳碑や東映映画「米」の記念碑、神戸節(寺神戸節義)の歌碑などが建っています。

昭和25年茨城百景に選定され、昭和34年水郷筑波国定公園の一部に指定されました。

かすみがうら市坂4784番地地先

出島の椎



この椎は、長福寺の山門に向かって左側にうっそうと繁る古木で、樹高は15m、幹の周囲は7mにおよびます。樹齢700年といわれ四方に張った枝は力強く、樹の姿は見事でしたが、平成10年頃、スダジイバチやカミキリムシに食害され瀕死の状態に至りました。現在は、延命対策事業を講じて回復の兆しが見えております。

かすみがうら市下軽部289

大切な樹木
お任せください。



土壤断面調査



土壤透水性調査



大径木高所調査



樹木内部腐朽調査
(レジスト)

樹木医
木村治美



マツ保全管理



根株腐朽菌調査

外観からでは判断できない
樹木診断承ります。

木村治美樹木医事務所
有限会社 フォレスト



かすみがうら市宍倉4277
TEL 029-840-8866

市 藤切り祇園祭

八坂神社を祀る深谷地内の5地域が、5年に一周する巡周りで、上当(頭)・下当(頭)をつとめます。宵祇園の日の午後、御輿の小浜下りが始まり、その帰途に御輿が藤切り坂にさしかかると、下当の若衆が土手の上で藤づるを力いっぱいいまわして、これをさえぎります。上当の者は、薙刀で四苦八苦してこれを切り、次に、坂の上にある大魚をナタで切り、御輿が通ることができ藤切りの行事が終了します。

これには、幾多の困難をのりきる意味があり、疫病退散や五穀豊穣、民生安定を祈願する行事です。

深谷八坂神社の祭礼で、毎年7月第4土曜日の宵祇園の日に行なわれます。



県 宝珠杵



鉢杵は、人間の煩惱をうちくだく密教法具で、古代インドの武器である鉢が密教に取り入れられたものです。握りの両端の部分(鉢)の数により、1つのものを「独鉢杵」、3つのものを「三鉢杵」、5つのものを「五鉢杵」と呼びます。

法藏寺の寺宝で、ムジナにまつわる言い伝えから「貉五鉢」とも呼ばれています。長さ17.4cmの金銅製で、鉢の部分に3個の宝珠が配されており、製作年代は鎌倉時代と推定されています。

国 風返稻荷山古墳出土品

風返集落の台地南端にあり、風返古墳群の中核をなす前方後円墳で、昭和39年に行なわれた発掘調査の結果、くびれ部から箱形石棺、後円部から複室構造の横穴式石室が発見されました。また、副葬品として、鞍金具(くらかなぐ)・雲珠(うず)・辻金具(つじかなぐ)・杏葉(ぎょうよう)・鏡板(かがみいた)などの馬具二組を始めとして、須恵器(すえき)や頭椎大刀(かぶつちのたち)など多数出土しました。これらの出土品は、市歴史博物館に収蔵されています。この古墳は七世紀前半に築いたものと推定されています。

令和5年には、風返稻荷山古墳出土品が国指定重要文化財に登録されました。



市 木造不動明王立像

この像は、像高が64.8cmで桧材の寄木造、髪の毛を頭上で束ねるほか、左耳の前で束ねて弁髪(べんぱつ)とし、眼は、右が天を、左が地をにらみ、牙は口端から上下に出す忿怒(ふんぬ)の形相です。

からだは裸で条帛(じょうはく)をかけ腰布などをまとい、右手に剣を、左手に悪をからめとる霸索(けんさく)を持ち、腰を右に捻(ひね)って岩座に立ち、火炎光背(かえんこうはい)を背負っています。全体的に丸い頭部と太造りの体部に充実した力があり、鎌倉時代末頃の作と推定されます。

かすみがうら市上稻吉72 福性寺



県 富士見塚古墳・富士見塚古墳出土品



西に筑波山、北と東に霞ヶ浦、南に菱木川の低地を臨む景勝の地にそびえ立つ、全長80m、高さが9m以上の市内最大の前方後円墳です。周囲には、数基の円墳があり富士見塚古墳群をなしています。

平成2年に発掘調査が行なわれ、後円部に粘土櫛2基、前方部に箱形石室が1基発見され、副葬品には、直刀・鉄鎌・金銅製馬具・管玉・ガラス玉などがありました。そのほか、周堀・墳丘裾部やくびれ部の張り出しから、円筒埴輪や形象埴輪が出土しており、6世紀初頭の築造と考えられています。

平成4年にふるさと創生事業で、古墳公園と展示館を整備して、これらの保存公開をしています。※展示館は閉館しました。

かすみがうら市柏崎1553-3

県 木造十一面觀音菩薩坐像



法藏寺の本尊で、桧材による寄木造り、像高90cmを測ります。玉眼入りの四臂像(四本腕の像)で、金箔塗です。これまで度々の火災にあい、光背や台座・化仏を失いましたが、災難を乗り越えて奇跡的にこの地に伝わっています。高く太めに刻まれた髪(結い上げた髪)、張りのある面相など、非常にすぐれた仏像です。製作年代は鎌倉時代と推定されています。

Kasumigaura Photo Gallery



自慢の逸品が大集合! くだもの狩りと 特産品

くだもの
狩り

かすみがうら市の果樹園では、一年
を通して果物狩りができます。
ご家族みんなではお越しください。

観光協会のHPでは
果樹園の案内も
チェックできるよ!



6月中旬～8月下旬

ブルーベリー

かすみがうら市ではブルーベリー栽培が盛んで、多くの方たちに楽しめています。

「目に良いフルーツ」としてだけでなく、成人病や老化防止にも効果があるといわれています。



8月下旬～10月下旬

ぶどう

かすみがうら市では、主に巨峰が栽培されています。

大粒で香りがよくて甘い、三拍子そろった巨峰。果皮離れがよく、食べやすいので多くの世代に人気のぶどうです。

8月中旬～10月下旬

梨(なし)

みずみずしくて甘いフルーツの王様。

かすみがうら市は、百年以上も前から梨が栽培され、県内でも指折りの梨栽培の地域です。梨は、水分が多く甘味と酸味の両方を持つため、疲労回復や夏バテにも効果があるといわれています。



9月上旬～12月上旬

柿(かき)

ビタミンがいっぱい入って栄養満点です。特にビタミンA・B・Cを多く含んでいます。

また、柿の含む成分には利尿作用があるため、「二日酔いに良い」といわれます。



12月下旬～6月上旬

いちご

甘くて元気な赤い実が特徴のかすみがうら市のいちご。

ビタミンCがたっぷり含まれており、風邪の予防や美肌効果に最適。



9月上旬～10月下旬

栗(くり)

かすみがうら市産の栗は、ふっくらとして大きく、そして甘味のある栗です。

煮てよし、ゆでてよし、焼いてよし。胃腸を丈夫にしたり、血液の流れをよくしたりする効能があるといわれています。



※旬の期間は目安です。気候などで多少前後することがあります。

広告

霞ヶ浦で佃煮を作り続けて80余年。味と品質にこだわりぬいた伝統の佃煮屋。



取扱商品



出羽屋

お問い合わせ 0120-883-088

受付時間 / 9:00～18:00 (月曜日～土曜日) <https://www.dewaya.net>

本社工場 / かすみがうら市加茂 3385

出羽屋 かすみがうら市





レンコン

霞ヶ浦周辺が日本一の产地であるレンコン。有機質に恵まれた土壤と安定した水温により、上質なレンコンが栽培されています。

特産品



梅

梅の栽培が盛んであり、主に「白加賀」、「石川一号」、「加賀地蔵」、「露茜(つゆあかね)」などが生産されています。品質が良く、青梅としての出荷や加工用梅としても評価を得ています。そもそも交配させた「露茜」は、実そのものが赤く梅シロップなどに用いると、鮮やかな赤色になる特徴があります。



米

古くから稻作が盛んなかすみがうら市。市内各地でコシヒカリを中心に、おいしいお米が生産されています。



佃煮

霞ヶ浦でとれたワカサギ、エビ、ハゼ、その他の小魚などを材料にした佃煮は、味の良さ、品質の良さで知られています。



シラウオ

獲れたてのシラウオは、無色透明で加熱すると身が白くなります。脂身が少なくともヘルシーで、カルシウムやミネラルが豊富に含まれており、新鮮なシラウオは、生のまま生姜醤油や酢味噌などで食べることができる大変貴重な魚です。



ワカサギ

公魚(ワカサギ)という名前は、江戸時代にさかのぼり、年貢の一部として幕府に納められた公儀御用魚が由来とされています。骨も柔らかく丸ごと食べられるため、天ぷらやフライ、塩焼きや素焼き、佃煮や甘露煮などに調理されます。

『銘柄产地』『銘柄推進产地』の指定を受けています。

水郷つくば農業協同組合
霞ヶ浦蓮根部会
れんこん



5月上旬から10月中旬は発泡スチロール容器に氷詰め、10月中旬からは鮮度保持フィルムに入れての出荷という時期に合わせた品質管理を実施しています。特産品として市場シェアが高くなっています。

水郷つくば農業協同組合
千代田梨部会
なし



銘柄推進产地

高温対策として棚持ちさせるための早期出荷をお願いすることや、本来廃棄となってしまう規格外品を加工用として出荷し、廃棄量の減少に努めています。銘柄产地指定に向けた取り組みを続けています。

『銘柄产地』とは

高品質で信頼性・安全性が高いことが実需者から評価され、多様化するニーズに対応できる競争力のある園芸産地であると判断された産地が認定を受けることができる茨城県の認定制度です。

認定の条件として、「品質」「規格・選別」「鮮度」等が、茨城県が定める基準を上回っていることなど、様々な条件を満たすことが求められています。

「銘柄推進产地」は、茨城県の定める品質等の基準を上回っており、銘柄产地指定に向けた取り組みを行っている産地をいいます。



広告

淡水魚(わかさぎ、川えび、白魚)の事なら小沼水産にお任せください。

霞ヶ浦とともに創業明治37年

霞ヶ浦の伝統漁法

帆引き網漁

取扱い品目

わかさぎ飴煮・小えび甘露煮・しらすくるみ・生あみ佃煮
いなご甘露煮・あさり佃煮・じじみうま煮・他、多数取扱



自然が育む伝統の逸品



○ 小沼水産株式会社

029-896-1111

本社工場 かすみがうら市田伏470-2 <http://www.onumasuisan.co.jp/>

小沼水産





1 霞ヶ浦サブレ

(株)久月総本舗



2 プリントサブレ

(株)久月総本舗



3 ふくまる厳選米

かすみがうら市
特別栽培米研究会

4 お芋のグラッセ

5 カリカリおさつ
(全6種類)
サンパータタ6 熟成焼いも「紅好み」
サンパータタ

7 ゆで落花生

「おおまさり」
(株)久松哲男商店

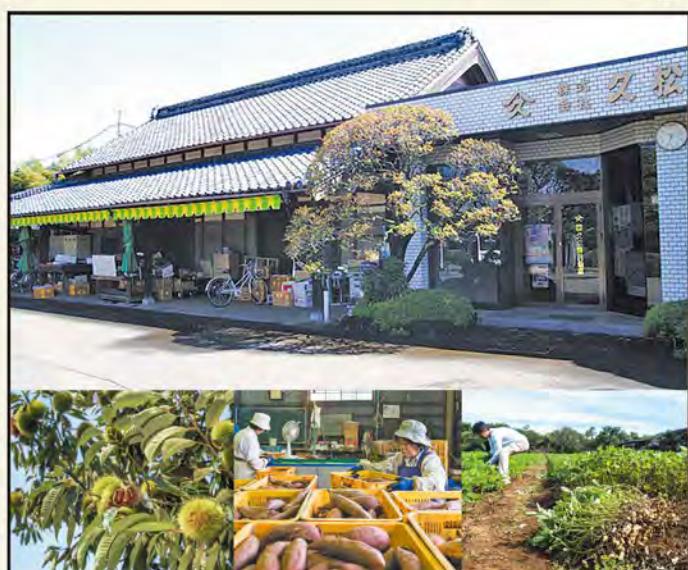
8 太陽のめぐみ

「サンマロン」
志士庫園芸農業協同組合

9 霞ヶ浦帆引き船模型

霞ヶ浦帆引き船・
帆引き網漁法保存会10 わかさぎ
白焼き甘露煮
(株)安部11 江口屋醸造所クラフト
ビール(全8種類)
(株)かすみがうらFC12 しづくのしづく
合同会社 むすび13 ショコロンファームの
熟成焼き栗
農事組合法人
ショコロンファーム

広 告



創業90年、茨城県かすみがうら市の
筑波山麓、霞ヶ浦湖畔の恵まれた大地で、
栗・芋・落花生などを、栽培から販売までしております。
安全・安心で良質の「いばらきの果実・野菜」を食べていただく為に、
日々、スタッフ一同、精進しております。

[HP]



www.hisamatsu-shouten.com
◀HP内で買い物ができます



[Instagram]

株式会社 **久松哲男商店**

[本店] 〒315-0054 かすみがうら市稻吉5丁目1-55

Tel.029-831-0020 Fax.029-831-1167

[営業時間] 8:30~12:00 13:00~17:00

[休業日] 日曜・祝日・お盆・正月





14 露ヶ浦フィッシュ
＆チップス
（株）安部



15 海老れんこん佃煮
（株）安部



16 お芋屋さんの焼きいも
丸ごとポタージュ
サンパータ



17 熟成焼いも焼酎・
みなみのめぐみ
美並の恵
サンパータ



18 寿米流
合同会社 むすび



19 おさつチップス
サンパータ



20 やきいも
熟成紅はるか
21 熟成 烤き栗
（株）久松哲男商店



22 特選栗甘納糖
23 三色芋甘納糖
（金時芋・人參芋・紫芋）
24 落花生甘納糖
（株）久松哲男商店

- 25 飲むブルーベリー
26 ブルーベリージャム
27 ブルーベリー
アイス
ブルーベリー
やすだ



28 ブルーベリーチーズ
手作りパン パンプキン



29 蓼根チーズ
手作りパン パンプキン



30 ブルーベリー
リキュール「露恋」
かすみがうら市
焼酎づくり
推進協議会

- 31 ブルーベリー
ジュース
32 ブルーベリー
飲む酢
露ヶ浦ブルー
ベリー農園



33 そのまんまお芋
手作りパン パンプキン

広 告



未来に繋げよう「食」と「農」

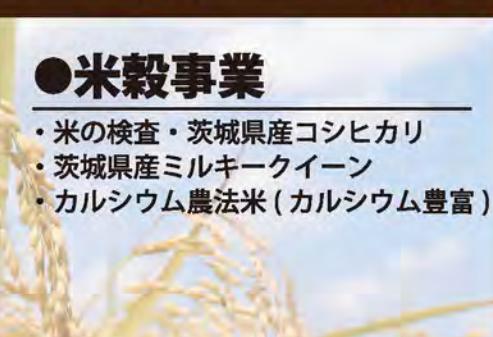
●肥料・農薬事業

- ・土壌診断・各種肥料農薬の販売
- ・肥料設計・オノリーワン肥料の製造



●米穀事業

- ・米の検査・茨城県産コシヒカリ
- ・茨城県産ミルキークイーン
- ・カルシウム農法米（カルシウム豊富）



米穀・肥料・農薬の専門店 農産物登録検査機関 TEL029-831-0902
〒315-0054 かすみがうら市稻吉 1-5-12
有限会社 石塚産業 <https://www.ishitsukasangyou.com/>

ミ
土壌診断
いたします。

美味しい野菜・お米作りの
第一歩は土壌管理から

米
が
旨
い

市からの情報をお届けします

かすみがうら市アプリ



ダウンロードは
こちらから

かすみがうら市が公式でリリースした市民の皆さんそのためのアプリです。市公式ホームページと連動しており、最新情報や暮らしに便利な情報を確認することができます。また、スマホやタブレットにプッシュ通知で届き、タイムリーに情報を確認することができます。

かすみがうら市アプリの便利なところ

- 災害時に備えた緊急情報ページを設置
- ごみ分別の検索ができる
- 広報紙が読める
- 申請手続きや届け出などの電子申請ができる

iOS版



Android版



かすみがうら市観光アプリ



ダウンロードはこちらから

iOS版

Android版



かすみがうら市防災アプリ



ダウンロードは
こちらから

防災情報などの防災行政無線の放送内容をスマートフォン音声で受信できる、防災アプリです。

- 聞き取りにくい防災無線放送の問題を一発で解消
- 音声でも文字でも確認できる
- 緊急放送は、最大音量で通知（音量変更もできます）



iOS版



Android版



かすみっ湖アプリ



アプリ



市が発信するさまざまな子育てに関する情報を「いつでも」「どこでも」「手軽に」入手することができます。

● 市からのお知らせ

プッシュ通知機能により、市からの子育てに関するお知らせをお届けします。

● 成長記録

子どもの成長や予防接種の履歴を記録することができます。

iOS版

Android版



Kasumigaura Photo Gallery



行政ガイドINDEX

	各課の主な業務	32		公共交通	54
	公共施設	33		手続き・届出・相談	57
	いざというときに	37		税金	64
	避難所情報	42		健康保険・医療福祉	70
	ごみの分別・出し方	43		健康・福祉・子育て	75
	生活環境	46		教養・文化・スポーツ	88
	住みよいまちに	48		就労支援	90
	土地・建物などに 関する手続き	52		農林業	91
	住まいに関する補助・ 移住定住	53		議会	92

広 告

霞ヶ浦地区
地域包括支援センター

お気軽にお問い合わせください！

かすみがうら市中央 5696-3
(ケアハウスピソ天神敷地内)

☎ 029-833-0331

いつまでも明るくお元気に。

ケアハウス ピソ天神 ☎ 029-833-0298
小規模多機能型居宅介護 げんき村 ☎ 029-833-0302
一生の杜 デイリーハビリセンター ☎ 029-879-5025
ピソ天神 訪問介護事業所
ピソ天神 居宅介護支援事業所 ☎ 029-834-8000

あなたの移動を助ける強い味方

希望戦隊
おでかけレンジャー

限定 有償運送車両 開発福第81号

社会福祉法人 明岳会

かすみがうら市中央 5696-3 明岳会



各課の主な業務

令和7年4月1日現在



各課の主な業務

配置 ●は千代田庁舎、■は霞ヶ浦庁舎、★は市民窓口センター、▲は千代田コミュニティセンター、◆はその他

部	課室名	主な業務	場所
総務企画部	総務課	情報公開、文書事務、選挙管理委員会、条例・規則等の審査、市議会の招集、統計調査、庁舎・共用車の管理、公有財産の管理	●
	経営企画課	予算編成、予算執行管理、財政計画、行財政改革、市政運営に係る総合調整、総合計画、地方創生、地域計画、公有財産・公共施設の総合調整、広域行政	●
	秘書人事課	秘書、職員採用、職員給与、職員研修、福利厚生	●
	情報広報課	情報化施策、電子自治体の推進、広報誌発行	■
市民部	環境防災課	環境対策、地球温暖化対策、公害防止対策、霞ヶ浦の水質浄化、ごみの処分・収集、合併処理浄化槽、畜犬登録・予防注射、防災、国民保護、交通安全、防犯	●
	地域 コミュニティ課	移住・定住、まちづくり活動支援、男女共同参画、行政相談、消費生活センター、多文化共生・国際交流、緑化推進事業、区長会、コミュニティ活動、NPO法人、広聴活動、空き家対策、コミュニティセンターの維持管理、公民館講座	■
	市民課	戸籍届出、住民異動届、戸籍・住民票・印鑑登録などの証明、旅券やマイナンバーカードの申請交付、各種申請等の受付・取次ぎ、住居表示	★
	税務課	市・県民税、軽自動車税、固定資産税の課税、市税等の収納管理、市税等の徴収、納税相談	★
保健福祉部	社会福祉課	民生委員、児童委員、災害罹災者の援助、人権擁護、やまゆり館の管理運営、生活保護相談、障害福祉に関する相談、障害者手帳の交付、障害福祉サービス	★
	介護長寿課	介護保険、介護認定、高齢者福祉	★
	子育て支援課	児童手当、児童扶養手当、保育所入所、子育て支援、家庭児童相談	★
	健康増進課 (保健センター)	保健センターの運営、地域医療、予防接種、健康増進・相談、各種健診、特定健診、保健指導、母子手帳の交付、妊産婦・母子保健に関する相談	◆
	国保年金課	国民健康保険、国民健康保険税、医療福祉(マル福)、後期高齢者医療制度、国民年金	★
産業経済部	農林水産課	農業振興、新規就農者、担い手育成、果樹・園芸などの振興、病害虫防除対策、鳥獣対策、土地改良事業、農村環境整備、第一次産業の振興、有機農業の推進	■
	商工観光課	商工振興、労働行政、新産業の育成、創業支援、ふるさと応援寄附、観光振興、観光交流イベント、シティプロモーション、サイクリングの振興、交流センター	■
都市建設部	都市整備課	都市計画、市街地整備、街路、土地区画整理事業、企業誘致、公共交通、開発行為の許可、建築確認申請	■
	道路課	道路・橋梁などの維持管理と占用許可、道路台帳の管理、道路・橋梁などの整備工事、道路舗装の推進、都市計画道路・広域幹線道路の整備、道路・河川の災害復旧工事、道路等の用地取得、道路・河川の登記、スマートインターの整備	■
	上下水道課	上下水道事業の予算・決算・経理、水道の開閉栓届、水道検針、水道料金、下水道料金、受益者負担、水道施設の工事・維持管理、給水工事の相談、下水道・農業集落排水施設の工事・維持管理、下水道処理場・ポンプ場の維持管理、水洗化の相談	◆
教育委員会 事務局	学校教育課	教育委員会庶務、就学支援、通学区域、学校給食、学校予算の管理、学校施設等の維持管理、教育課程、教科用図書の採択	▲
	生涯学習課	芸術文化の振興、社会教育施設の維持管理、スポーツ振興、体育施設の維持管理、図書館施設の維持管理、図書・視聴覚資料の貸出し、文化財の保護保存・活用、ジオパークの推進	▲
会計事務局	会計課	現金等の出納保管、公金の収納・支払い、決算書の調製、入札・契約、検査	★
議会事務局	議会総務課	議会庶務、議事・調査	●
農業委員会	農業委員会事務局	農地権利移動、農地転用の許可、農地利用最適化の推進、農業者年金	■
監査委員	監査委員事務局	監査委員の監査等の庶務	●
消防本部	消防本部	消防、救急救助、通信指令、予防、危険物、消防団	◆



公共施設

(令和7年4月1日現在)

各庁舎

かすみがうら市役所 千代田庁舎



総務課	環境防災課
経営企画課	議会総務課
秘書人事課	監査委員事務局

所在地 かすみがうら市上土田461

電話番号 0299-59-2111 029-897-1111

かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎



情報広報課	都市整備課
地域コミュニティ課	道路課
農林水産課	農業委員会事務局
商工観光課	

所在地 かすみがうら市大和田562

電話番号 0299-59-2111 029-897-1111

かすみがうら市役所 市民窓口センター(中央庁舎)



市民課	子育て支援課
税務課	国保年金課
社会福祉課	会計課
介護長寿課	

所在地 かすみがうら市下稻吉2633-19

電話番号 0299-59-2111 029-897-1111

開庁時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
※毎週木曜日(祝日を除く)は午後7時
【待合・キッズスペース・ベビールーム・市民ギャラリー】
午前8時30分～午後8時(土・日・祝も利用可)

水道事務所



上下水道施設の整備および維持管理、上下水道加入受付および料金賦課受付などを行なっています。

所在地 かすみがうら市西成井1941-1

電話番号 029-897-1346 上下水道お客様センター
029-897-2300

消防本部 西消防署



消防関連の事務および千代田地区の消防・救急活動の拠点となっています。

火災・救急・救助は119番へご連絡ください。

所在地 かすみがうら市上土田501

電話番号 0299-59-0119

東消防署



主に霞ヶ浦地区の消防・救急活動の拠点となっています。
火災・救急・救助は119番へご連絡ください。

所在地 かすみがうら市宍倉2410-6
電話番号 029-897-0119

福祉・保健施設

かすみがうらウエルネスプラザ



トレーニングルームや研修室、軽運動室、健康キッチンなどを備えた複合施設です。保健センターを中心とする健康増進の拠点施設です。

所在地 かすみがうら市宍倉5462(旧宍倉小学校)

【施設利用】

電話番号	029-897-1155
開館時間	月曜～土曜 午前9時～午後10時 日・祝日 午前9時～午後7時 ※トレーニングルーム、シャワールームおよびロッカールームは午前9時～午後9時
休館日	毎週火曜日(休日の場合は翌平日) 年末年始(12月29日～翌年1月3日)

【保健センター】

電話番号	029-898-2312
開館時間	午前8時30分～午後5時15分
休館日	土・日・祝・年末年始(12月29日～翌年1月3日)

広 告



浄土真宗本願寺派

あうさいじ

往西寺

かすみがうら市下土田1413

0299-59-2438

やまゆり館



世代間交流を促進するコミュニティ施設です。子育て支援の機能も備えた福祉の拠点です。

所在地	かすみがうら市下稻吉2423-9
電話番号	029-832-5601
開館時間	午前9時30分～午後9時 ※子育てルームのみ午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時30分
休館日	日・祝・年末年始(12月27日～翌年1月4日) ※子育てルームのみ毎週土曜休館

大塚ふれあいセンター(大塚児童館)



集会室や和室、調理室などを備え付け、2階部分は大塚児童館も兼ねています。地域住民ふれあいのコミュニティ広場として、子どもからお年寄りまで幅広く利用されています。

所在地	かすみがうら市下稻吉1868-22
電話番号	0299-59-4088
【大塚ふれあいセンター】	
開館時間	午前9時～午後10時(ただし、日曜日および祝日は午前9時～午後5時)
休館日	年末年始(12月28日～翌年1月4日)
【大塚児童館】	
開館時間	午前8時30分～午後5時 土曜日 午前8時30分～正午 ※開館時間は変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
休館日	日・祝・年末年始(12月28日～翌年1月4日)

新治児童館



集会室や遊戯室を備え付け、地域の子どもたちの健全な遊び場として、また、幼児とそのお母さんたちの交流の場として活用することができます。

所在地	かすみがうら市西野寺51-1
電話番号	0299-22-2125
開館時間	午前8時30分～午後5時(月～金) ※開館時間は変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
休館日	土・日・祝 年末年始(12月28日～翌年1月4日)

文化・スポーツ施設

千代田コミュニティセンター(千代田出張所)



会議室や調理室のほか、図書館(分館)としても利用されています。また、千代田出張所が併設されており、さまざまな窓口業務にも対応しています。

所在地	かすみがうら市中志筑2112
電話番号	0299-59-5252
開館時間	午前9時～午後10時 図書館千代田分館 午前9時～午後5時
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月27日～翌年1月4日)

霞ヶ浦コミュニティセンター



トレーニング室や図書館などの機能をもった施設です。学習や趣味を通して活発なグループ活動など、仲間との交流に利用されています。

所在地	かすみがうら市深谷3719-1
電話番号	029-897-0511
開館時間	【トレーニング室・軽運動室】 午前9時～午後9時 【カラオケ集会施設】 午前10時～午後4時 【コミュニティ広場】 午前9時～午後5時30分 【会議室・研修室・視聴覚室ほか】 午前9時～午後10時
休館日	
休館日	毎週月曜日(祝日の場合はその翌日) 年末年始(12月27日～翌年1月4日)
【図書館本館】	
電話番号	029-897-0647
開館時間	(火・木)午前9時～午後6時 (水・金)午前9時～午後8時 (土・日・祝日)午前9時～午後5時
休館日	毎週月曜日(祝日の場合はその翌日) 毎月月末(末日が土・日・月の場合は金曜日) 年末年始(12月27日～翌年1月4日) 特別整理期間



下稻吉コミュニティセンター(中央出張所)



講座や趣味などの活動が活発に行われ、地域コミュニティの場となっています。また、中央出張所では住民票や税証明の交付等を行なっています。

所在地	かすみがうら市稻吉3-15-67
電話番号	029-831-2234
開館時間	午前9時～午後10時 ※出張所は平日午前8時30分～午後5時15分
休館日	年末年始、館内一斉清掃日など

歴史博物館



霞ヶ浦漁業のシンボルであった帆引き船の模型や、当時の漁船で使用されていた道具などを展示しています。また、かすみがうら市の歴史を考古・歴史資料と共にパネル展示を通して紹介しています。

所在地	かすみがうら市坂1029-1
電話番号	029-896-0017
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月28日～翌年1月1日) ※2025年7月より老朽対策のため休館中

水族館



霞ヶ浦に生息する魚を中心には、魚の大きさや感触を体感することができます。霞ヶ浦を覗いているようなパノラマ水槽や、川の上流から下流域に合わせて魚を展示した水槽など、いろいろな水槽を見学することができます。

所在地	かすみがうら市坂910-1
電話番号	029-896-0722
開館時間	午前9時～午後4時30分
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月28日～翌年1月1日)

第1常陸野公園(千代田B&G海洋センター)



夜間照明設備を備えた野球場やテニスコートのほか、海洋センター体育館やプールを利用することができます。

所在地	かすみがうら市中佐谷1250
電話番号	0299-59-4829
開館時間	午前9時～午後5時 (夜間使用については午後10時まで)
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月28日～翌年1月4日) ※プールを除く

わかぐり運動公園



多目的広場のほか、夜間照明設備を備えたテニスコートや、バスケットボール・バレー・バドミントンなどさまざまな屋内スポーツに利用できる体育館も併設されています。

所在地	かすみがうら市新治1813-2
電話番号	0299-59-2909
開館時間	午前9時～午後5時 (夜間使用については午後10時まで)
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月28日～翌年1月4日)

多目的運動広場



多目的運動広場や弓道場のほか、夜間照明設備を備えたテニスコートの利用が可能です。

所在地	かすみがうら市深谷3384-1
電話番号	029-898-2017
開館時間	午前9時～午後5時 (夜間使用については午後10時まで)
休館日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月28日～翌年1月4日)

戸沢公園運動広場



一面芝生の戸沢公園運動広場は、休日にはサッカーや少年野球など多くの利用者で賑わい、多目的に利用されています。

所在地	かすみがうら市宍倉3604-1
電話番号	029-898-2017(多目的運動広場)
開館時間	午前9時～午後5時
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)、年末年始(12月28日～翌年1月4日)

体育センター



主にバレーボールやバスケットボール、バドミントンなど、さまざまな屋内スポーツに利用できる体育施設となっています。

所在地	かすみがうら市深谷3682-1
電話番号	029-898-2017(多目的運動広場)
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)、年末年始(12月28日～翌年1月4日)

観光施設・公園

畔の駅 コハン(かすみがうら市交流センター)



雄大な『霞ヶ浦』や豊富な農水産物などの地域資源を活用し、ブルーツーリズム(親水空間の創造)や体験型プログラムを展開する観光交流の拠点となっています。

所在地 かすみがうら市坂4784番地先

電話番号 **029-840-9010**

開館時間 午前9時～午後5時

休館日 年末年始(12月29日～翌年1月4日)など

歩崎公園



湖岸に園地が整備され、交流センターや水族館、アスレチック遊具があります。また、日本第2位の湖面面積を誇る霞ヶ浦を一望できる絶景のスポットでもあります。

所在地 かすみがうら市坂4787番地先

あゆみ庵・民家園



あゆみ庵は、数寄屋造りの建物で茶室と座敷広間があり、ボランティアグループによるお茶のサービスでおもてなしをしています。民家園は、江戸時代に建てられた母屋と板倉を移築したもので、茅葺き屋根に曲がり屋などが当時の民家の特徴をよく伝えています。

所在地 かすみがうら市坂888-2

電話番号 平日:**029-897-1111** 市商工観光課
土・日:**029-896-0017** 歴史博物館

開館時間 土・日・祝日の午前10時～午後3時

火～金は予約制
(使用予定日の5日前までにご連絡ください)

休館日 毎週月曜日、年末年始(12月28日～翌年1月4日)

※月曜日が祝日の場合は、その翌日が休館日
※その他都合により休館の場合あり

雪入ふれあいの里公園



山の地形を利用して作られた公園です。ネイチャーセンターには、雪入の自然を学ぶことができる展示室や、シアタールーム、テラスなどがあります。

所在地 かすみがうら市雪入452-1

電話番号 **0299-59-7000**

開園時間 午前9時～午後4時30分

休園日 每週月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月28日～翌年1月4日)

三ツ石森林公園



里山の豊かな自然に触れることができる公園です。園内には、見晴らし広場や芝生広場、水の広場などが整備されています。

所在地 かすみがうら市上佐谷307-2

電話番号 **0299-59-7000**

富士見塚古墳公園



市内最大の前方後円墳「富士見塚古墳」の頂上からは、霞ヶ浦や筑波山を一望できます。

所在地 かすみがうら市柏崎358-1(駐車場)

公共施設使用料減免団体登録制度

経営企画課(千代田庁舎)

市民の皆さんの自主的で公益的な活動を支援するため、市では、一定の要件を満たす同好会などを対象に、公共施設使用料減免団体登録制度を設けています。

登録を希望される団体は、申請手続きが必要となります。

【公共施設使用料減免団体の登録要件】

① 活動目的

- ・市が推進する施策の目的に合致する活動をしていること
- ・利用者の直接の営利を目的としないこと
- ・市が主催する行事への参加や事業への協力など、活動成果を広く還元いただけること

② 会員構成

- ・5人(社会教育関係団体は2人)以上で構成され、かつ、市民が半数以上で構成されていること
- ・門戸を開き、活動目的に賛同する市民の入会を制限しないこと

③ 運営方法

- ・年間を通じ定期的・継続的な活動を行っていること
- ・会員の総意によって、自主的に組織的な運営がされていること
- ・活動費用は会員の会費で賄われ、収支決算が適切に行われていること
- ・講師を経常的に招いたり、代表者と会員間の師弟関係など、塾や教室的な形態になっていないこと

※市内の自治会組織や子ども会、スポーツ少年団、老人クラブなどが活動目的にそって施設を使用する場合は、この登録制度によらず使用申請の際に申し出ていただくことで、使用料の減免を受けることができます。



いざというときに

休日夜間の急患

● 休日・夜間の診療当番医

休日・夜間の診療当番医は市ホームページや広報かすみがうらに掲載しています。

● 茨城おとな・子ども救急電話相談

救急車の要否や応急手当のアドバイス、医療機関を案内しています。

【受付時間】24時間／365日

【おとな】☎ #7119 【子ども】☎ #8000

つながらないときは☎ 050-5445-2856

● 中毒センター(中毒110番・電話サービス)

中毒110は、化学物質(タバコ・家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供しています。

一般市民専用電話(情報提供料:無料)

大阪 ☎ 072-727-2499

365日 24時間

つくば ☎ 029-852-9999

365日 24時間

※一般市民の方は無料になりますので、ご活用ください。

※医師および医療機関の皆様からのお問い合わせに対して、情報提供料は有料(1件につき2,000円)となりますので、ご了承願います。

タバコ誤飲事故専用電話(情報提供料:無料、自動音声対応による一般向け情報提供)

☎ 072-726-9922 365日 24時間

※一般市民の方は無料になりますので、ご活用ください。



火災・救急・救助

● 119番通報は落ち着いて

消防車や救急車を呼ぶ119番通報は、焦りや緊張で正確な場所や状況などを伝えられないことが多い、通報から出場までの時間が余計にかかることがあります。

● 119番通報すると

水戸市のいばらき消防指令センターに接続され、その後、災害現場の受け持ち消防署に出場指令がかかります。

(1)火災か・救急かを伝える

(2)要請場所の住所・氏名・目標物などを伝える

(3)交通事故などの場合は所在、道路名、目標物(負傷者

数交差点名や付近の著名な建物を告げると救急隊も到着しやすい)を伝える

(4)見たままの状況を伝える

(5)電話している本人の氏名と電話番号を伝える

● 災害情報テレホンサービス(音声案内)

☎ 0299-59-1190

火災発生時は、消防署に問い合わせが殺到するため、上記テレホンサービスをご活用いただきますようお願いします。



● AED設置施設

もしもの時のために、施設の位置を確認しておきましょう。茨城県では、AED設置施設の所在情報をホームページ「いばらきデジタルまっぷ」で公表しています。



広 告

力ギと防犯のSOS

- 防犯力メラ
- ホームセキュリティ機械警備システム
- 防犯合わせガラス
- 入退室管理システム

安全で快適な生活をトータルプロデュース

土浦防犯センター

☎ 0120-091690

土浦市小松1-12-35

<http://kagipro-tsuchiura.com>

防災・安全

家の内外の危険 箇所をチェック



いざというときに

Check!

- 逃げ場となる安全な空間を確保

部屋数に余裕があれば、家具は出入りが少ない部屋にまとめておきましょう。

少しでも安全な空間が確保できるように、家具の配置を工夫してみましょう。

屋内編



Check!

- 子どもやお年寄りがいる部屋
寝室には家具を置かない

子ども・お年寄り・病人などが逃げ遅れる可能性があります。寝ている時に地震に遭うと倒れてきて危険ですので、家具を置かないようにしましょう。

Check!

- 家具や電化製品の転倒・落下を防ぐ

家具や照明は鎖やL字金具などを使用して固定しましょう。家電は可能な限り低い位置で固定しましょう。

Check!

- 出入口や通路に物を置かない

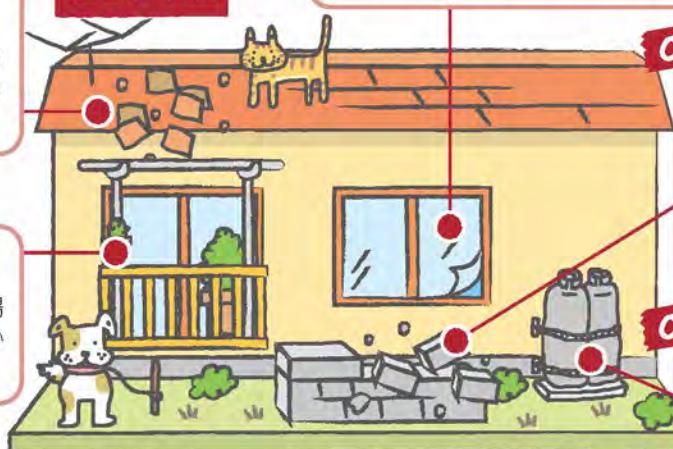
玄関や出入口に繋がる通路には、避難の妨げになるような物を置かないようにしましょう。

Check!

- 屋根

テレビのアンテナは固定し、屋根瓦は補強しておきましょう。

屋外編



Check!

- 窓ガラス

ガラスが割れても飛び散らないように、フィルムを貼っておきましょう。

Check!

- ブロック塀・門柱

基礎がしっかりしていないもの、鉄筋が入っていないものは補強しましょう。鉄筋が錆びていたり、ブロックがひび割れている場合は補修しておきましょう。

Check!

- プロパンガス

ガスボンベが倒れないように、鎖で固定しておきましょう。



いざという時のために日頃から
家族で確認しておきましょう。



災害発生! そのときどうする?

大きな災害が発生したら、冷静に判断するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。災害時でも「あわてず、落ち着いて」行動するために、以下の行動ポイントを確認しましょう。



地震発生時の行動ポイント

地震発生

- 机の下などにもぐり、自分の身の安全を確保する。
- 火の始末をする。
- ドアや窓を開けて、出口を確保する。

1~2分

- 火元を確認し、出火していたら初期消火をする。
- 家族の安全を確認する。
- 靴をはく。(ガラスの破片などから足を守る。)
- 非常持ち出し品を用意する。
- 山崩れに注意をする。



3分

- 協力して応急救護を行う。お年寄り、体の不自由な人、けが人などに声をかけて、助け合いましょう。
- 余震に注意をする。
※大きな地震の後には余震が発生する。



5分

- ラジオなどで正確な情報を確認する。
- 電話の使用はなるべく控える。
- 家屋倒壊などの恐れがあれば避難する。
- ブロック塀や瓦やガラスなどの落下物に注意する。
- 車は使わず徒歩で避難場所に避難する。



5~10分

- 保育所(園)・幼稚園や小・中学校に子どもを迎えるために自宅を離れる場合は、行き先を書いた連絡メモを目立つ場所に残す。
- 再度出火防止を確認する。ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす。



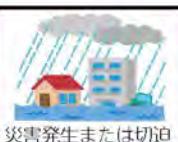
風水害時の行動ポイント



警戒レベル4で必ず避難!

警戒レベル

5



災害発生または切迫

緊急安全確保

※ 1
きんきゅうあんぜんかほ

すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません。

警戒レベル④ までに必ず避難!

4



災害のおそれが高い

避難指示

※ 2
ひなんしじ

警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

3



災害のおそれがある

高齢者等避難

※ 3
こうれいしゃとうひんか

避難に時間がかかる高齢者や障がいのある方は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

2



気象状況の悪化

大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)



気象状況悪化のおそれ

早期注意報 (気象庁)

防災行政無線
テレフォンサービス
～放送内容が確認できます～

通話
無料

0800-800-3674

ホームページからも
確認できます。



※ 1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※ 2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。

※ 3 警戒レベル3は、高齢者や障がいのある方以外の方も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

いざというときに



避難時の心得

日頃から避難経路や避難場所を確認しておきましょう。

正しい情報の収集と 自主的な避難を

ラジオ・テレビで最新の災害情報に注意をしましょう。山間部や沿岸部の近くに住んでいる人は早めに避難しましょう。



避難の呼びかけがあれば速やかに避難を

人的被害が迫った場合には、市役所や消防団から避難の呼びかけをする場合があります。呼びかけがあった場合には、すぐに避難してください。



危険な場所には 近づかない

増水した川や湖の様子を見に行くのは大変危険です。絶対にやめましょう。



事前に避難経路の 確認を

避難場所までの経路は、事前に確認しておきましょう。避難場所へ向かう道は、狭い路地や壁ぎわ、川べりなどは避けましょう。



避難する前には

避難する前に、電気・ガスなどの火元を確認しましょう。また、避難先や安否情報を書いた連絡メモを残しておきましょう。



車での避難は控えて

避難場所へは徒歩で避難してください。車での避難は緊急車両の通行を妨げる原因となりますので、やめましょう。



子供やお年寄りなどの 避難に協力を

子供やお年寄り、体の不自由な人などは、避難に時間がかかります。近所のお年寄りなどの避難に協力をしましょう。また、日本語が不自由な外国人の避難にも協力をしましょう。

避難に遅れた場合には

もし避難に遅れ、危険が迫ってきた場合は、近くの丈夫な建物の3階以上(2階でも可)に逃げましょう。



非常持ち出し品



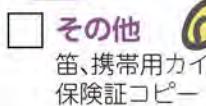
□ 食料品など

食料、飲料水(1日3L、3日分)
ナイフ、缶切り



□ 日用品

手袋(軍手)、ちり紙
ローソク、マッチ・ライター
ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ
生理用品、石けん・歯磨きセット



□ 衣類など

衣類、タオル、毛布
寝袋、下着類、上着
雨具



□ 貴重品

現金(小銭)、預金通帳、印鑑
重要書類の番号を記したもの



□ あると便利な物

ウェットティッシュ、マスク、
ビニール袋、携帯用浄水器
食品用ラップ



□ 安全対策

ヘルメット
防災ずきん
救急セット
常備薬
底の厚い靴



□ 赤ちゃん用品

哺乳瓶・ミルク
紙おむつ・衛生用品
母子手帳など



災害情報の入手先

防災情報提供センター



防災情報提供センター(国土交通省)

川の水位情報



国土交通省 川の防災情報

気象情報



気象庁ホームページ



天気・気象情報サイト(日本気象協会)

災害用伝言ダイヤル(171)について

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

1 7 1

をダイヤルした後、
ガイダンスに従ってください。

災害用伝言板サービス

災害発生時などに、携帯電話を利用して安否情報を登録でき、携帯電話やパソコンから確認することができます。

(日本語版) (英語版)



●NTTドコモ ●KDDI:au ●ソフトバンク、ワイモバイル共通

通電火災の原因と対策

消防本部

近年、自然災害により、大規模かつ長時間にわたる停電が発生しており、復旧後の再通電時に出火する、「通電火災」の発生が懸念されています。また、停電から時間が経過した後の復旧時に発生した場合、住民が避難所などへ避難しており、出火時の初期消火が行えないといった恐れがあります。

● 地震発生時の火災

- ・損傷した配線などに再通電し発熱発火する。
- ・点灯したヒーターに可燃物(カーテン、絨毯など)が接触した状態で再通電し着火する。
- ・再通電時に発生した電気的火花が、漏れたガスに引火し爆発する。

● 風水害(台風など)発生時の火災

- ・浸水や雨漏りによる、電化製品の基盤などの損傷により、再通電時にショートが生じ発火する。
- ・コンセントに水分が付着し、再通電時にトラッキングが生じ発火する。

● 停電発生時の対策

- ・停電中は電気機器のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
- ・停電中に自宅から離れる際はブレーカーを落とす。

● 通電再開時の対策

- ・給電が再開されたら、浸水などにより電化製品が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電化製品を使用する。
- ・建物や電化製品などには外見上の損傷がなくとも、壁内の配線の損傷や電化製品内部の故障により、再通電後、長時間経過したのち火災に至ることがあるため、煙の発生などの異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡する。

● 日頃からの備え

- ・漏電ブレーカーや、配線の損傷や短絡を検出し電気を自動で遮断するコード短絡保護機能が内蔵された住宅用分電盤を設置する。
- ・地震発生時に設定値以上の揺れを感じたときにブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める感震ブレーカーを設置する。

住宅用火災警報器を設置しましょう



いざというときに

- ・すべての住宅およびアパートなどには、住宅用火災警報器などの設置が義務付けられています。

- ・住宅用火災警報器は、維持・管理が重要です。設置から10年を目安に取り換えましょう。

● 住宅用火災警報器を設置する場所

- ・各階寝室と2階に寝室がある場合は、2階の階段
- ・上の項目に該当しない階で7m²以上の居室が5以上ある階の廊下(廊下がない場合は階段)

〈天井の取付位置〉

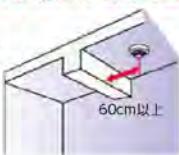
▼通常の壁面からの取付位置

火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。



▼梁などがある場合の取付位置

火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。



▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置

換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。



〈壁面の取付位置〉

天井から15~50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。



- 自動火災報知設備またはスプリンクラー設備などが設置されている場合は、住宅用火災警報器などの設置は必要ありません。

【通電火災・住宅用火災警報器に関するお問い合わせ】
かすみがうら市消防本部(予防課) ☎0299-59-0119





避難所情報

環境防災課(千代田庁舎)

● 指定避難所 兼 指定緊急避難場所

番号	施設名称	所在地	電話
1	千代田コミュニティセンター(旧志筑小学校)	中志筑2112	0299-59-5252
2	新治児童館	西野寺51-1	0299-22-2125
3	千代田義務教育学校	上佐谷990	0299-59-3502
4	旧上佐谷小学校	上佐谷1837	—
5	旧七会小学校	上稻吉182-2	—
6	下稻吉小学校	下稻吉1623-5	0299-59-2054
7	下稻吉中学校	下稻吉2273-2	029-831-7400
8	下稻吉東小学校	下稻吉2286	029-831-8878
9	霞ヶ浦南小学校	深谷3660-1	029-897-1231
10	霞ヶ浦中学校	深谷3398-2	029-897-1211
11	霞ヶ浦北小学校	下軽部1232	029-896-1213
12	志士庫コミュニティステーション(旧志士庫小学校特別教室棟・食堂)	宍倉1594	—
13	かすみがうらウェルネスプラザ	宍倉5462	029-897-1155
14	わかぐり運動公園体育館	新治1813-2	0299-59-2909
15	霞ヶ浦コミュニティセンター(旧あじさい館)	深谷3719-1	029-897-0511
16	下稻吉コミュニティセンター(旧働く女性の家)	稻吉3-15-67	029-831-2234
17	牛渡コミュニティステーション(旧牛渡地区公民館)	牛渡2862-3	—
18	安飾コミュニティステーション(旧安飾地区公民館)	安食1075-1	—
19	下大津コミュニティステーション(旧下大津地区公民館隣)	加茂4472	—
20	やまゆり保育所	五反田298-20	0299-59-2172
21	わかぐり保育所	下稻吉519-2	0299-59-2882
22	大塚児童館(大塚ふれあいセンター)	下稻吉1868-22	0299-59-4088 (大塚児童館)
23	千代田義務教育学校児童クラブ	上佐谷990-74	
24	第1常陸野公園 千代田B&G海洋センタースポーツ館	中佐谷1252-8	0299-59-4829
25	かすみがうら市歴史博物館研修施設	坂1029-1	029-896-0017
26	かすみがうら市交流センター	坂4784	—

● 協定避難所

番号	施設名称	所在地	電話
1	真如苑 茨城本部 長禅寺	坂924-3	029-896-0012

● 福祉避難所

番号	施設名称	所在地	電話
1	やまゆり館	下稻吉2423-9	029-832-5601
2	社会福祉法人 明岳会 ピソ天神	宍倉5696-3	029-833-0298
3	社会福祉法人 霞会 特別養護老人ホーム ふるさと	新治1811-6	0299-59-7778
4	社会福祉法人 明清会 はびき園	牛渡5513-1	029-898-3661

● 指定緊急避難場所

番号	施設名称	所在地	電話
1	関鉄自動車工業	上稻吉1828	0299-59-3115
2	稻吉ふれあい公園	稻吉4-10-1	—
3	逆西防災広場	稻吉2-9-18	—
4	戸沢公園運動広場	宍倉3604-1	—
5	大塚ファミリー公園	下稻吉1873-3	—
6	桜塚公園	下稻吉2607-72	—
7	逆西第一児童公園	稻吉二丁目2613-364	—
8	宗教法人 果泰寺	宍倉666	029-897-0598
9	宗教法人 圓明院	上佐谷338	0299-59-3897
10	宗教法人 南圓寺	加茂4476	029-828-0656
11	宗教法人 雲集寺	中志筑1262-1	0299-22-3507
12	宗教法人 金剛寺	牛渡5187	029-840-8040
13	宗教法人 福性寺	上稻吉72	0299-59-3020

◎この避難所等一覧は、令和7年4月時点での最新の指定(新施設名称)で表記しております。

◎令和7年4月から体育センター、農村環境改善センター、第一保育所、第2常陸野公園、志士庫第2コミュニティステーションの指定避難所及び指定緊急避難場所は廃止となりました。

◎令和7年4月時点、旧七会小学校は使用を停止しておりますので最寄りの指定避難所に避難してください。



ごみの分別・出し方

ごみ

環境防災課(千代田庁舎)
霞台クリーンセンターみらい ☎0299-26-0246

● ごみの収集

- ・ごみは、収集当日の午前8時までに集積所に出してください。
- ・事業系ごみは、許可業者に依頼するか自己搬入してください(有料)。
- ごみの収集日については、各庁舎にて配布している「資源とごみの分け方ガイドブック」または市ホームページ「くらし・手続き」→「資源とごみの分け方ガイドブック」をご確認ください。

● ごみの分類・出し方

ごみの分類と出し方は「資源とごみの分け方ガイドブック」をご確認ください。市ホームページ「くらし・手続き」→「資源とごみの分け方ガイドブック」や「ごみ分別辞典」からも確認できます。

● 生ごみ処理容器等設置事業補助

一般家庭から出る生ごみの減量を図るために、生ごみ処理容器の購入費の一部に対し補助金を交付します。
(対象容器および補助金額)

コンポスト容器	1世帯2基まで1基当たり4,000円を限度 (補助率4分の3)
EMIばかし容器	1世帯2基まで1基当たり2,000円を限度 (補助率4分の3)
生ごみ減量化機器 (電気式を除く)	1世帯1基のみ10,000円を限度 (補助率4分の3)

● 資源物回収事業補助

再資源として利用できる資源物の積極的な集団回収を促進するため、補助金を交付します。

● 補助対象者

子ども会や、町内会、自治会および地域の住民で組織された団体であり、かつ営利を目的としない団体で、あらかじめ資源物を回収する団体として市に登録し、回収を自ら実施する団体。(団体の構成員は、原則として10人以上。)

● 補助金額

補助金額は、資源物の回収を実施した団体に対して、年間基本額として5千円のほか、回収した資源物の総重量に1kg当たり5円を乗じた金額。ただし、1団体あたり3万5千円が上限。

補助の申請方法などについては、環境防災課にお問い合わせいただくか、市ホームページ「くらし・手続き」→「ごみ・リサイクル」→「ごみの減量化・リサイクル」から確認できます。

● 霞台クリーンセンターみらいのご案内

● 霞台クリーンセンターみらいへの自己搬入およびごみ処理手数料について

自己搬入ごみの受付時間

月～土曜	午前8時30分～午後4時30分
休日	日曜・年末年始

- 本人確認書類(運転免許証など)を持参してください。
- 車両から降ろしやすいように分別してから車両に積載してください。

● ごみ処理手数料

ごみの種類	手数料額
家庭ごみ	10kgにつき100円
事業系ごみ	10kgにつき200円

広 告



清掃の事なら 東栄商事へ

一般廃棄物収集運搬・産業廃棄物収集運搬
浄化槽清掃、維持管理・遺品整理、生前整理
飲食店、オフィスのゴミ回収
配管、側溝清掃その他排水管つまり直し

株式会社 東栄商事

〒300-0022 土浦市白鳥町 1096-21 TEL. 029(831)0450 FAX. 029(832)0920

●取り扱わないごみについて

・以下のものは取り扱いできません。集積所へ出さず、以下の方法でリサイクルおよび処理をしてください。

エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

お近くの家電小売店に引き取りを依頼します
※家電製品の買い替えや、その小売店で購入した製品に限って回収を行う場合が多いのでご注意ください

郵便局で家電リサイクル券を購入します

指定引取場所に持ち込むか、許可業者に収集を依頼します

指定引取場所

かすみがうら市宍倉5685-1
イバラキ流通サービス株式会社
問 家電リサイクル券センター
☎ 0120-319640

リサイクル手数料(1台あたり)

エアコン	990円~
テレビ	<15型以下>1,320円~ <16型以上>2,420円~
冷蔵庫・ 冷凍庫	<170L以下>3,740円~ <171L以上>4,730円~
洗濯機・ 衣類乾燥機	2,530円~

●機種によって料金が異なる場合がありますので、事前にメーカーなどに確認してください。

●収集運搬業者については、環境防災課に問い合わせてください。

パソコン

①メーカーのリサイクル窓口に電話で申し込んでください。窓口は、メーカーのホームページを参照してください。

②梱包し、メーカーから送付されたゆうパック伝票を貼付して郵便局に回収を依頼します。

※平成15年10月以降に販売されたパソコンについては、無料で引き取られます。それ以前に販売されたパソコンについては、回収再資源化料金が発生します。

※マウス・キーボード・ケーブルなどの付属品は、パソコンと一緒に排出された時のみ併せて回収します。

※倒産したメーカー、事業撤退したメーカーのパソコン、自作のパソコンは、パソコン3R推進協会へ問い合わせてください。

一般社団法人パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685

産業廃棄物

・許可を得ている産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

建築廃材(コンクリートがれき・ブロック・鉄骨・材木など)

・専門の許可業者へ依頼してください。

ガスボンベ・消火器など

・販売店へ依頼してください。

薬物・劇物・塗料・オイルなど

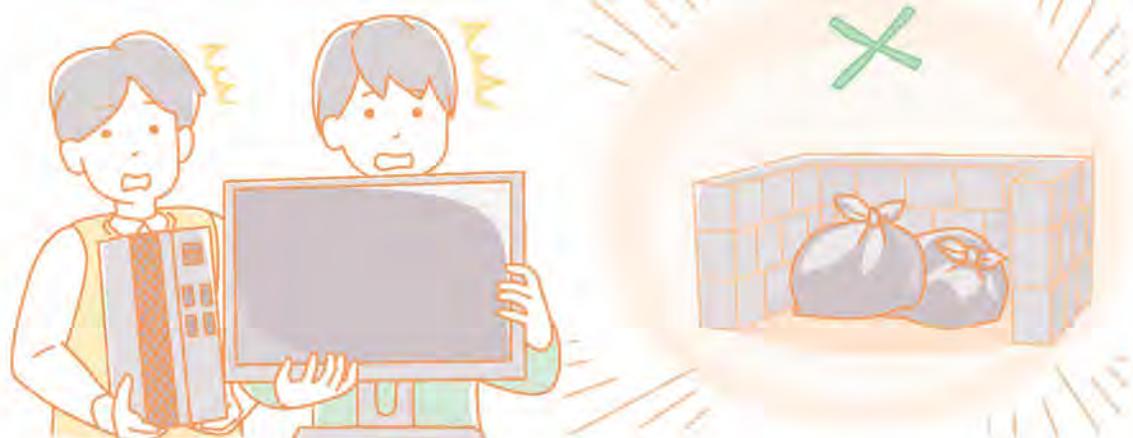
・販売店へ依頼してください。

●小型家電リサイクル法対象品目の処分方法

携帯電話や携帯ゲーム機などの小型家電製品には、再資源化できる希少金属が多く含まれています。そのため、小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器などの再資源化の促進に関する法律)により、資源のリサイクルを促進しなければならないこととなっております。

①「カン・金属類」の回収日に集積所に出す。

②環境防災課窓口の回収ボックスに入れる。



② 抛点回収について

蛍光灯、乾電池や水銀体温計、使い捨てライターについては抛点回収を実施しています。

抛点回収とは…市町村などが設置する回収拠点に住民が廃棄物を持ち込み、それを市町村などが回収する方法。

③ 回収拠点

千代田庁舎・霞ヶ浦庁舎・市民窓口センター・下稲吉コミュニティセンター・千代田コミュニティセンター・霞ヶ浦コミュニティセンター・ウエルネスプラザ

霞台クリーンセンターみらいの問い合わせ先

☎ 0299-26-0246

住所: 小美玉市高崎1824-2



霞台クリーンセンターみらい

ごみ分別辞典・資源とごみの分け方ガイドブック

● ごみ分別辞典

市ホームページからアクセスできるツールです。ごみの分別方法などが検索できます。ごみの品名を入力、またはごみの分別・50音順を選択して検索することができます。



● 資源とごみの分け方ガイドブック

ごみや資源物の分け方・出し方をまとめたガイドブックです。各庁舎で配布しているほか、ホームページからダウンロードすることができます。



ごみの分別・出し方



広告

かたづけ屋

- 引越、解体などの整理・回収を格安作業料金で引受けます。
- リサイクル品は買取相談いたします。

家電 家具 雑貨類
美術品 骨董品 etc..

会社、店舗、ホテル、工場などの大口やデッキストック品・備品類など。
物置、コンテナ、スーパー・ハウスなど。
安心買取致します。
同業他社様、便利屋様も是非ご相談ください。

antique dealer
MAX 家財リサイクル専門店
(有)マックス ☎ 0120-693-100
つくば市下広岡1055-284 MAXビル I 101

第401180000987/茨城県公安委員会 古物商許可証 第401270001060/茨城県公安委員会 古物商主業許可証



生活環境

上下水道

● 上水道

上下水道課(水道事務所)

☎029-897-1346(上下水道お客様センター)

水道の使用開始または中止する場合は、届出が必要となります。

● 各種変更手続

水道の使用に下記の異動が生じた場合は、変更手続きが必要となります。

1. 所有者を変更するとき
2. 使用者を変更するとき
3. 用途・口径を変更するとき

● 加入金

新たに水道を引いたり、口径の変更を行なう場合に負担していただぐものであります。※令和7年4月1日現在

量水器口径	13mm	99,000円
	20mm	165,000円
	25mm	198,000円
	30mm	286,000円
	40mm	363,000円
	50mm以上	825,000円

● 水道料金

[月々の水道料金(メーター使用料含む)]

※令和7年4月1日現在

	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金(1m³)	
	水量	料金	水量	料金
一般用 および供用 営業用	0m³	1,650円	1~ 10m³まで	49.5円
			11~ 30m³まで	209円
			31~ 50m³まで	231円
			51~100m³まで	264円
			101m³以上	275円
臨時用				825円

メーター使用料	
1個につき 口径	使用料
13mm	55円
20mm	110円
25mm	121円
30mm	187円
40mm	220円
50mm	1,100円
75mm以上	1,430円

【計算式】

基本料金 + (超過水量 × 超過料金) + メーター使用料 = 水道料金

※水道料金の1円未満は切り捨て

【備考】

1. 営業用とは、法人、料理飲食店、旅館など営業に使用するものをいう。
2. 団体用とは、官公署、学校、福祉施設、事業場などにおいて使用するものをいう。
3. 臨時用とは、臨時に使用するものをいう。

● 下水道

下水道および農業集落排水使用料金(税込み)

基本料金(10m³)	1,210円
超過料金(1m³につき)	超過料金(1m³につき)
11~ 20m³	132円
21~ 30m³	143円
31~ 50m³	154円
51~ 100m³	165円
101~ 500m³	176円
501~1000m³	187円
1001m³以上	198円

※令和7年4月1日現在

【計算式】

基本料金 + (超過水量 × 超過料金) = 下水道料金

※下水道料金の10円未満は切り捨て

—— 幻影 ——

電気・給排水・土木
リフォーム・工事一式

かすみがうら市
上下水道指定工事店

(株)木村電気

代表 木村 一正

かすみがうら市稻吉5-21-14
☎(029)831-8740
(FAX)831-4878



●自家水および水道水・自家水併用

自家水(井戸)のみを使用している場合および水道水(市の水道)と自家水(井戸)を併用で使用している場合の下水道使用料金は、1人あたり 6m^3 を使用したとして世帯人員分で算定します。
(例)世帯人員が5人の場合は、 $5\text{人} \times 6\text{m}^3 = 30\text{m}^3$ 使用したことになります。

●お住まいの人数に変更があった場合には、すみやかに「公共下水道・農業集落排水処理施設利用世帯員数変更届」を提出してください。

●下水道を守るため正しい使用を

- 野菜くずや食べ残しを流すと下水道管のつまりの原因になります。水気をよく切りごみとして出してください。
- 油を流すと、冷え固まって下水道管がつまってしまいます。凝固剤を使用したり、新聞紙や布で吸い取ってごみとして出してください。
- 熱湯を流すと下水道管が変形する可能性があります。冷ましてから流してください。
- 髪の毛を流すと他の汚物と絡まって詰まりやすくなります。排水口ネットなどを利用し流れないようにしてください。
- ティッシュペーパー(水溶性でないもの)はトイレに流さないでください。

浄化槽の維持管理

環境防災課(千代田庁舎)

浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要で、法律により実施が義務付けられています。

●浄化槽の保守点検と清掃

●保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を補充し、放流先が不衛生に

ならないようにします。10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3~4ヶ月に1回行う必要があります。

●清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。年に1回以上(全ばっ気方式は6ヶ月に1回以上)行う必要があります。

●保守点検と清掃は専門業者に委託して実施してください。

浄化槽清掃業およびし尿・浄化槽汚泥収集運搬業

(有)環境保全	0299-24-3106
(有)城東クリーンサービス	0299-26-5244
(有)千代田衛生	0299-59-2358
(株)東栄商事	029-831-0450

●浄化槽の法定検査

浄化槽の設置者(管理者)は、浄化槽法第11条の規定により、浄化槽からきれいな水が放流されているかを検査する、年1回の水質検査(法定検査)の受検が義務付けられています。(保守点検および清掃に加えて、受検が必要です。)法定検査は、(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

●申込み先

公益社団法人 茨城県水質保全協会 検査部
〒310-0845 水戸市吉沢町650-1

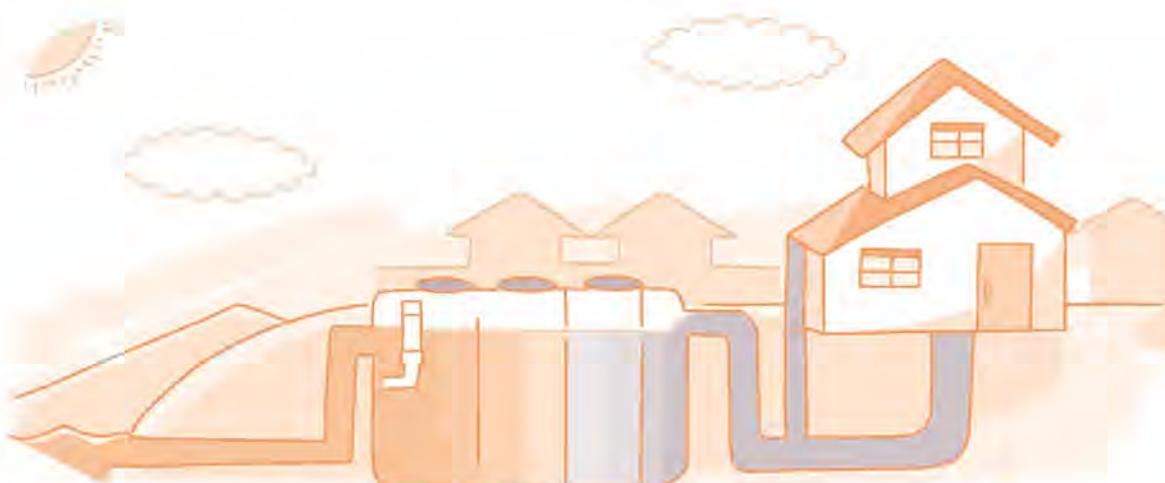
☎029-291-4000

ホームページ <https://www.e-mizu-ibaraki.jp>
(ホームページからもお申し込みいただけます)

火葬場

火葬場は、地区により使用料が異なりますので、それぞれお問い合わせください。

地区	施設名	電話番号
千代田地区	石岡地方斎場	0299-22-6828
霞ヶ浦地区	霞ヶ浦聖苑	0299-55-2710





住みよいまちに

環境美化活動

環境防災課(千代田庁舎)

市では以下の日程で一斉清掃を実施しております。みんなでクリーンなかすみがうら市を保ちましょう。

日程	一斉清掃の名称
5月 第4日曜日	関東地方環境美化運動の日
9月 第1日曜日	霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦
3月 第1日曜日	霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦

屋外に看板などを設置したいとき

都市整備課(霞ヶ浦庁舎)

屋外広告物とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、広告旗、建物その他の工作物などに掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。

また、茨城県屋外広告物条例により、どんな場合であっても表示することができない広告物、広告物を表示してはいけない場所や物件、許可を行うにあたっての基準などが定められています。

道路の維持・管理

道路課(霞ヶ浦庁舎)

道路の異常を発見したら

市道が陥没していたり法面が崩れたりなど、道路の異常を見つけた際は、道路課までご連絡ください。

●側溝内の土砂清掃

市が管理する道路側溝(U字溝)に土砂が堆積し雨水があふれている場所を見つけた際は、道路課までご連絡ください。

また、行政区などで市道の側溝清掃を実施している際は、土嚢袋の支給や回収を道路課で行いますので、ご連絡ください。

●樹木の枝払い

道路上の樹木の張り出しが歩行者や車両通行の妨げになりますので、安全確保のためにも樹木の管理にご協力をお願いします。なお、作業をする際は、歩行者や車両の安全を十分確保し樹木からの転落に注意してください。また、電線などがある場所での作業は危険を伴いますので、東京電力やNTTへ連絡してください。

空家・空き地対策

地域コミュニティ課(霞ヶ浦庁舎)

●空家等・空き地バンク

かすみがうら市では、市内の空家や空き地の有効活用を行い、良好な住環境の確保と定住促進などによる地域活性化を図るため、空家等・空き地情報登録制度「空家等・空き地バンク」を運営しています。空家・空き地(以下、物件)を所有し、貸したい・売りたいと考えている方、かすみがうら市に住みたいと考えている方はご利用ください。

●貸したい・売りたい(物件登録)

【物件登録できる方】

物件の所有権があり、売却または賃貸を行うことができる方。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する物件を除きます。

・現に賃貸または分譲を目的としている物件

広 告

西湖工業株式会社は地球にやさしい社会の在り方を追求し、解体工事業・廃棄物処理業などのリサイクル事業に取り組んでおります。



セイコ

西湖工業株式会社

- 大規模マンションから一般住宅街などの解体工事
- 溶融精錬メーカー・中間処理場へ直納による再資源化
- 鉄筋ビルから、一般住宅の新築・リフォームなどの建築工事
- ブロック塀から駐車場工事・ガーデニングなどの外構工事
- グローバル環境型社会に向けたSDGsの取り組み



HPにて弊社紹介動画放映中!

TEL. 029(834)6677(代)
〒300-0213 茨城県かすみがうら市牛渡5552-4

西湖工業
<http://www.s6677.jp>

検索



- ・現に宅地建物取引業者が媒介または代理の対象としている物件
- ・老朽、損傷などが著しい建物
- ・大規模な修繕が必要と認められる物件
- ・市税を滞納している者が所有している物件
- ・暴力団などが所有している物件

【物件登録から契約までの流れ】

- 1 所定の申込書類に必要事項を記入の上、地域コミュニティ課へ申し込みください。
- 2 宅建業者の立会いのもと、物件の状況を調査させていただきます。
- 3 現況調査を終え、登録することが適切と認められた場合に、物件を登録させていただきます。
- 4 登録後、ホームページや購入など希望者の問い合わせに対し、物件情報を紹介させていただきます。
- 5 登録した物件について、利用申し込みがあった場合、連絡させていただき、宅建業者の仲介により契約交渉となります。

※法律で定めた仲介手数料がかかります。

② 借りたい・買いたい(利用登録)

次に掲げる事項のいずれにも該当していないことが条件となります。

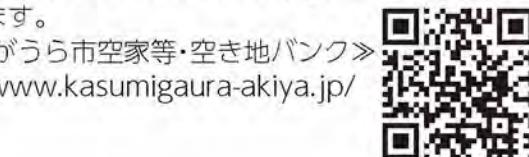
- ・暴力団などでない者
- ・物件を利用し、地域住民と協調する者
- ・市税を滞納していない者

【利用登録から契約までの流れ】

- 1 所定の申込書類に必要事項を記入の上、地域コミュニティ課へ申し込みください。
- 2 申請書を確認後、登録させていただきます。
- 3 利用登録通知を郵送させていただきます。
- 4 希望物件があれば、所定の申込書に必要事項を記入の上、地域コミュニティ課へ申し込みください。
- 5 宅建業者の仲介により、物件所有者との契約交渉となります。

《かすみがうら市空家等・空き地バンク》

<https://www.kasumigaura-akiya.jp/>



● 空家等・空き地バンクリフォーム事業補助金

空家等・空き地バンク制度を通じて成約した物件(空家ののみ)をリフォーム工事する場合、その費用について20万円を上限に補助する制度を行っています。

① 対象

以下にすべて該当する方

- ・空家の売買契約日または最初の賃貸契約日から1年を経過していない利用登録者
- ・対象となる工事について、同一年度内で本市の他制度による補助を受けていない利用登録者
- ・移住の日において満18歳以上満65歳未満の方で、2人以上の世帯であること

② 申請の手続き

所定の申請書に以下の書類を添えて、地域コミュニティ課に申請してください。

- ・世帯全員の住民票の写し
- ・前年度分の市区町村民税に滞納がないことを証する書類(納税証明書その2)
- ・工事見積書の写し
- ・工事施工予定箇所の位置および工事内容の詳細が分かる書類の写し
- ・工事施工予定箇所の写真
- ・空家の売買契約書または賃貸契約書の写し
- ③ 工事期間が補助年度末である3月31日を超過する場合や、補助金の交付決定前に工事に着手した場合は、補助対象外となります。

④ 対象となる工事

補助対象工事

基礎、土台、柱の修繕・補強工事

外壁、屋根、庇、樋、内壁、天井、床の設置・修繕工事

塗装工事

給排水、換気、電気、ガス、通信などの設備工事

間取りの変更、増築等模様替え工事

玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事

建具の取替えなどの工事

ベランダ、パルコニー、外構の設置・修繕工事



野焼きや不法投棄などを目撃したら

環境防災課(千代田庁舎)

野焼きの禁止

廃棄物を「野焼き(野外焼却)」することは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で一部の例外を除いて禁止されています。「野焼き」は、周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすこともあります。ほか、ダイオキシン類の発生源となって、環境汚染の原因になります。さらに、火災につながる危険もありますので、「野焼き」は絶対にやめましょう。

目撃したら、「不法投棄110番」

不法投棄、野焼き、不適正な残土の埋立てを早期に発見し、迅速・的確に対応するため、目撲した場合は下記へ連絡をお願いします。

☎0120-536-380

(休日・夜間は、最寄りの警察署へ通報してください)

犬・猫などのペットを飼うとき

環境防災課(千代田庁舎)

犬は必ずつないで飼いましょう。公園内や散歩の際は、必ずリードをつけてください。また、猫は室内で飼うように努めましょう。飼い犬・猫が迷子になったら、すみやかに茨城県動物指導センター、市環境防災課、警察署へ連絡してください。犬の飼い主は「飼い犬の登録」と年に「狂犬病予防注射」の接種が法律により義務付けられています。狂犬病予防注射は毎年5月に行われる集合注射のほか、最寄りの開業獣医師でも受けられます。

● 集合注射にかかる費用

- ①新規登録:2,000円 ※登録済みの場合は不要
- ②予防注射料:3,000円
- ③注射済票交付手数料:400円

自治組織の活動

地域コミュニティ課(霞ヶ浦庁舎)

行政区とは？

かすみがうら市では、一定の地域に住む人々によって自主的につくられた自治会などの組織(団体)を総称して「行政区」、その代表者を「行政区長」と呼んでいます。行政区は、快適で住み良いまちづくりを推進するため、地域におけるさまざまな問題解決に取り組み、地域住民との交流と親睦を深めながら連帯意識の向上に努めています。言い換えれば、住み良いまちづくりの最前線基地といえます。

行政区の活動

行政情報の伝達

市の広報誌やお知らせなどの配布・回覧

環境美化の推進

地域内の清掃、ゴミ集積所の設置および管理

防災・防犯活動

危険箇所の確認と情報提供

避難箇所の確保と周知

自主防災組織の活動

防犯灯の設置や管理

交通安全活動

危険箇所の確認

カーブミラーの管理

住民同士の交流と親睦、互助活動

お祭り・運動会などの地域行事の開催

災害(地震、火事、水害)や不幸に見舞われた時のお互いの助け合い

社会福祉活動

各種募金への協力

行政区の組織

行政区

かすみがうら市では、約180の行政区が活動しています。

行政区の組織は、地域を基盤として結成され、その地域をいくつかの常会や班、組などに分けて自主的な活動が行われています。

区長会

行政区長全員によって組織された任意団体で、事業の実施、情報交換、親睦など横の連携や行政との連絡調整を行っています。

防犯に使う道具を貸し出します

環境防災課(千代田庁舎)

市では、地域住民の集まりや自治会・ボランティアなど、地域の方が一体となった自主防犯活動を支援するため、防犯活動装備の貸与を行っています。

対象

自主防犯活動を目的とした、地域住民の集まりや自治会

貸与品

防犯チョッキ、防犯腕章、帽子、ホイッスル、防犯合図灯

申込方法

装備の貸与をご希望の場合は、所定の申請書に事業計画書および自主防犯活動に従事する方の名簿を添えて環境防災課窓口にお申し込みください。

②装備の貸与数

装備の名称	貸与数	適用
防犯チョッキ	自主防犯活動に従事する登録者数の2分の1以内の数とする。	ただし、1組織20着を限度とする。
防犯腕章	自主防犯活動に従事する登録者数の2分の1以内の数とする。	ただし、1組織20枚を限度とする。
帽子	自主防犯活動に従事する登録者数の2分の1以内の数とする。	ただし、1組織20個を限度とする。
ホイッスル	自主防犯活動に従事する登録者数の2分の1以内の数とする。	ただし、1組織20個を限度とする。
防犯合図灯	自主防犯活動に従事する班数とする。	ただし、1組織5本を限度とする。

③請求場所

環境防災課(千代田庁舎)、市民課(市民窓口センター)、霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)

④共済見舞金の区分

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万円
2	治療実日数181日以上の傷害	30万円
3	治療実日数151日以上の傷害	25万円
4	治療実日数121日以上の傷害	20万円
5	治療実日数 91日以上の傷害	15万円
6	治療実日数 61日以上の傷害	10万円
7	治療実日数 41日以上の傷害	8万円
8	治療実日数 21日以上の傷害	6万円
9	治療実日数 8日以上の傷害	3万円
10	治療実日数 3日以上の傷害	2万円
身障	身体障害者1級・2級該当	50万円

※令和7年4月1日現在

県民交通災害共済に加入を

環境防災課(千代田庁舎)

県民交通災害共済は、県内に在住する方が交通事故により災害を受けた場合の救済を目的とする共済制度です。

①加入できる方

かすみがうら市の住民基本台帳に記載されている方であれば誰でも加入できます。

②加入申込み先

環境防災課(千代田庁舎)、市民課(市民窓口センター)、霞ヶ浦窓口センター(霞ヶ浦庁舎)

③会費

一般 900円 中学生以下 500円

共済期間は、4月1日から翌年の3月31日までです。

※4月1日以降に加入した場合、共済期間は加入日の翌日から次の3月31日までとなります。

※9月30日以降に加入した場合は、加入金は上記の半額となります。

④対象となる交通事故

- ・共済期間中の自動車、バイク、自転車などの車両運転中および乗車中における事故(転倒含む)
- ・共済期間中の歩行中に走行中の車両と接触したなどの事故

⑤国内の道路上での事故が対象となります。

⑥見舞金の請求

請求時には、次の書類と印鑑をお持ちください。

- ・県民交通災害共済会員証(事故日の含まれる共済期間のもの)
- ・運転免許証(免許の必要な車両を運転中の事故のとき)
- ・交通事故証明書(自動車安全運転センター発行のもの)
交通事故証明書がない場合は、交通事故申立書により9等級までの制限支給となります。
- ・診断書(指定の様式または治療の事由・経過・治療日・治療実日数が記載してある診断書)

都市公園などの利用

都市整備課(霞ヶ浦庁舎)

公園は誰でも自由に利用できる場所です。公園を利用するときはルールを守り周りの迷惑にならないようお願いします。遊具、その他の施設を壊したり汚したりすることや、花木をとったり傷つけたりすることなどは禁止されています。

また、公園で物品を販売したり、イベントを開催する目的で使用する場合は、事前に「行為許可申請書」による申請が必要です。

①都市整備課で管理している公園

【都市公園】

施設名	所在地
大塚ファミリー公園	下稻吉1873-3
逆西第一児童公園	稻吉2-6-25付近
稻吉ふれあい公園	稻吉4-10付近
桜塚公園	下稻吉2607-72

【その他の公園】

施設名	所在地
フルーツ公園通り	稻吉二丁目



土地・建物などに関する手続き

土地の売買・譲渡・取引をするとき

都市整備課(霞ヶ浦庁舎)

国土利用計画法に基づく届出

次の土地について、売買、一時金を伴う地上権や賃借権の譲渡または設定、交換などの取引を行ったときは、権利取得者(譲受人)は契約締結日から2週間以内(契約締結日を含む)に市長へ届出をしてください。

土地の区分	届出が必要な面積
市街化区域	2,000m ² 以上
市街化調整区域	5,000m ² 以上
都市計画区域外の区域	10,000m ² 以上

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出

次の土地について、有償で譲渡しようとするときは、土地所有者は譲渡しようとする日の3週間前までに市長へ届出してください。

土地の区分	届出が必要な面積
都市計画施設などの区域	200m ² 以上
上記以外の市街化区域	5,000m ² 以上
上記以外の都市計画区域 (市街化調整区域を除く)	10,000m ² 以上

次の土地について、地方公共団体などによる買取りを希望するときは、土地所有者は市長へ申出ができます。

土地の区分	申出ができる面積
都市計画施設などの区域	200m ² 以上
都市計画区域	

広 告



清水エコファーム

事業内容

- ▼ 農産品の生産、加工及び販売
- ▼ 家禽の養殖・販売
- ▼ 果樹及び花の苗木の生産販売
- ▼ 農業用の資材輸入・販売
- ▼ 観光、体験農園

株式会社清水エコファーム
かすみがうら市下志筑1723-1
TEL.0299-57-2423

「開発行為」をするとき

都市整備課(霞ヶ浦庁舎)

宅地以外の土地を宅地として利用するなどを「開発行為」といいます。市街化区域で1,000m²以上の開発行為を行う際や、市街化調整区域で開発行為を行う際には、原則として市長の許可を受ける必要があります。

土砂などの埋立てをするとき

環境防災課(千代田庁舎)

3,000m²以下の土砂などの埋立て(3,000m²超は県の許可)を行う場合、市長の許可を受けることが義務付けられています。そのため、事業者は「かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、土砂などの搬入を開始する前に必要な手続きを行わなくてはなりません。また、土砂などの搬入を予定している方は、事前に環境防災課へ相談願います。

農地を転用するとき

農業委員会(霞ヶ浦庁舎)

農地をほかの目的に使用する場合や売買・賃借などをする場合には、県知事や市農業委員会の許可または届出が必要です。

道路の使用・境界

道路課(霞ヶ浦庁舎)

道路の使用手続き

市道で次のようなことを行う場合は、市の許可が必要です。

- ・市道を掘削し、水道管・下水道管を埋設する場合
- ・車輌などの出入りのため、市道の舗装や道路施設などの工事が必要な場合
- ・工事などによる敷鉄板や足場・仮囲いの設置など、市道上を使用して作業を行う場合
- 国道および県道については、国土交通省、茨城県への許可手続きが必要になります。

道路境界の確認

私有地と道路、水路など、公共用地との境界を明確にしたい場合は、個人において境界測量を実施することとなります。境界立会については道路課へ申請してください。



住まいに関する補助・移住定住

住まいの補助金

● 市住宅リフォーム助成事業

商工観光課(霞ヶ浦庁舎)

◎ 対象となるリフォーム

- 次のすべてを満たすリフォームが、補助金の交付の対象となります。
- 市内の施工業者を利用して行うリフォームであること。
- 「自己の居住用の住宅」または「併用住宅のうち自己の居住用の部分」のリフォームであること。
- 住宅本体のリフォームであること。
- リフォームに係る工事費(消費税を除く)が10万円以上であること。
- 補助金の交付決定後に着手するリフォーム工事で、当該年度の3月31日までに工事が完了し、実績報告ができること。

◎ 補助対象者

- 次のすべてを満たす方が、補助金の交付の対象者となります。
- かすみがうら市に住所を有する個人であること。
- 補助を受けようとする住宅に継続して3年以上居住していること。
- 補助の対象となる住宅の所有者であること。
- 納期の到来した市税を完納していること(同一世帯の親族の市税に滞納がないこと)。
- 補助を受けようとするリフォームについて、市の他の制度による補助を受けていないこと。

◎ 補助金額

- リフォーム工事費(消費税を除く)の10%で、上限10万円。

◎ 対象となる工事

◎ 以下に記載のない工事については、商工観光課にお問い合わせください。

- 屋根のふき替え、塗装、壁(壁紙)などの補修
- 台所、浴槽の設置・改修
- 換気扇、エアコンの設置、改修
- 壁・天井・床などの断熱工事(断熱材の設置など)
- 畳の取り替え(畳表の交換も含む)
- 床の張り替え(フローリングの張り替え)
- 建具の交換(ドア、襖、障子、窓ガラス、網戸など)
- 雨どい改修
- 併用住宅のうち住宅部分の増改築

◎ 条件により対象となる工事

- 住宅の取り壊し(増改築の際に一部を取り壊す場合など)
- 併用住宅の建物全体の改修・増築(床面積の割合に応じて補助金額を算出します)
- ウッドデッキ・パーゴラの設置
- 火災報知機の設置
- 外構部分のアスファルト、コンクリート舗装工事

◎ 対象とならない工事

- 住宅と別棟の車庫、物置の設置工事
- 事業用建物の改築・増築
- 庭の造作
- 電気製品や家具の購入
- 給水管の敷設工事
- 浄化槽の設置工事
- 門扉や塀の工事
- 室内カーテンの取り替え
- テレビアンテナの設置
- 下水道の接続工事
- 太陽光発電設備の設置

◎ 現行の内容となりますので、事業内容に変更が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

移住定住支援

地域コミュニティ課(霞ヶ浦庁舎)

● 結婚新生活支援事業

夫婦もしくは、いばらきパートナーシップ宣言制度を利用し宣誓書を県に提出した者の住宅取得経費やリフォームに係る経費に対し、1世帯あたり最大30万円を助成(年齢制限・所得制限あり)します。

● わくわく茨城生活実現事業

市内への移住・定住の促進並びに中小企業などにおける人手不足の解消に資するため、茨城県と連携し、「かすみがうら市わくわく茨城生活実現事業」を実施しております。

この事業では、東京23区内に在住の方または東京圏在住で東京23区内に通勤する方がかすみがうら市に移住し、移住支援金の対象とする就業先として県のマッチングサイトに掲載している求人に就職したり、県内で起業し、茨城県の「地域課題解決型企業支援金」の交付決定を受けた場合など、就業や起業、テレワーク、関係人口などの要件を満たす方に移住支援金を支給するものです。





公共交通



霞ヶ浦広域バス
KASUMIGAURA KOIKI BUS

- 56人乗りのノンステップバスです。
- 座席にはモバイル電源用USBコンセントを設置しています。
- 交通系ICカード(PASMO、Suica)利用可能

千代田神立ライン
CHIYODA-KANDATSU LINE

- 31人乗りのノンステップバスです。
- 交通系ICカード(PASMO、Suica)利用可能

バス路線・位置情報
(バス運行事業者のページへ展開します)

地図や名称からご利用のバスの路線や時刻を調べることができます。
また、運行中の路線では、バスの現在位置を確認することができます。

問い合わせ先

関東鉄道株式会社
☎ 029-822-5345

霞ヶ浦広域バス路線 (Blue line)

千代田神立ライン路線 (Red line)

関東鉄道バス路線 (Green line)

千代田神立ライン 拡大図

Map showing the route of the Chiyoda-Kandatsu Line (Red line) from Kandatsu Station East口 through various neighborhoods and landmarks.

主要バス停

- 霞ヶ浦広域バス
- 千代田神立ライン
- 関東鉄道バス

バス

公共交通のご案内

市地域公共交通会議事務局(都市整備課／霞ヶ浦庁舎)

乗合タクシー

ご希望の時間帯を予約して、他の予約者と乗り合わせながら、自宅の前から目的地近くの指定乗降箇所まで利用できるデマンド型乗り合いタクシーです。

● 運行日 月曜日～金曜日

土・日・祝日、お盆期間中(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は運休

● 運賃

1乗車300円

未就学児は無料

● 運行区域

JR常磐線を境界線に、千代田地区・霞ヶ浦地区の2区域で運行

※区域外乗降箇所を利用する場合は、千代田庁舎・中央庁舎・千代田ショッピングモール・神立病院・霞ヶ浦庁舎・霞ヶ浦コミュニティセンター・かすみがうらウエルネスプラザ・土浦協同病院を除き、神立駅西口で乗継ぎになります。

● ご利用方法

初めてご利用される方は事前登録(無料)が必要です。

登録申請書を郵送・FAX等により市地域公共交通会議事務局へ提出してください。登録申請用紙は、霞ヶ浦庁舎(都市整備課)・千代田出張所、中央庁舎に用意しているほか、市ホームページからダウンロードできます。また、市ホームページから電子申請できます。



デマンド型乗合タクシー運行車両



乗合タクシー予約センター

☎029-897-2330

● 電話予約 8:30～17:00

利用希望日の3営業日前～利用希望時間の1時間前まで

※9時便は前日までに予約してください。

※予約の取り消しは乗車の1時間前までにご連絡ください。

● インターネット予約 9:00～23:30

利用希望日の3営業日前～利用希望時間の2時間前まで

タクシー利用料金助成事業

60歳以上の市民で、運転免許証の交付を受けていない方などに対し、タクシー料金の一部を助成しています。

● 助成内容

年間最大52枚初乗り運賃分の助成券を交付

● 対象者

- ・60歳以上の方で運転免許を持たない方
- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・療育手帳A以上の方
- ・精神障害者手帳1級または2級の方

介護保険の要支援・要介護認定を受けている方は、介護保険特別会計事業の移送サービスの対象となり本事業を受けることはできません。

高齢者運転免許証自主返納支援事業

有効期限内の運転免許証を自主返納された方を対象に、支援を行っています。

● 内容

乗合タクシーレート券 21,000円分

または、電動アシスト自転車等購入助成金(上限50,000円) ※1人1回限り

● 対象者

自主返納時に満65歳以上で、自主返納から6ヶ月を経過していない方

● 申請方法

警察署で発行される「取消通知書の写し」をご持参のうえ申請してください。





手続き・届出・相談

窓口業務のご案内

市民課(市民窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所・千代田出張所)

業務内容	市民窓口センター		霞ヶ浦 窓口センター	中央出張所	千代田出張所 ※令和7年4月1日開庁
	平日	窓口延長サービス (祝日を除く毎週木曜日) 午前8時30分～ 午後5時15分	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	平日 午前8時30分～ 午後5時15分	午前8時30分～ 午後5時15分
戸籍の届出の預かり ①参照 (出生・死亡・婚姻・離婚など)	○	○	○	×	×
住民異動届 ②参照 (転入・転出・転居など)	○	×	○	×	○
戸籍の証明書 (謄本・抄本・除籍など)	○	○	○	×	○
戸籍証明書等の広域交付					
戸籍の附票	○	○	○	×	○
身分証明書	○	○	○	×	○
住民票の写し	○	○	○	○	○
印鑑登録申請 ③参照	○	○	○	×	○
印鑑登録証明書	○	○	○	○	○
マイナンバーカードの交付	○	○	○	×	○
パスポート交付申請 ④参照	○	×	×	×	×
パスポート受取 ⑤参照	○	○	×	×	×
外国人の在留関連事務および 特別永住者の関連事務	○	×	×	×	×

※上記の取り扱い日は、年末年始(12/29～1/3)を除きます。(戸籍の届出を除く)

※窓口延長サービスは、市民窓口センターのみ行います。

※各種申請・手続きの際には、本人確認ができる身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)をお持ちください。

①戸籍の届出の預かり

- 休日や夜間の届出は市民窓口センターのみとなります。
- 休日や夜間に預かりした戸籍の届出は、次の開庁日に書類審査し、不備がなければ届出にさかのぼり受理となります。届出に伴う手続きや不備がある場合は、通常の開庁時間に来庁していただく必要があります。

②住民異動届

- 転入・転出・転居などの住民異動届(マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用した異動も含む)は窓口延長時はできません。受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

③印鑑登録申請

- 即日登録できるのは、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書を持参した本人が申請した場合、またはかすみがうら市で印鑑登録している方が、登録申請本人であることを保証し申請した場合に限られます。
- 代理人による申請は、照会書による印鑑登録事実確認を行うため、即日登録はできません。

④パスポート交付申請

- 取り扱い窓口は市民窓口センターのみとなります。
- 受付時間は午前8時30分から午後4時45分までです。

⑤パスポート受取

- 取り扱い窓口は市民窓口センターのみとなります。
- 受付時間は午前8時30分から午後5時までです。ただし、木曜日のみ午後7時まで延長します。



● 便利なコンビニ交付サービス

早朝から深夜まで(午前6時30分～午後11時)、全国の指定のコンビニ(マルチコピー機を設置した店舗に限ります)で住民票謄抄本および印鑑登録証明書が受け取れます。ぜひご利用ください。

◎コンビニ交付を利用するには、利用者証明用電子証明書の搭載されたマイナンバーカードの取得と暗証番号の事前設定が必要です。

窓口における本人確認

市民課(市民窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所・千代田出張所)

第三者のなりすましによる虚偽の戸籍届出や住民異動届、証明書の不正取得を防止するため、住民異動の届出や各種証明書の交付申請に際して、来庁された方の本人確認を行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎本人確認の方法

次のいずれかの本人確認書類などを提示してください。

※有効期限内の書類に限ります

1.1点で本人確認できるもの

運転免許証、マイナンバーカード、在留カード(写真付き)、身体障害者手帳、その他官公署が発行した顔写真付きの身分証明書

2.2点組み合わせて本人確認するもの(イ+イまたはイ+ロ)

イ、資格確認書、年金証書、在留カード(写真なし)、学生証(写真付き)など

ロ、本人名義の預金通帳、キャッシュカード、社員証など

戸籍届出(婚姻届・離婚届など)には上記1の本人確認書類など、住民異動届(転入・転出・転居届)の申請には上記1または2の本人確認書類などが必要です。(本人確認書類などの提示がない場合でも戸籍届出は可能ですが、後日、市役所から確認の通知をします。)

◎パスポートの交付申請時の本人確認書類は、上と異なります。詳しくはお問合せください。

戸籍

市民課(市民窓口センター・霞ヶ浦窓口センター)

種類	届出期間等	届出人	必要なもの	留意事項
出生届	生まれた日を含め 14日以内	父または母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師の順	・届出人の本人確認書類 ・出生証明書(届書の右半分「出生証明書」に医師が記入・記名してあるもの) ・母子健康手帳 ・新生児連絡票 ・口座番号の分かるもの	・名前は丁寧に書いてください ・子の名につけられる文字は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主、地主または家屋・土地の管理人、後見人など	・死亡診断書または死体検案書(届書の右半分「死亡診断書または死体検案書」に医師が記入、署名してあるもの)	・火葬の予約などは斎場に直接お問い合わせください
婚姻届	届出の日から効力 があります	夫および妻	・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード	・成年の証人2人の署名が必要です ・住所の異動を行う場合は開庁時に住民異動届が必要です
離婚届	協議離婚 届出の日 から効力 がありま す	夫および妻	・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード	・成年の証人2人の署名が必要です(協議離婚の場合のみ) ・未成年の子がいる場合は、親権者を定めてください ・配偶者が婚姻中の氏を引き続き名乗りたい場合は、別に届出が必要です
	裁判の確 定の日か ら10日 以内	裁判の申立人	裁判離婚の場合はその謄本および確定証明書 ・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード	・配偶者が婚姻中の氏を引き続き名乗りたい場合は、別に届出が必要です

種類	届出期間等	届出人	必要なもの	留意事項
養子縁組届	届出の日から効力があります	養親、養子、法定代理人(養子が15歳未満の場合)	・届出人の本人確認書類 ・家庭裁判所の許可審判書謄本(許可が必要な場合のみ) ・マイナンバーカード	・成年の証人2人の署名が必要です ・養子縁組届はさまざまなケースがあります。詳しくはお問い合わせください
転籍届	届出の日から効力があります	戸籍の筆頭者とその配偶者	・届出人の本人確認書類	・筆頭者、配偶者以外の方が本籍を異動したい場合は、分籍届を届出ください(成年者に限る)

※届出の際に、届出人が来庁できない場合は、あらかじめ届出人が記入した届出書を代理の方が持参してください。

※「届出期間」がないものは、届出の日から法律上の効力が発生します。

※時間外にお預かりした届書の審査は翌開庁日になります(受理日はお預かりした日)。届書審査に際し、お問い合わせすることもありますので、昼間連絡のつく電話番号を届書に必ず記入してください。

※令和4年4月1日より、成人とは18歳以上の方を指します。

住民登録

市民課(市民窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・千代田出張所)

土日祝日および年末年始(12/29~1/3)ならびに窓口延長時は受付しておりませんのでご注意ください。

種類	届出期間	届出人	必要なもの
転入届	転入した日から14日以内	異動者本人または同一世帯員	・届出人の本人確認書類 ・転出証明書 ・マイナンバーカード
転出届	転出日前後14日以内	異動者本人または同一世帯員	・届出人の本人確認書類 ・かすみがうら市民カード(印鑑登録証) ・マイナンバーカード ・資格確認書等(国保加入者)
転居届	市内で住所を移した日から14日以内	異動者本人または同一世帯員	・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード ・資格確認書等(国保加入者)
世帯変更届 (世帯主変更、世帯合併、世帯分離)	変更があった日から14日以内	異動前または異動後の世帯主	・届出人の本人確認書類 ・マイナンバーカード ・資格確認書等(国保加入者)

※届出人が来庁できない場合は委任状が必要となります。

窓口延長サービス

市民窓口センター

① 時 毎週木曜日 午後7時まで(祝日・年末年始を除く)

② 延長窓口 ・税務課 ・国保年金課 ・市民課

- ③ 取扱業務
- 1 戸籍・住民票等証明書の交付(住民票謄抄本、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本など)
 - 2 税務証明書の交付(土地、家屋、所得、課税、納税など)
 - 3 パスポートの交付(申請は除く)
 - 4 マイナンバーカードの交付

5 印鑑登録申請

6 戸籍の各種届出の預かり

7 市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付および納税相談

◎霞ヶ浦窓口センター、中央出張所、千代田出張所では実施していません。

◎転入・転出・転居の住民異動届はお受けできません。平日の午前8時30分～午後5時15分の間に来庁ください。

印鑑登録

市民課(市民窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・千代田出張所)

① 印鑑登録について

印鑑を登録するには、本人であることが確認できる官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)と登録する印鑑、登録手数料(初回登録の場合は無料)をご用意ください。

印鑑を登録した方には「印鑑登録証」を交付します。

区分	持参するもの	注意事項
本人が申請する場合	・登録する印鑑 ・官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなど) ・登録手数料(初回は無料)	左記の身分証明書がない場合は、次の方法をお願いします。 ①郵便で確認通知を本人宛に送付し後日登録 ②市内に印鑑登録のある方を保証人とし、その保証人が、登録してある実印と印鑑登録証・身分証明書を持参して登録申請者と同伴する。
代理人が申請する場合	・登録する印鑑 ・委任状 ・身分証明書 ・登録手数料(初回は無料)	手続き後、郵便で確認通知を本人宛に送付するため、登録まで数日必要です。

② 登録できる印鑑

住民基本台帳に記録されている「氏名」または「氏」もしくは「名」を表しているもの。

印影が鮮明で変形していない印鑑で、大きさが一辺の長さが8mm以上25mm以内の正方形に収まるもの。なお、一つの印影を共用して登録することはできません。また逆彫は登録できません。

パスポート

市民課(市民窓口センター)

申請は、平日の午前8時30分～午後4時45分までの間(土・日・祝日および年末年始(12/29～1/3)を除く)市民窓口センターでのみ取り扱います。

① 申請に必要な書類など

必要書類	申請の区分 新規申請 (初めて、期限切れ等で失効済み)	有効期間が残っている場合の申請		
		有効期限残1年未満での切り替え申請	査証欄に余白なし	氏名、本籍の都道府県名の変更あり
申請書 1通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
戸籍謄本(全部事項証明書)1通 (提出の日前6ヶ月以内に作成されたもの) ※戸籍抄本(個人事項証明書)は不可	<input type="checkbox"/>	原則不要	原則不要	<input type="checkbox"/>
写真 1枚 (提出の日前6ヶ月以内に撮影したもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
申請者本人を確認できる書類 (有効なもの、コピーは不可) 1点または2点	<input type="checkbox"/>	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)
前回発行の旅券 (期限切れまたは有効な旅券)	<input type="checkbox"/> (期限切れの旅券)	<input type="checkbox"/> (有効な旅券)	<input type="checkbox"/> (有効な旅券)	<input type="checkbox"/> (有効な旅券)
(住民票 1通) ※居所申請の場合等には必要	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要

※新規作成の場合は、10年用と5年用があります。18歳未満の方は5年用となり、また、法定代理人の署名が必要です。

※代理申請も出来ますが、その場合申請者本人の自署と代理人の自署が必要な部分があります。さらに、申請者本人を確認できる書類の原本の提示も必要です。

※本人確認書類についての詳細は、お問合せください。

② 受取について

● 旅券の受取は、年齢に関わりなく、必ず本人が来庁ください。

② 受取に必要なもの

- ①申請の際にお渡しした旅券引換書(受理票)
- ②所定の手数料(収入印紙と茨城県収入証紙)

② ご注意

交付予定日は、申請日から数えて11日目以降です(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)は含めない)。
6ヶ月以内に必ずお受け取りください。

② 交付手数料

種別	申請方法	手数料
10年有効旅券	窓口申請	16,300円
	オンライン申請	15,900円
5年有効旅券 (申請時12歳以上)	窓口申請	11,300円
	オンライン申請	10,900円
5年有効旅券 (申請時12歳未満) 及び残存有効期間同一旅券	窓口申請	6,300円
	オンライン申請	5,900円

マイナンバー

市民課(市民窓口センター・霞ヶ浦窓口センター・千代田出張所)

平成27年10月から個人番号法が施行され、市内に住民票を有するすべての方(外国人を含む)に異なる12桁の番号(マイナンバー)を記した「通知カード」が送付されました。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策などさまざまな行政手続きの際に必要となりますので大切に保管してください。

② マイナンバーカード

マイナンバーカードは、住民の皆様からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカードです。

カードのおもて面には本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されていますので、本人確認のための公的身分証明書として利用できます。

カードの裏面には、マイナンバーが記載されていますので、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できます。

また、ICチップに電子証明書などの機能が搭載され、e-TAXのほか、コンビニ交付を利用して休日に住民票などの証明書を取得できます。

コンビニ交付

市民課(市民窓口センター)

税務課(市民窓口センター)

マイナンバーカードを利用したコンビニでの証明書交付サービスを実施しています。住民票謄抄本、印鑑登録証明書を夜間や休日でも取得できる大変便利なサービスです。ぜひご利用ください。

● 利用時間 午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日およびメンテナンス時を除く)

● 証明書の種類 住民票謄抄本(マイナンバーの入ったものを除く)

印鑑登録証明書・市県民税課税・非課税証明書・所得証明書

● 対象コンビニ 全国のマルチコピー機を設置したコンビニ

相談

家庭児童相談

子育て支援課子ども未来室(市民窓口センター)

0～18歳までのお子さんの健やかな成長のため、さまざまな相談に応じています。

一人で抱え込まず、お気軽に相談してください。相談上の秘密は厳守されます。安心して相談してください。

内容

- ・子どものしつけや性格や生活習慣など育児全般について
- ・言葉の遅れなど発達について
- ・親子関係・きょうだい関係など家族関係について
- ・保育所・幼稚園・学校生活に関して
(いじめ、不登校、人間関係など)

- ・子どもの非行について
- ・養育が困難など家庭環境の不安について
- ・子どもへの虐待について
- ・ヤングケアラーについて
- ・配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)について
- ・その他

実施日:月曜日～金曜日(祝日年末年始は除く)

時間:午前8時30分～午後5時

費用:無料

対象:かすみがうら市民

場所:子育て支援課子ども未来室(市民窓口センター)

相談方法:電話・来庁・訪問などご希望に応じます



教育相談

学校教育課(千代田コミュニティセンター)

就学、進学やいじめ、不登校など教育に関する悩みなどの相談をお受けしています。

個人の秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。

教育支援センター
ひたちの広場
かすみがうら市中佐谷1250
第1常陸野公園敷地内
☎0299-59-1230

法律相談

社会福祉課(市民窓口センター)

内 容:弁護士による法律に関する相談

実 施 日:月2回(第2木曜日、第4木曜日)

※日程は変更となる場合があります。

時 間:午後1時～午後4時(相談時間30分)

費 用:無料

対 象:かすみがうら市民

場 所:市内公共施設

付:要予約 実施月の初日から受付

(月の初日が閉庁日の場合は翌開庁日から)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

予約受付先:社会福祉課

そ の 他:より多くの市民が平等に相談を受ける機会が確保されるようにするために、同じ案件での再相談はご遠慮ください。

消費生活相談

地域コミュニティ課(霞ヶ浦庁舎)

内 容:かすみがうら市消費生活センターでは、市内在住の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談・あっせんを行い、安心安全な消費生活へのお手伝いをしています。また、市民の皆さんからの情報提供もお願いします。

実 施 日:月～金(年末年始・祝祭日は休み)

時 間:午前9時から正午

午後1時から4時

費 用:無料

対 象:かすみがうら市民

場 所:霞ヶ浦庁舎(消費生活センター)

行政相談

地域コミュニティ課(霞ヶ浦庁舎)

内 容:行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、国、県、市などへの行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどに対応しています。毎日の暮らしの中で、困っていること、望んでいることをお気軽にご相談ください。事前予約不要・秘密厳守となります。

実 施 日:6月と10月に相談所を開設します。

時 間:日時は、決まり次第、広報誌などでお知らせします。

費 用:無料

対 象:かすみがうら市民

◎開設日以外は、電話による相談もお受けしています。

茨城行政監視行政相談センター

☎029-221-3347

広 告

暮らしの法律問題、法律トラブルはございませんか？

借金問題、離婚、遺言・相続・遺産分割、売買・賃貸借、交通事故、労働問題、刑事事件、少年事件、犯罪被害、消費者問題、建築紛争、会社・事業の再生・承継

まずはお気軽にご相談ください

TEL 029-875-6961

・受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日除く)

・弁護士の日程を調整させて頂きますのでご希望の日時をご相談ください。

・勤務の関係で平日では都合がつかない方のために、土曜相談も応じております。事前にご予約ください。

・公的機関による各種援助制度があります。弁護士にご相談ください。

尾池・伊藤法律事務所

弁護士 尾池 誠司・弁護士 伊藤 しのぶ(茨城県弁護士会所属)

かすみがうら市稻吉2-21-45エムズビル102 JR神立駅から徒歩 約5分



尾池・伊藤法律事務所

検索

<http://oikeito.jp/>

心配ごと相談

社会福祉協議会 ☎029-898-2527

内 容:生活の中での困りごとや悩みごとについての相談を、相談員がお受けします。

実 施 日:月2回

時 間:午後1時30分～午後3時

費 用:無料

対 象:かすみがうら市民

農地・就農相談

農業委員会・農林水産課(霞ヶ浦庁舎)

内 容:農地および就農に関する相談

実 施 日:随時対応(開庁日に限る)

費 用:無料

対 象:かすみがうら市に農地がある方、またはかすみがうら市で就農する方

場 所:農業委員会・農林水産課窓口

結婚相談

地域コミュニティ課(霞ヶ浦庁舎)

いばらき出会い系サポートセンターは、結婚を希望する独身の方の出会いの場づくりを目的として、平成18年に茨城県と(一社)茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した組織です。

主な活動として、会員制によるパートナー探しの支援や、パーティ・イベントの支援、また、マリッジセンターによる出会い系の相談・仲介など、さまざまな形の出会いの場を提供しています。

かすみがうら市では、「一般社団法人いばらき出会い系サポートセンター」の入会を希望する方に対し、入会登録料の一部を助成します。

助成金の対象者:

- (1)かすみがうら市に住所を有する、かつ、今後も居住する意思があること。
- (2)市税の滞納がないこと。
- (3)婚姻をしていないこと。
- (4)申請時においてセンターを退会していないこと。

助成金の金額:

センターの入会登録料の半額(対象者1人につき1回限りの助成)

申請方法:

センターに入会した日の翌日から起算して90日以内に必要な書類を提出

必要な書類:

- ・かすみがうら市いばらき出会い系サポートセンター入会登録料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ・センターが発行する入会登録料領収書の写し又はそれに代わるもの
- ・振込先口座を確認できる書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

なんでもかんでも相談

社会福祉協議会 ☎029-898-2527

内 容:ひきこもりや心理、精神、障害年金、法律などの相談を、相談員がお受けします。

実 施 日:第3土曜日(やまゆり館)

※会場の都合などにより開設日が変更になる場合があります。

時 間:午後1時30分～午後4時30分

費 用:無料



広 告

大山 司法書士事務所 土地家屋調査士

相続・贈与・不動産登記

会社設立・役員変更登記

お気軽にご相談ください

かすみがうら市下稻吉1868-11

(司法書士) 0299-37-7710

(土地家屋調査士) 0299-59-0502



税金

市税

税務課(市民窓口センター)

◎ 市民税・県民税

市民税には、個人市民税と法人市民税があります。個人市民税は1月1日現在市内に住んでいる方に、前年の所得に応じ課税されます。法人市民税は、法人である企業の収益に応じて課税されます。

● 市・県民税

◎ 市・県民税が課税となる方

1. 課税年度の1月1日現在、かすみがうら市に住んでいる方(一定の収入のある方)
2. かすみがうら市には住んでいないが、市内に事業所・事務所・家屋のある方

◎ 市・県民税が課税とならない方

1. 1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている方
2. 未成年者、障がい者、寡婦、ひとり親で、前年中の合計所得が135万円以下の方

◎ 年の途中で引越した場合の市・県民税は?

市・県民税については、毎年、課税年度の1月1日現在市内に住所のある方で、前年の1月から12月までの一定額以上の所得があった方に対して課税されます。したがって、年の途中で市外へ転出された場合でも、その年の市・県民税は1月1日現在の居住地の市町村へ納めることになります。

◎ 年の途中で亡くなれた場合の市・県民税は?

転出の場合と同様に、年の途中で亡くなられた方の場合も、課税年度の1月1日現在で居住していた市町村へ1年分の市・県民税が課税されます。この場合、相続人が代わって納めることになります。



税
金

広 告

大橋税理士事務所

事業の経営は?
不動産を売ったら?
相続、贈与があったら?

税金の相談は税理士へ

お気軽にお相談ください!!

かすみがうら市稻吉5-24-12
TEL 029-832-5005

E-mail o-t-a@wonder.ocn.ne.jp

◎ 市・県民税の特別徴収

特別徴収とは、お勤めの会社などを通して、毎月の給与から一定額を差し引き納付する方法です。

特別徴収の方は、1年間の税額を6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引かれ納付されます。なお、県内すべての市町村で平成27年度から市・県民税特別徴収義務者の一斉指定を実施しています。

◎ 特別徴収をしていたが、会社などを退職した場合、残りの税額は、退職時に会社などを通しての一括納付、または、退職後に個人納付(普通徴収)することになります。

◎ 特別徴収関係書類の提出

次のような場合、給与支払者(会社など)は、書類を作成して提出する必要があります。

- ・特別徴収義務者が、退職により給与から差し引くことができない場合や転勤により別の事業所で特別徴収を継続する場合

⇒特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

- ・給与支払報告書提出後、退職により次年度の特別徴収ができない場合

⇒給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

- ・普通徴収該当者を特別徴収に切り替える場合

⇒市民税・県民税特別徴収への切替申請書

- ・次年度の課税資料として1月31日までに提出する場合

⇒給与支払報告書

- ・特別徴収義務者の名称・所在地が変更になった場合

⇒特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

● 市・県民税の申告

◎ 申告とは…

前年中(1/1~12/31)に得た所得を申告するもので、この内容が市・県民税や国民健康保険税などの基礎資料となります。所得証明や納税証明などの諸証明もこの申告に基づいて発行されますので、必ず期限までに申告してください。

◎ 申告をする方

- ・営業、農業、不動産、利子、配当、給与、年金、原稿料、講演料、雑、一時、譲渡などの所得がある方
- ・主たる給与のほかに収入のある方
- ・給与所得のみでも、勤務先が税務課に「給与支払報告書」を提出していない方

◎ 農地を所有している方で、耕作(自作、他作)をして収穫があった方は、収支計算による農業所得の申告が必要となります。

② 申告期間・会場

毎年2月中旬から3月中旬頃まで実施しています。詳細日程は、事前に市ホームページ、広報誌などでご確認ください。

③ 申告書について

当市では原則として市・県民税の申告書は送付しません。なお、自署申告をされる方は、1月下旬に税務課（市民窓口センター）、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所、千代田出張所の窓口で受け取りになるか、市ホームページから申告書をダウンロードしてご利用ください。

◎事業所得がある方は、収支内訳書が必要です。

④ 申告の不要な方

- ・所得税の確定申告書を提出した方
- ・給与所得の年末調整をした方で、勤務先が税務課に「給与支払報告書」を提出した方
- ・当市に居住し、既に年末調整または確定申告している方の扶養となっている方

⑤ 申告期間に市の会場で申告を受けられない内容

- ・青色申告
- ・贈与税の申告
- ・相続税の申告
- ・消費税の申告
- ・譲渡所得、株式などの申告
- ・住宅借入金等特別控除（1年目）の申告
- ・分離課税の配当所得や先物取引に係る申告
- ・過年度分の申告
- ・その他高度な判断を要する内容

※上記については税務署での申告となります。

● 法人市民税

① 法人市民税

市内に事務所・事業所などがある法人などが自ら申告納付する税金で、資本金などの金額と市内の従業者数に応じて算出する「均等割」と、国税である法人税額を基準として算出する「法人税割」があります。

② 納税義務者

法人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	納める税	
	均等割	法人税割
市内に事務所・事業所がある法人	課税	課税
市内に事務所・事業所がないが、寮・宿泊所などがある法人	課税	非課税
市内に事務所・事業所がある公益法人などまたは人格のない社団で収益事業を行なわないもの	課税	非課税

③ 法人の設立と事業所の開設、事業年度・納税地・その他の変更

事務所を設立した場合や、既に届けている内容に変更のある場合は、「法人の設立等に関する申告書」に必要書類を添付の上、提出してください。

④ 税率

均等割 資本金などの金額と市内の従業者数に応じて税率(年額)が定められています。

資本金などの金額	均等割の税率	
	従業員数	
	50人超	50人以下
50億円超	3,600,000円 300,000円／月	492,000円 41,000円／月
50億円以下10億円超	2,100,000円 175,000円／月	192,000円 16,000円／月
10億円以下1億円超	480,000円 40,000円／月	156,000円 13,000円／月
1億円以下1千万円超	180,000円 15,000円／月	60,000円 5,000円／月
1千万円以下	144,000円 12,000円／月	12,000円／月

法人税割 課税標準税額×8.4% (税率)

● 固定資産税

1月1日現在、かすみがうら市に土地・家屋・償却資産（事業用）を所有する、法人および個人に課税されます。

固定資産税とは、毎年1月1日（「賦課期日」と言います。）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」と言います。）を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額を固定資産の所在する市町村に納める税金です。

課税標準額×1.4% (税率) = 税額

① 固定資産の種類

【土地】

田、畠、宅地、山林、鉱泉地、池沼、牧場、原野、その他の土地

【家屋】

住宅、事務所、店舗、工場、倉庫、その他の家屋

【償却資産】

会社および個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などです。

○例) 構築物・機械および装置・船舶・航空機・車両および運搬具・工具・器具・備品

② 固定資産税を納める人(納税義務者)

原則として固定資産の所有者です。

【土地・家屋の所有者】

登記簿または固定資産課税台帳に所有者として登記または登録されている方

【償却資産の所有者】

償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

◎所有者として登記(登録)されている方が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在で、その土地・家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

◎共有の場合は、共有者全員が納税義務者となり、納税通知書は代表者の方に送付します。



● 固定資産税の縦覧と閲覧

【縦覧】

土地・家屋の納税者が課税されている土地または家屋の価格を縦覧できます。期間は、4月1日から第1期の納期限までとなり、税務課(市民窓口センター)、霞ヶ浦窓口センターにて実施します。

【閲覧】

納税義務者が所有している土地・家屋の価格などが記載されている固定資産課税台帳の閲覧ができます。通常、閲覧手数料は1回について300円ですが、縦覧期間(4月1日から第1期の納期限まで)は無料です。

【閲覧場所】

税務課(市民窓口センター)・霞ヶ浦窓口センター・中央出張所・千代田出張所

● 新築住宅に対する固定資産税の減額措置等

新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税が減額されます。

【対象住宅】

専用住宅や併用住宅であること。(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のもの。)床面積が50m²(一戸建以外の賃家住宅にあっては40m²)以上280m²以下。

【対象床面積】

居住用として用いられている部分の床面積が120m²に相当する部分についてまで減額。

【減額】

減額対象床面積に相当する固定資産税額の2分の1が減額。

【減額される期間】

一般の住宅…新築後3年度分(長期優良住宅は5年度分)
3階建以上の中高層耐火住宅など

…新築後5年度分(長期優良住宅は7年度分)

● 長期優良住宅については申告書の提出が必要となります。

【その他の減額措置】

住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、長期優良住宅改修などに伴う工事を行った場合、それぞれの一定用件をみたした家屋について、固定資産税額が減額されることがあります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

● 免税点

同一区域内に所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地: 30万円
家屋: 20万円
償却資産: 150万円

● 次のような場合、届出をしてください

【家を新築(増築)したとき】

税務課資産税担当が、固定資産評価にお伺いしますのでご連絡ください。内容は、家の間取りと部屋ごとの使用材料などの確認を行います。なお、新築(増築)した家屋の固定資産税は、完成した年の翌年度から課税と

なります。

【家を取り壊したとき】

年の途中に所有者が変更になっても、同年の固定資産税は、1月1日現在の前所有者に課税されます。同様に、取り壊した家屋の固定資産税についても、そのまま課税されますが、翌年から減額となりますので、税務課までご連絡ください。登記済の建物を取り壊した時は、法務局で滅失登記をしてください。

【固定資産の所有者が死亡したとき】

所有者が死亡した場合には、その義務は相続人に受け継がれることとなっています。その相続人とされる方は、市に申告または報告することが義務付けられています。また、固定資産の登記手続きは、法務局にお問い合わせください。

⇒相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書

【未登記家屋の所有者が変更したとき】

所有者を変更した旨の届出を提出ください。

⇒未登記家屋所有者変更届

【事業用資産(償却資産)を所有しているとき】

償却資産の申告が必要となりますので、賦課期日現在に所有する償却資産を1月末日までに申告ください。

⇒償却資産申告書

【住所を変更したとき】

住所を変更した旨の届出を提出ください。

【海外などへ居住するとき】

市内居住者を管理人に指定し、委任することができます。(ただし、納税管理人になることへの同意を得られている事が前提となります)

⇒納税管理人申告書

● 登記手続

水戸地方法務局土浦支局 ☎029-821-0783

● 軽自動車税

● 種別割

4月1日現在、かすみがうら市を主たる定置場所とする、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車および小型特殊自動車を持っている方に課税されます。

普通自動車と異なり、年の途中に廃車しても、月割り課税による還付はされません。

● 申告場所

【原動機付自転車、小型特殊自動車】

(ナンバー: かすみがうら市* * * *など)

かすみがうら市税務課

☎0299-59-2111 / 029-897-1111

【軽自動車(三輪・四輪)】

(ナンバー: 土浦40* * * *, 土浦50* * * *など)

軽自動車検査協会茨城事務所 土浦支所

☎050-3816-3106

【軽自動車(二輪)、二輪の小型特殊自動車】

(ナンバー: 土浦* * * *, 1土浦* * * *など)

茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所

☎050-5540-2018

● 原動機付自転車、小型特殊自動車の登録と廃車

(125ccを超える軽自動車(二輪車含む)については、P66の各申告先へお問い合わせください。)

登録は、購入(譲受)してから15日以内に「販売証明書」「譲渡証明書」を準備の上行ってください。様式は市HPからのダウンロードもご利用になれます。

(手続場所／税務課、霞ヶ浦窓口センター)

⇒軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

廃車手続きは、使用しなくなった日から30日以内に「標識」と「標識交付証明書」を準備し申請ください。様式はダウンロードしてご利用できます。

(手続場所／税務課、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所)

⇒軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納申請書

また、盗難・紛失の場合には、速やかに警察に届出をして、廃車手続きをしてください。

● 軽自動車税の減免について

身体に障がいのある方などが所有する軽自動車で、一定の要件を満たす場合、軽自動車税(種別割)が減免されます。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

● 環境性能割

三輪以上の軽自動車で取得価額が50万円を超える車両を取得した方に課税されます。軽自動車検査協会で軽自動車の登録や届出をする際に申告し、同時に納付いただきます。

● 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している方の世帯主に課税される税金で、医療費、後期高齢者支援金および介護納付金の支払いに使われます。

④ 40歳以上64歳以下の方は、介護保険分と併せて課税されます。(令和8年度から子ども子育て支援金が追加されます)

● 市税などの納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税(種別割)		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

● 口座振替をご利用ください

市税などを銀行などの金融機関で、口座振替により納付することができます。口座振替は、納期ごとに金融機関へ出向く必要もなく、とても便利です。

口座振替は、納期限日に指定の預貯金口座から自動的に納付できる便利な制度です。

【手続】

- ・口座振替(自動振込)依頼書を金融機関・郵便局に提出してください。
- ・依頼書は、市役所(市民窓口センター、霞ヶ浦庁舎)、中央出張所、千代田出張所、市内の取扱金融機関および郵便局に用意してあります。

【口座振替取扱金融機関・郵便局のご案内】

筑波銀行、常陽銀行、三菱UFJ銀行、東日本銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫、中央労働金庫、水郷つくば農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)

● 口座振替のできる市税など

市・県民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、配食サービス利用者負担金、保育料、児童クラブ(延長保育)負担金、学校給食費、下水道事業受益者負担金・分担金、上・下水道使用料

④ 市・県民税(特別徴収)、法人市民税の口座振替はできません。

● 納期限内納付にご協力をお願いします

市税などの納付を忘れて納期限を過ぎますと、未納扱いとなります。

未納になると、本来納付すべき税額のほかに、延滞金も納付しなければなりませんので、納期限内納付にご協力をお願いします。

④ 税金を未納のままにしておくと、差押などの滞納処分を受けることがあります。

④ 領収証の再発行はできませんので、大切に保管してください。



税
金

● 税の証明

必要とする証明書の取扱窓口が異なる場合がありますので、ご確認の上、ご請求ください。

種類	手数料	取扱窓口
固定資産税	300円	5筆(棟)まで300円、6筆(棟)以上は 1筆につき60円加算
		—
		現況確認を伴う場合は、500円
		税務課 霞ヶ浦窓口センター 中央出張所 千代田出張所
		—
		—
		—
		—
閲覧	—	税務課 霞ヶ浦窓口センター
		—
市民税	■公課証明書(申告用)	無 料
	■所得証明書	—
	■課税証明書	—
	■非課税証明書	—
	■申告書の写し	—
納税	所在証明書	税務課 霞ヶ浦窓口センター 中央出張所 千代田出張所
	■固定資産税	—
	■市・県民税	—
	■軽自動車税	—
	■法人市民税	—
	■国民健康保険税	—
	■その2(未納がない証明)	—

② 委任状が必要な場合(上記一覧表にて)

□の証明書を本人(代表者)以外が申請する場合

■の証明書を本人もしくは同一世帯員以外の方が申請する場合

③ 申請の際に必要なもの

本人の場合 :本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カードなどの官公署発行の顔写真付きの身分証明書)

代理人の場合:代理人を確認できる書類(委任状が必要な場合は、委任状または代理人選任届)

法人の場合 :窓口に来た方を確認できる書類(委任状(代理人選任届)または代表者印)



◆郵送による請求方法

【申請方法】

1. 稅務証明交付申請書をダウンロードするか、便箋などに以下の必要事項を明記したものを同封ください。

◇記載内容

共通事項

- ▽申請をしたい証明、年度、通数
- ▽申請(使用)目的
- ▽申請者名、生年月日、押印(法人の場合)
- ▽現住所
- ▽日中連絡のとれる連絡先

市民税関係の証明書の場合 ※共通事項に加えて

- ▽かすみがうら市にお住まいの時の住所

資産税関係の証明書の場合 ※共通事項に加えて

- ▽土地・家屋の別
- ▽物件の所在地

法人市民税関係の証明書の場合 ※共通事項に加えて

- ▽事業年度

2. 手数料分の郵便小為替をご用意ください。

3. 返信用封筒に宛先を記入の上、切手を貼付してください。

4. 本人確認書類の写し

(免許証などの写真付き身分証明書など)

5. 上記1~4を封筒に入れ、下記まで郵送してください。

〒315-8514 かすみがうら市税務課

◎市民税関係の場合、必要年度の1月1日現在かすみがうら市に居住していた方が対象となります。

◎証明書は、申請書が届いた当日(閉庁日を除く)発行する事を原則としていますが、送付日数がかかりますのでご了承ください。お急ぎの場合は、速達でご請求ください。

税公金セルフ収納機をご利用ください

霞ヶ浦庁舎での税公金の納付に「税公金セルフ収納機」をご利用いただけます。

稼働時間:午前8時30分~午後5時15分

(土・日・祝)、年末年始を除く

設置場所:霞ヶ浦庁舎(霞ヶ浦窓口センターの正面)

【使い方】

- (1) 収納機に納付書を入れる(領収書側を手前に)
- (2) 金額を確認する
- (3) 電話番号を入力する(省略するときは、0(ゼロ)を入力)
- (4) お金を入れる
- (5) 領収書を受け取る

【使用できる納付書】

- ・市が発行する税公金の納付書が対象です。国や都道府県、他の自治体が発行する納付書は使用できません。

● 税に関するお問い合わせ先

① 固定資産税・市民税・軽自動車税

かすみがうら市税務課

☎0299-59-2111、☎029-897-1111

② 国民健康保険税

かすみがうら市国保年金課

☎0299-59-2111、☎029-897-1111

③ 不動産取得税・自動車税などの県民税

茨城県土浦県税事務所

☎029-822-7203(納税・証明窓口・口座振替)

☎029-822-7205(自動車税・納税相談)

☎029-822-7212(県民税・事業税)

☎029-822-7216(不動産取得税)

④ 所得税・相続税などの国税

土浦税務署

☎029-822-1100



税
金





健康保険・医療福祉

国民健康保険

国保年金課(市民窓口センター)

● 国民健康保険の加入・脱退などの手続き

- 手続きの際は必ず本人確認書類(運転免許証など)の提示をお願いします。
- 届出は必ず14日以内にお願いします。
- 本人(同一世帯員を含む)以外の方が来庁(申請)される場合、委任状および申請者本人の確認書類が必要になります。

	このようなとき	必要なもの
加入するとき	ほかの都道府県から転入してきたとき	・転出証明書 ※転入の手続きをとってください
	職場の健康保険をやめたとき、被扶養者から外れたとき	・職場の健康保険をやめた日の分かる証明書(資格喪失証明書、退職証明書など) ・職場の健康保険の被扶養者に該当しなくなった日の分かる証明書(資格喪失証明書など)
	生活保護を受けなくなったとき 外国人が加入するとき	・保護廃止決定通知書 ・外国人登録証明書・パスポート
脱退するとき	ほかの都道府県へ転出するとき	・資格確認書等
	職場の健康保険に加入したとき、扶養者になったとき	・加入した資格確認書等もしくは資格証明書(加入者、加入日が分かるもの)
	加入者が亡くなったとき 外国人が脱退するとき	・資格確認書等 ・資格確認書等・外国人登録証明書
変更手続きが 必要なとき	市内で住所が変わったとき	・資格確認書等
	世帯主・氏名などが変わったとき	・資格確認書等
	高校・大学進学にあたり、他の市区町村に転出するとき	・資格確認書等・在学証明書
その他	卒業や中退により、学生の身分を失ったとき	・資格確認書等 ・学生でなくなったことを証明する書類(卒業証明書など)
	資格確認書等をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	・使えなくなった資格確認書等など

● 国民健康保険で受けられる給付

- 手続きの際は必ず本人確認書類(運転免許証など)とはんこをお持ち下さい。
- 本人(同一世帯員を含む)以外の方が来庁(申請)される場合、委任状および申請者本人の確認書類が必要になります。
- 2年を過ぎると時効となり申請できなくなります。

① 出産育児一時金

被保険者が出産した場合に48万8千円を支給します。(産科医療保障制度対象分娩は50万円)

出産費については、病院へ直接分娩費用を振込む直接支払制度があります。

② 葬祭費

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方へ5万円を支給します。(喪主の分かる会葬礼状または領収書の写しを添付)

③ 療養費

医師の指示によりコルセットなどの補装具を作ったときは、申請して審査の上、自己負担を除いた額を支給します。

④ 高額療養費

1ヶ月の医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められれば限度額を超えた分を支給します。70歳未満と70歳以上では自己負担限度額が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

● 国民健康保険税

国民健康保険は、加入する方が納付された国民健康保険税を財源として運営しています。国民健康保険税は納期内に納付するようお願いします。

① 国民健康保険税の課税の方法

国民健康保険税は、国民健康保険に加入する方の所得から計算する所得割と、加入する人数から計算する均等割の合計額で算定し、世帯主に課税します。

所得が分からぬ場合、適正な国民健康保険税が算定できないため、正しい所得の申告をお願いします。

② 国民健康保険税の納め方

国民健康保険税は、納付書または口座振替による納付(普通徴収)と世帯主の年金からの天引きによる納付(特別徴収)に分かれます。

国民健康保険に加入する方全員が65歳以上75歳未満である世帯は、原則として年金天引きによる納付となります。徴収方法の変更を申請することで、口座振替による納付に変更することができます。

医療福祉(マル福)制度

国保年金課(市民窓口センター)

医療福祉制度(マル福)とは、一定の条件を満たした方が健康保険を使って医療機関などにかかった場合、一部負担金を助成する制度です。

また、次のようなときには届け出が必要です。

- ・健康保険の種類・記載内容が変わったとき。
- ・住所・氏名が変わったとき。
- ・転出するときや母子・父子家庭でなくなったとき、障がいの程度が変更になったとき。
- ・振込先が変わったとき。

●有効期限が切れた受給者証は返却願います。

【注意事項】お子さんが保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校などへ通っている保護者の方へ

学校など(保育所を含む)の管理下における災害(負傷など)については、学校など(保育所含む)で加入する日本スポーツ振興センター災害共済給付制度が優先です。

よって、学校管理下で発生した災害(負傷など)で医療機関などへ受診する場合は、資格確認書等だけを提示して受診し、後日、学校など(保育所含む)を通じて日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ請求してください。この場合は、医療福祉費助成の対象となりません。

なお、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の範囲外の場合は、医療福祉費で助成しますので、償還払いの申請をしてください。

● 対象となるのは?

かすみがうら市に住所がある方で、各種健康保険に加入されている方のうち、次のいずれかに該当する方です。ただし、それぞれ扶養人数などに応じた所得の制限があり、これを超える所得のある方は受給できません。

種類	対象者	期間	更新の時期
妊産婦	母子手帳を交付された妊産婦	母子手帳交付日の月の初日から出産日(流産を含む)の翌月の末日まで	なし
小児	0歳から年度末年齢18歳までの児童 ※ひとり親家庭マル福と重複した場合は、小学校6年生まで「小児マル福」が優先となります	出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	誕生日の下旬 (1日生まれは誕生日の前月の下旬)
ひとり親家庭 (母子・父子)	離婚、死別などにより配偶者のない方で、18歳未満の児童を監護している方およびその児童 配偶者が重度心身障がい者マル福を受給している方と監護されている児童	児童が18歳になる学年末まで (重度心身障がい者の場合や、高校在学の場合などは20歳まで)	毎年6月下旬
重度心身障がい者	身体障害者手帳1級、2級もしくは内部障がい3級の交付を受けている方(内部障がい…心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝臓機能障がい) 療育手帳の判定がマルAまたはAの方 障がい年金1級を受給している方 特別児童扶養手当1級の支給対象となった児童 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 身体障害者手帳4級かつIQ50以下 身体障害者手帳3級または4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級 精神障害者保健福祉手帳2級かつIQ50以下 ※65歳以上75歳未満の方は後期高齢者医療制度に加入が要件	左記の障がいの状態でなくなるまで	毎年6月下旬



● 助成を受けるためには、受給者証の交付申請が必要です

申請の際には、以下の書類を持参のうえ、市役所窓口にて申請してください。申請が遅れた場合、原則としてさかのぼりはできません。また、本人（同一世帯員を含む）以外の方が来庁（申請）される場合、委任状および申請者本人の確認書類が必要になります。

種類	健康保険資格が確認できるもの（対象者の名前が入ったもの）	所得控除額が分かる証明書※1	口座番号の分かるもの※2	母子手帳	ひとり親であることを証明する書類※3	障がいの程度を証明する書類※4
妊産婦	○	○	○	○	—	—
小児	○	○	○	—	—	—
ひとり親家庭	○	○	○	—	○	—
重度心身障がい者	○	○	—	—	—	○

※1 かすみがうら市に転入された方や住所登録のない方は、所得証明書または課税（非課税）証明書が必要です。1月1日に住所登録のあった市町村で発行されます。（総所得、扶養人数、所得控除が記載されているもの）源泉徴収票は不可。マイナンバー制度を利用した所得情報の照会をする場合は、マイナンバーのわかるもの、同意書（本人自署したもの）が必要となります。

※2 振込口座（妊産婦：本人）（小児：扶養義務者）（ひとり親家庭：母または父）

※3 児童扶養手当証書・戸籍謄本など

※4 身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書・特別児童手当証書または認定通知書など

後期高齢者医療制度

国保年金課（市民窓口センター）

① 対象者について

- ・75歳以上の方
- ・一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方

② 資格確認書等について

- ・茨城県後期高齢者医療広域連合から当分の間、資格確認書等が一人ひとりに交付されます。（令和7年8月現在）
- ・資格確認書等の有効期間は原則として8月1日から翌年7月31日までの1年間で、更新の際は、毎年7月末までに簡易書留により被保険者へ郵送します。

③ 保険料の納め方

- ・保険料は、年金からの天引き（特別徴収）または納付書による納付（普通徴収）の2通りに分かれますので、市役所から送付する通知の内容をご確認ください。
- ・納付書による納付は、金融機関に「口座振替依頼書」を提出することにより、口座振替の方法にすることができます。
- ・年金天引きによる納付は、「徴収方法変更申請書」を国保年金課に提出し、金融機関に「口座振替依頼書」を提出することで、普通徴収（口座振替）の方法に変更することができます。（保険料の納付状況により変更できない場合があります。）

④ 医療機関での自己負担について

- ・医療機関での自己負担は1割または2割です。ただし、現役並み所得者は3割となります。
- ・現役並み所得者…同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方。ただし、年収が下記のいずれかに該当する方は、国保年金課へ申請することにより、2割負担となります。
- ・被保険者が世帯に1人の場合…総収入の額が383万円未満
- ・被保険者が世帯に2人以上の場合…総収入の合計が520万円未満
- ・被保険者が世帯に1人で、同じ世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合…被保険者と70歳以上75歳未満の方の総収入が520万円未満



● 後期高齢者医療制度で受けられる給付 ●

- ・手続きの際は必ず本人確認書類(運転免許証など)とはんこをお持ちください。
 - ・本人(同一世帯員を含む)以外の方が申請される場合、委任状および申請者本人の確認書類が必要になります。
 - ・2年を過ぎると時効になり申請できなくなります。
- ② 医療費が高額になった時にについて
- ・1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になった場合、限度額を超えた分が高額療養費として、茨城県後期高齢者医療広域連合から支給されます。自己負担限度額については、所得などで異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
 - ・高額療養費の該当となる場合は、診療を受けた3~4か月後に、茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書類が届きますので、国保年金課へ申請してください。
 - ・手続きに必要なもの…高額療養費支給申請書、資格確認書等、被保険者の通帳(本人以外の口座を指定する場合は委任状が必要)

④ コルセットなどの補装具を作ったとき

医師の指示によりコルセットなどの補装具を作ったときは、申請して認められると、自己負担分を除いた額が支給されます。

【手続きに必要なもの】医師の作成指示書・補装具の領収証・本人口座の通帳(本人以外の口座を指定する場合は委任状が必要)

⑤ 葬祭費について

被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方へ葬祭費(5万円)が支給されますので、国保年金課で申請の手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】亡くなった方の資格確認書等・葬祭を行った方の口座の通帳(本人以外の口座を指定する場合は委任状が必要)・会葬礼状または葬祭の領収証の写し

⑥ 交通事故にあったとき

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になった場合、届け出をすることにより、後期高齢者医療制度で医療費を立て替え、後日、加害者へ請求することになります。

【手続きに必要なもの】資格確認書等・事故証明書など



国民年金

国保年金課(市民窓口センター)

20歳から60歳までの方は、国民年金に加入しなければなりません。

① 加入対象者

- ・第1号被保険者…農林漁業、自営業、学生の方など
- ・第2号被保険者…厚生年金保険、共済組合に加入している方
- ・第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

② 希望すれば加入できる人(任意加入被保険者)

- ・日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方

◎ 昭和40年4月1日以前生まれの方については、受給資格期間などを満たすことができる場合は70歳まで加入できます。

- ・日本国籍を有する者で外国に在住している日本人(20歳以上65歳未満)

- ・日本国内に住所を有する60歳未満の退職年金や老齢年金の受給権者

◎ 学生を対象とした保険料納付の猶予や、経済的な理由による保険料納付の免除などが適用される制度があります。

● こんなときは届出を

届出をする際には、本人確認ができるものを持参してください。(マイナンバーカード、運転免許証など)

① 国民年金に入るとき

内容	届出に必要なもの	届出先
会社をやめたとき	・退職年月日の分かる書類 ・基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書等) ・マイナンバーカード	
会社員である配偶者の扶養からはずれたとき	・資格喪失年月日の分かる書類 ・基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書等) ・マイナンバーカード	国保年金課
海外から転入したとき	・パスポート ※マイナンバーカード・基礎年金番号が分かるもの(基礎年金番号通知書等)	
任意加入するとき 上記希望すれば加入できる人の場合	・基礎年金番号通知書(年金手帳)　・金融機関口座の分かるもの ・金融機関口座届出印　・マイナンバーカード	

② 国民年金をやめるとき

内容	届出先
会社へ就職した	お勤め先の会社
配偶者に扶養されるようになった	配偶者のお勤め先

③ その他

内容	届出に必要なもの	届出先
第1号被保険者が年金手帳(基礎年金番号通知書)をなくしたとき	・マイナンバーカード ※年金手帳の廃止に伴い、基礎年金番号通知書が発行されます。 ※第2号(会社員)、第3号(会社員の扶養者)の場合は、会社へお問い合わせください。	
障害基礎年金を受給したとき	・年金証書　※法定免除の手続きが必要です。	
保険料を納められないとき 【保険料免除・納付猶予申請書】	・基礎年金番号通知書(年金手帳)　・雇用保険被保険者離職票など ・公務員またはこれに準ずる方は退職辞令書 ・マイナンバーカード	国保年金課
学生の方で保険料を納められないとき 【学生納付特例申請書】	・学生証の写しまたは在学証明書 ・マイナンバーカード ※退職し学生になった方は、雇用保険被保険者離職票などが必要です	
免除された保険料を納付(追納)するとき	・基礎年金番号通知書(年金手帳)　・マイナンバーカード ※国民年金保険料追納申出書の提出が必要です。 ※追納は口座振替およびクレジット納付はできません。	



健康・福祉・子育て

かすみがうらウェルネスプラザ 一世代を超える健康であることを考えた生活のためにー

● 所在地 かすみがうら市宍倉5462(旧宍倉小学校)



● 「健康まちづくり宣言」と「かすみがうらウェルネスプラザ」

健康増進課(かすみがうらウェルネスプラザ)

● 健康づくりと廃校活用による斬新な施設の展開

かすみがうら市は、市民自らが健康であることの重要性を考え、健康であるための行動を起こすきっかけづくりとして、「健康まちづくり宣言」を行いました。

かすみがうらウェルネスプラザでは、市民の皆さんのが豊かな自然環境のもと、自らの生きる力を実感し、健康寿命を延ばすことを目的に、健康に生活できるよう、健康の維持・増進・疾病予防に一人ひとりが向き合い、毎日規則正しい生活が送れるよう、保健センターを中心に関係機関と連携し、皆さんの健康増進をサポートしていきます。

この施設の中核となる保健センターでは、育児相談、健診(乳幼児健診、がん検診など)・専門職(保健師・管理栄養士・歯科衛生士)による健康相談(電話相談も含む)や訪問指導などを引き続き実施していきます。

また、保育所・小学校と連携して、親子歯磨き教室や歯科相談を行っています。平成30年度から、虫歯予防に効果があるといわれるフッ化物洗口事業を開始し、赤ちゃんから高齢者まで生涯を通じた歯科保健事業を展開しています。

さらに、感染予防として協力医療機関による予防接種の実施や尊い命を守るために、市民の皆さんから献血のご協力をいただいている。

広告

社会福祉法人 聖朋会 デイサービスセンターあゆみ

景勝地・歩崎で美しい霞ヶ浦の風景を楽しみながら、憩いのひとときをお過ごしいただけます。

〒300-0214 茨城県かすみがうら市坂 933-1
<https://www.seihoukai-ibaraki.org/>

TEL.029-840-9195



健康・
福祉・
子育て

かすみがうらウェルネスプラザの役割

● こども家庭センター(母子保健機能) ●

① 妊娠や子育ての窓口として

妊娠・出産から、子育て期にわたり継続して相談支援を行います。

● 社会福祉協議会・シルバー人材センター ●

② 福祉と高齢者のいきがいづくりの窓口として

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的にボランティア活動・生活困窮者相談をはじめ、各種福祉事業制度などを行っています。

シルバー人材センターでは、高齢者が元気に楽しく働き、地域社会へ貢献することを目標に活動し、いきがいづくりを支援しています。

● 霞ヶ浦公民館(志士庫支館) ●

③ 地域のコミュニティの場として

周辺の地域の皆さんのコミュニティづくりを大切にし、施設を活用したさまざまな活動の場を提供するなど、地域の活性化を応援します。

● 保健センター・地域包括支援センター ●

④ 健康増進と介護予防の窓口として

保健センターと地域包括支援センターでは、子どもから高齢者に至るまでの疾病の予防や介護の予防に関するさまざまな制度の利用や案内、予防事業を活用することができます。

● かすみがうらウェルネスプラザ ●

⑤ 施設の機能を利用して

トレーニングルームや調理室、音楽室や研修室、体育館などの施設を活用し、皆さんの身体の健康だけではなく、生活全体が積極的創造的なものとなるよう幅広い意味での健康づくりを応援します。

また、さまざまなサークル活動や団体の活動を支援し、活動の場を提供します。

⑥ さまざまな健康機器を使ってセルフチェック!!

体組成計や骨密度測定、認知度調査機器、筋力測定機器などの機器を取りそろえ、ご自身の手によって健康状態を確認することができます。

施設では、その結果をもって保健センターの保健師や管理栄養士などの助言を通して、施設内の調理室での実習やトレーニングマシンを使っての運動などにつなげ、施設を利用される皆さんのが今現在と将来の健康を見守ります。

広告

あなたの豊かな知識と経験を
社会のために活かしませんか?

会員募集

- 事務分野
・文書管理業務
・毛糸、便箋
・受付業務など
- 技能分野
・大工仕事
・障子張り
・ベンキ張りなど
- 一般分野
・除草、草刈、包装
・公園清掃
・樹木洞開など
- サービス分野
・家事サービス
(洗濯、洗剤、掃除など)
・販売サービス
(うり、売店など)
- 管理分野
・施設管理
(スポーツ、高齢福祉など)
・駐車(場)場の管理

公益社団法人 かすみがうら市シルバー人材センター
TEL.029-898-3130 FAX.029-840-8130
〒300-0121 茨城県かすみがうら市穴倉5462
かすみがうらウェルネスプラザ内



障がい者福祉

社会福祉課(市民窓口センター)

手帳の交付

身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある方は、各種福祉サービスを受ける際に必要な身体障害者手帳(障がいの程度によって1級～6級まで)の交付を受けることができます。

【対象者】以下の障害が永続している方

視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体不自由(上肢・下肢・体幹・移動機能)・心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能・ぼうこう・直腸機能・小腸機能・HIVによる免疫機能・肝臓機能

療育手帳の交付

療育手帳は、知的障がいの方が各種福祉を受けるために必要な手帳で、障がいの程度によりⒶ(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の4段階に判定されます。

【対象者】

児童相談所または福祉相談センターで知的障がいと判定された方

精神障がい者保健福祉手帳の交付

精神疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉の支援を受けやすくするためのものです。障がいの程度によって1級から3級まで区分されます。

【対象者】

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

補装具・日常生活用具の給付

補装具の給付

身体に重度の障がいを持つ人の生活や作業を容易にするため、補装具の給付・修理を行っています。(一部制限あり)

【対象者】

身体障害者手帳を持っている在宅の方または、指定難病に該当している方。なお障がいの内容と程度により一定の基準があります。

日常生活用具の給付

重度の障がいを持つ人の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行なっています。(一部制限あり)

【対象者】

身体障害者手帳のおおむね1・2級または療育手帳のⒶ・Aをもっている在宅の方。または、指定難病に該当している方。なお障がいの内容と程度により一定の基準があります。



広 告

共同生活による宿泊型自立支援施設

NPO 法人 心道学園

自立を支援します
家庭内暴力
引きこもり
発達障害
要介護等

お気軽にお問合せください

029-898-3247

かすみがうら市牛渡 2845
<https://shindoh.life>



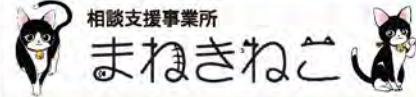
特定相談支援事業 障害児相談支援事業

障害福祉サービスを利用するには
どうすればいいのだろう?

- 日常生活やお金について不安がある。
- 作業や仕事をしたいけど不安がある。
- 将来のことを考えると不安。
- 一人暮らしに対しての不安がある。など

お気軽にご相談ください。

合同会社 BLOOM



かすみがうら市稻吉5-3-25
TEL.080-5557-0559



健康・福祉・子育て

● 助成・減免

○ 運転免許取得費用

身体に障がいを持つ方が、就労などのために自動車運転免許を取得する場合、指定自動車教習所において教習を受けるのに必要な費用の一部を補助します。

【対象者】	○身体障害者手帳1~4級の方 ○運転適性試験に合格した方
【補助額】	教習費用のうち15万円を限度額として、その2/3以内を補助

○ 自動車改造費用の助成

身体に障がいを持つ人が、就労などで自ら自動車を所有し運転するために改造する必要がある場合、その費用の一部を補助します。

【対象者】	○上肢、下肢または体幹機能障がい者で、身体障害者程度等級表の1級~2級の方 ○当該年度から起算して過去5年間のうちに、 <u>当該補助を受けていない方</u> ただし、所得制限あり
【補助額】	10万円以内

○ 有料道路の割引制度

有料道路の利用の際に障害者手帳を提示することにより、料金が半額に割引されます。ただし、事前に市福祉事務所への申請が必要です。

【対象者】

- 障がい者本人が運転される場合
…身体障害者手帳の交付を受けている方
- 障がい者本人が同乗し、介護者が運転される場合
…手帳に「第一種」と記載がある方

○ 自動車税・自動車取得税の減免

身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合、申請により自動車税・自動車取得税が減免されます。

普通自動車：県税事務所

軽自動車：かすみがうら市税務課

○ NHK放送受信料の減免

【全額免除】

身体・知的・精神障害者手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、住民基本台帳上の世帯員全員が市民税非課税であること。

【半額免除】

次の方が住民基本台帳における世帯主で、NHKの受信契約者であること。

- ・重度の身体障がい(1級または2級)の方
- ・視覚または聴覚障がいで手帳をお持ちの方
- ・重度の知的障がい(ⒶまたはⒷ)の方
- ・重度の精神障がい(1級)の方

● 医療・手当・共済

○ 自立支援医療制度

心身の障がいを除去・軽減するための医療にかかる費用を一部負担します。

- ・精神通院医療
- ・更生医療
- ・育成医療

○ 難病患者福祉金支給

原因が不明で、治療方法が確立されず、経過が慢性的な疾病で、医療費公費負担制度適用疾病となる特定疾患の認定を受けている方に見舞金を支給します。

【対象者】 指定難病特定医療費受給者

【支給額】 2万円(年額)

○ 特別障害者手当

精神または身体に著しい障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に対して支給されます。所得状況による制限があります。

【障害の程度】

- 障害者基礎年金1級程度の障害が重複する方
- 障害者基礎年金1級程度と2級程度の障害が2つ以上重複する方



広 告

ひとり一人の可能性を伸ばし社会人としての最初の一歩を踏み出す勇気を育てます。

本部：かすみがうら市稻吉南三丁目2番1号
TEL 029-886-8812
FAX 029-875-9965

特定非営利活動法人 新和会



施設内見学随時受付中！

社会生活に必要な基本的な知識、技能を養う
とともに、豊かな心を育みます。

就労継続支援B型事業所：りんご館
放課後等デイサービス事業所：はるか学園
就労継続支援B型事業所：りんご館小美玉
共同生活援助（グループホーム）：ひめりんご
共同生活援助（グループホーム）：あづさ

かすみがうら市稻吉南3-2-2 TEL 029-833-0120 FAX 029-831-7358

かすみがうら市稻吉2-19-5 TEL 029-869-8015 FAX 029-869-8016

小美玉市江戸124-1 TEL 0299-56-6415 FAX 0299-56-6416

かすみがうら市稻吉 石岡市山崎 TEL/FAX 029-875-4399

TEL/FAX 0299-46-1866

無料送迎やってます♪



② 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする、20歳未満の重度障がい児に支給されます。ただし、身体障がい者等施設に入所している方は除きます。所得状況による制限があります。

③ 在宅障害児福祉手当

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している父母または養育者に対して、在宅障害児福祉手当が支給されます。

【障がいの程度】

- 身体障害者手帳1級～2級程度の障がいがある方
- 療育手帳Ⓐ・A程度の方

④ 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある20歳未満の障がい児(者)を家庭で養育している保護者の方に支給します。支給については、所得などの状況により制限されることがあります。

【障がいの程度】

- 身体障害者手帳1級～3級程度の障害がある方
- 療育手帳Ⓐ・A・B程度の方

⑤ 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が加入者となって一定の掛け金を納めることにより、保護者に万が一のことがあった場合、障がい者に対し終身年金を支給します。

【掛金額】	加入時の年齢により、1口あたり月額9,300円～23,300円まで7段階
【年金額】	1口あたり月額20,000円

生活保護

社会福祉課(市民窓口センター)

生活に困窮する方が利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、最低限度の生活の維持のために活用してもなお、困窮する場合、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、自立を助長する制度です。

生活困窮者への支援

社会福祉課(市民窓口センター)／ 社会福祉協議会(かすみがうらウェルネスプラザ)

● 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立相談支援事業を中心にさまざまな支援を行うことにより、その自立の促進を図ることを目的とし、雇用を通じた安全網(第1のセーフティネット)と生活保護(第3のセーフティネット)との間の第2のセーフティネットです。

本制度において自立支援策の強化を図るために、各種事業を実施しています。

⑥ 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、自立支援計画を策定することにより、関係機関と連携、自立に向けた各種取組を包括的に支援します。

⑦ 住居確保給付金支給事業

離職などにより経済的に困窮し、住居を失ったまたはそのおそれがある者に対し、給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援します。

⑧ 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどをを行い、早期の生活再生を支援します。

⑨ 就労準備支援事業

一般就労を目指すことが難しい生活困窮者に対して、ボランティア活動などの社会参加、就労体験、職業訓練などの就労準備支援を実施することにより、能力の向上や就労意欲の喚起を図るとともに、個別の状況に応じて、職業相談、職業紹介、就職活動および離職防止など総合的に支援します。

⑩ 一時生活支援事業

住居のないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を貸与または提供するとともに、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパートなどを借りるためなどの資金を貯蓄することにより、自立できるよう支援します。

広 告

デイサービス併設の有料老人ホーム
住宅型有料老人ホーム 青葉
デイサービス 若葉



介護に関する事なら、お気軽にご相談下さい

☎ 029-834-6830
FAX 029-834-6831
■住所／茨城県かすみがうら市牛渡 3275-15



健康・福祉・子育て

高齢者福祉

介護長寿課(千代田庁舎)

高齢者サービス

①「食」の自立支援事業(配食サービス)

65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、老衰・心身の障がい・疾病などの理由により調理が困難な方に、定期的に栄養バランスのとれた食事を配達するとともに、利用者の安否確認を行ないます。(自己負担あり)

②軽度生活支援事業

65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で日常生活が困難な方などに除草作業などの軽易な生活支援を行ないます。(自己負担あり)

③高齢者見守りサポート事業(旧緊急通報装置設置事業)

ひとり暮らしをする高齢者や高齢者のみの世帯等の居宅内で生じた急病、事故その他の緊急事態に対し迅速かつ適切に対応していきます。

④敬老祝金支給事業

敬老と長寿を祝福し、9月に敬老祝金を支給します。

⑤在宅寝たきり老人等介護慰労金

要介護4以上およびこれに相当すると認められた方を介護サービスを利用することなく在宅で介護している非課税世帯に慰労金10万円を支給します。

⑥住宅用火災報知器設置事業

65歳以上のひとり暮らしで、非課税世帯であり、身体虚弱で緊急事態に機敏に行動することが困難な方または突然に生命に危険な症状の発生する持病を有する方の自宅へ1世帯につき1回限り、1個を限度として火災報知器を設置することで、生命や財産を守り安心安全な生活を支援します。

広 告

社会福祉法人
廣山会

特別養護老人ホーム プルミエールひたち野

茨城県かすみがうら市上土田 330-2
TEL.0299-59-5611

豊かな高齢社会のために広がるふれあいの輪

プルミエールひたち野2号館

グループホーム デイサービス 居宅介護支援事業所

茨城県かすみがうら市稲吉 2-21-7
TEL.029-833-3300

社会福祉法人廣山会 <https://www.premierehitachino.com/>

社会福祉法人
聖朋会

サンシャインつくば

特別養護老人ホーム
認知症対応型デイサービス

かすみがうら市上大堤 210-27
TEL.029-897-0101

<https://www.seihoukai-ibaraki.org/>

医療法人 晴生会 介護老人保健施設
葵の園・霞ヶ浦

閑静な場所の広い空間で、すべての居室において心地よくご利用いただけます。

施設入所 短期入所 療養介護(ショートステイ) 通所リハビリテーション(デイケア)

茨城県かすみがうら市下稲吉 1136-40
TEL: 0299-59-0505

社会福祉法人 筑水会
筑水苑
かすみがうら

IMAGAWA

特別養護老人ホーム デイサービス ショートステイ

〒300-0121
かすみがうら市穴倉宇鹿野山6150-5
TEL.029-869-6331

筑水苑 かすみがうら

● 寝具洗濯乾燥消毒サービス

寝具の衛生管理が困難な70歳以上のひとり暮らしままたは高齢者のみ世帯や寝たきり状態の65歳以上の方の寝具を洗濯乾燥消毒します。(自己負担あり)

● 救急医療情報キット配布事業

65歳以上のひとり暮らしままたは高齢者のみの世帯および心身に重度の障がいがある方のみの世帯に医療情報・緊急連絡先を記入する用紙と自宅の冷蔵庫に保管する容器を配布します。

● 各種教室・催し

● 介護予防教室

転倒を予防するための体操と認知症予防の脳トレ、お口の中の清潔や体操、栄養についての講話を行っています。

● からだ改善教室

健康運動士の指導のもと、腰痛・膝痛・肩痛への理解を深めながら予防改善体操を行っています。

● シルバーリハビリ体操教室

(かすみがうら市シルバーリハビリ体操指導士の会)

シルバーリハビリ体操指導士の指導のもと、関節の動く範囲を広げたり、筋力をつけることを目的とした体操を、公民館や集落センターなど市内約30か所で定期的に行ってています。

● 認知症カフェ

施設職員やボランティアを中心に、認知症の人と家族・友人が一緒に参加できる場として、談話やレクリエーション、茶話会を行っています。

地域包括支援センター

● 包括支援センターの業務

● 介護予防ケアマネジメント

自立して生活できるよう支援します

要支援1・2と認定された方や総合事業の対象となった方は介護保険の介護予防サービスを利用できます。

- ① 介護予防ケアプランの作成
- ② 要介護認定の申請を行
- ③ 支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人に対して、市が行う介護予防事業を紹介 など

● 虐待防止・権利擁護事業

皆さんの権利を守ります

高齢者の皆さんのが安心していきいきと暮らすために、皆さんのが持つさまざまな権利を守ります。

- ④ 高齢者虐待の早期発見、または相談・支援
- ⑤ 悪質な訪問販売など、消費者被害への対策
- ⑥ 成年後見制度を利用するための情報提供や支援 など

地域包括支援センター



地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが中心となって高齢者の皆さんの支援を行います。3人はそれぞれ専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけを行なうではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的に皆さんを支えます。

● 総合相談

なんでもご相談ください

高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。

- ⑦ 介護に関すること
- ⑧ 健康や福祉、医療や生活に関するこ
- ⑨ サービス事業者への不満や意見など

さまざまな方面から皆さんを支えます

地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるように支援や指導をしていきます。

- ⑩ ケアマネジャーへの助言や指導
- ⑪ 医療機関や行政など、さまざまな関係機関との連携づくり などこのほかにも、地域の実情に合わせて支援をします。

地域包括支援センター	担当地区
千代田地区地域 包括支援センター(委託)	千代田義務教育学校区 下稻吉中学校区
霞ヶ浦地区地域 包括支援センター(委託)	霞ヶ浦中学校区



● 相談・支援

① 認知症初期集中支援

認知症の人や認知症の疑いのある人、その家族の元に保健師や社会福祉士が家庭訪問し、認知症サポート医の指導のもと、初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートをします。

② 認知症高齢者QRコード活用見守り事業

自宅にいる認知症高齢者を介護する家族などに対してQRコードを活用し、認知症高齢者が行方不明となった時または警察などに保護された時に早期に身元を特定します。

③ 認知症高齢者等SOSネットワーク事業

行方不明になる恐れのある高齢者などの情報を事前登録しておくことで行方不明になった時に協力機関に情報提供し、早期発見につなげます。

④ 元気シニアボランティア

65歳以上の方が市内受入施設などでボランティア活動をおこない、健康増進・介護予防を図ります。活動時間に応じて奨励金が交付されます。



広 告



わか葉在宅クリニック

診療科目 / 内科



ご自宅での療養の
お手伝いに努めます。

TEL: 029-879-8330

介護保険

介護長寿課(市民窓口センター)

介護保険は、今まで主に家族が行っていた介護を社会全体で支え、老後を安心して送ることができるように創られた制度です。

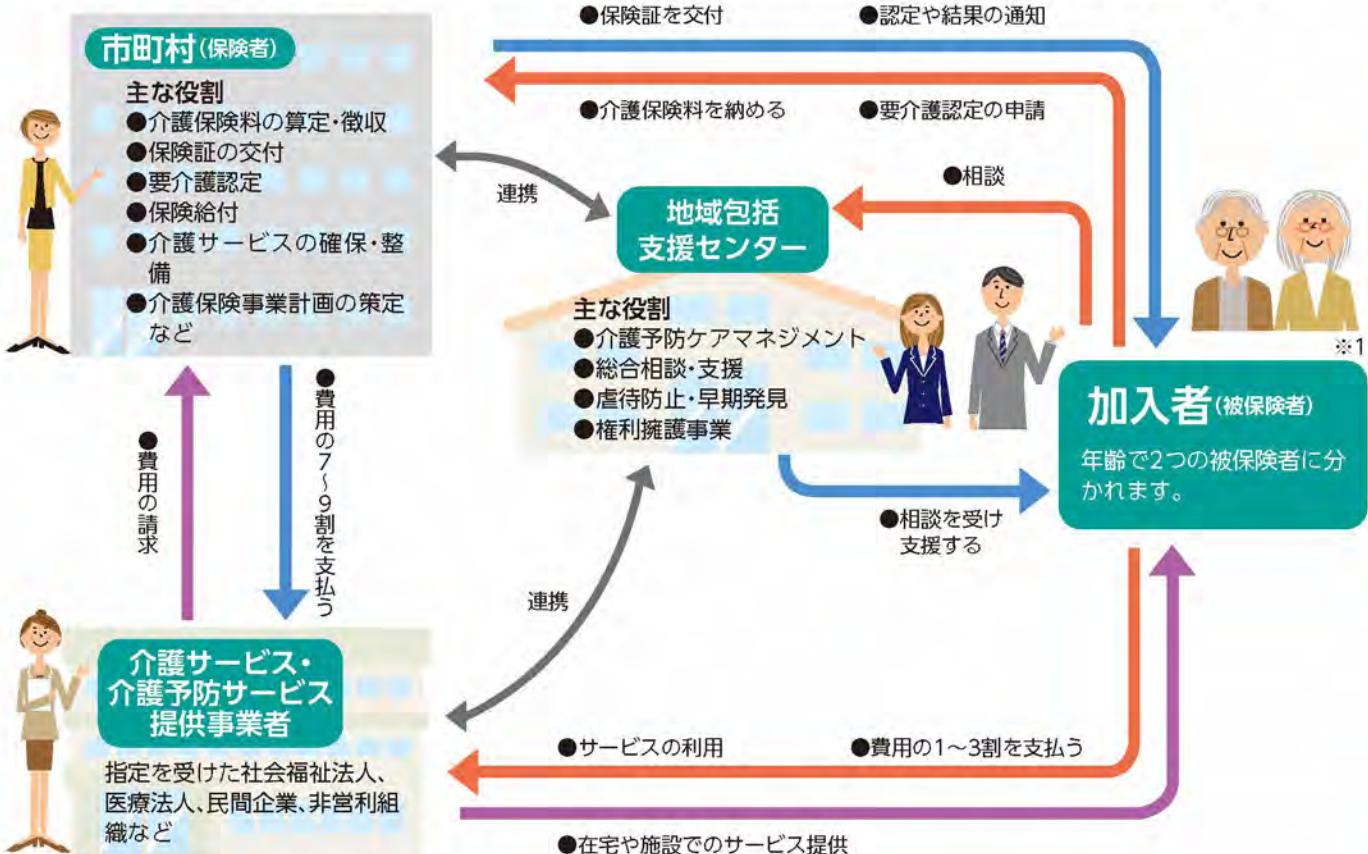
介護サービスは、「住宅」で受けるものと「施設」で受けるものがあります。介護サービスを受けるには、申請をしていただき介護が必要であると認定される必要があります。詳しくはお問い合わせください。

● 住み慣れた地域でいつまでも元気に

◎ しくみと加入者

介護保険は市町村が運営し、40歳以上の方が加入します。

市と地域包括支援センター、介護サービス事業者が連携し、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。



広告

**社会福祉法人 霞会
特別養護老人ホーム
ふるさと**

ショートステイ デイサービス

かすみがうら市新治字江子田1811-6
0299-59-7778
<https://kasumikai-furusato.com>

**福祉用具の
レンタル・販売**

ケアプラン
作成

**まるふく
介護保険サービス**

かすみがうら市下稻吉 2632-24
0299-59-0029

**一般社団法人
茨城生活サポート**

もう一人の家族として
高齢者に「本当」の安心を

身元保証 見守り 葬送支援

終末期トータルサポート・見守り支援
■ご要望に合わせた寄り添うご支援

24時間対応 0299-57-3883

かすみがうら市上稻吉 1839-2

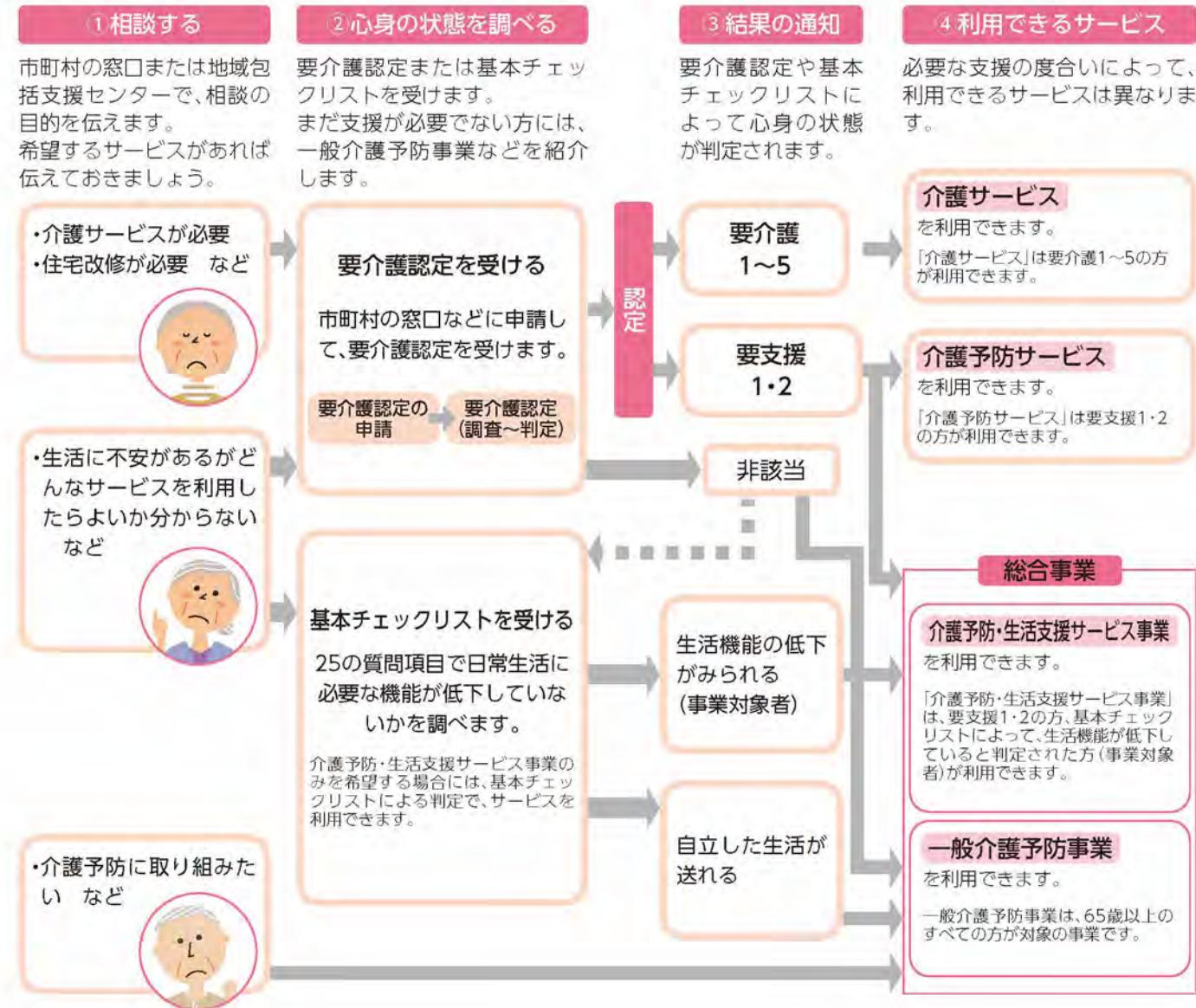
茨城生活サポート 検索



健康・福祉・子育て

❶ サービスの流れ 相談～利用できるサービス

介護サービスや介護予防サービスなどを利用するには、まずは、市町村の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



地域のみなさまを支える訪問看護ステーションを目指して

訪問看護リハビリステーション
エトワ

当ステーションは理学療法士が在籍しているため、専門的なリハビリテーションの提供が可能です。
また、ご利用者様だけでなく、ご家族様からのご相談もお受けいたします。

エトワの特徴

介護支援専門員資格取得者在籍
福祉住環境コーディネーター2級在籍
医療的ケア教員講習会修了

所在地 かすみがうら市稻吉南3丁目7番16号
電話番号 029-845-3293
FAX 029-845-3293

QRコード **QRコード**

ホームページ **インスタグラム**

保健衛生

健康増進課(ウェルネスプラザ)

市民の健康づくりの拠点施設として、各種健康診査、健康教育、健康相談、予防接種などの保健事業を総合的に実施しています。

母子保健

妊娠が分かったら

妊娠の届出をしてください	母子健康手帳、妊娠婦・乳児一般健康診査受診票を交付します。(助産師または保健師が面接し、妊娠・出産についてご相談を受けます。)
妊婦教室	安心して丈夫な赤ちゃんを産み育てるための教室です。ご家族で参加してください。
タクシー費用の助成	出産にともなう医療機関への入退院の際に利用したタクシー費用の一部を助成します。

赤ちゃんが生まれたら

新生児、乳児訪問指導	母と子の健康、発育状態をみるため、新生児および乳児の家庭を訪問します。
健康診査	4ヶ月、1歳6ヶ月、2歳、3歳のお子さまを対象に健康診査を行ないます。
育児相談	乳幼児の身体計測、育児相談・栄養相談・歯科相談を行います。
多胎妊娠婦サポート事業	多胎の子を妊娠している方または養育している世帯の負担の軽減を図るために、日常の家事および育児の援助を行います。
産後ケア事業	1歳未満の産後ケアを必要とする母親に対し産科や助産院で母体ケアや乳児ケアなどが受けられるサービスです。

予防接種

乳幼児	BCG、水痘、五種混合、麻疹風疹等の予防接種を行います。
小学生	二種混合、日本脳炎の予防接種を行います。
小学6年生～高校1年生相当の女子	子宮がん予防接種を行います。
高齢者・1歳～中学3年生	インフルエンザの予防接種を行います。
高齢者	肺炎球菌・帯状疱疹の予防接種を行います。

健康診査

特定健康診査 (特定健診)	40歳～74歳の国民健康保険加入者 40歳～74歳の社会保険被扶養者
後期高齢者健診	後期高齢者医療保険加入者
成人健康診査	年度年齢19歳以上40歳未満を対象に行ないます。
各種がん検診	胃、大腸、肺、子宮・乳、前立腺がんなどの検診を行ないます。

◎日程や場所・対象年齢などは、市ホームページよりご確認ください。その他の内容など、詳しくは保健センターへお気軽にお問い合わせください。

児童・母子福祉

子育て支援課(市民窓口センター)

児童手当

次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

高校修了前(18歳になって最初の3月31日)までの児童を養育している方に支給されます。

児童手当の支給を受けるには、認定請求(申請)の手続きが必要です。なお、公務員の方は勤務先に申請してください。

対象区分	手当の額(月額)	
3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降(※)	30,000円
3歳以上18歳到達後最初の年度末	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降(※)	30,000円

※第3子以降とは、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降の子のことをいいます。

広 告



土曜午前診療
小児科・内科
おおつ野こどもクリニック
院長 鈴木 敏之

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30～12:00	●	●	●	休	●	●	休
午後 3:00～ 6:00	●	●	●	休	●	休	休

予防接種・乳児健診(予約制)
平日午後2:00～3:00

土浦市おおつ野 8-2-18
☎(029)828-2580



児童扶養手当

父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立の促進を目的として、18歳までの児童（心身に中度以上の障がいがある場合は、20歳になるまで手当を受けることができます。）を監護し生計を同じくする父または母、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

児童扶養手当の支給を受けるには、認定請求（申請）の手続きが必要です。

なお、児童扶養手当には所得制限があります。

手当の対象となるお子さん

- ・父母が婚姻を解消したお子さん
- ・父または母が死亡したお子さん
- ・父または母が一定の障害のあるお子さん
- ・父または母の生死が明らかでないお子さん
- ・父または母が1年以上遺棄しているお子さん
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けたお子さん
- ・父または母が1年以上拘禁されているお子さん
- ・母が婚姻によらないで生まれたお子さん
- ・母がお子さんを懐胎したときの事情が不明であるお子さん

チャイルドシートの貸し出し

市では、子育て支援の一環として、無料でチャイルドシートの貸出を行っています。なお、申請は出産予定日の1か月前から受け付けます。

【貸出できる方】

- ・かすみがうら市に住所を有している方
- ・6歳未満のお子さんを養育している方
- ・現に普通自動車を運転できる免許証の交付を受けている方

【貸出期間】

貸出日から2年以内

【貸出制限】

1世帯につき1台

【費用】

無料（返却の際に本体カバーと附属品をクリーニングしていただきます。また、返却の際に破損、汚損などが見られる場合は、実費を請求する場合があります。）

【申請手続き】

必要事項を記載した申請書を子育て支援課（市民窓口センター）に提出してください。

また、子育て支援サイト「かすみっ湖」の専用ページ（⇒P30）から電子申請できます。

いばらき子育て家庭優待制度

社会全体で子育て家庭を応援するため、茨城県が発行する「いばらき Kids Club」カードを協賛店舗などで提示すると、料金の割引やスタンプサービスなどのサービスが受けられます。

【カードの配布場所】

子育て支援課（市民窓口センター）、霞ヶ浦窓口センター（霞ヶ浦庁舎）、千代田出張所、かすみがうら市保健センター（かすみがうらウエルネスプラザ内）

ファミリーサポートセンター

子育て支援課（市民窓口センター）

子育て支援の一環として、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（援助会員）がそれぞれ会員となって、保育園などへの送迎や一時にお子さんをお預かりするなど、子育てをお手伝いする「ファミリーサポートセンター」を設置し、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

お子さんをお預かりするため、子育てに関する知識や技術を学ぶ研修を受けた援助会員の中から条件にあった援助会員をご紹介しますので、ぜひ、アドバイザーにご相談ください。

【入会手続き】

子育て支援課（市民窓口センター）

※事前にご連絡ください。

【会員資格】

- ・依頼会員 市内に居住している方または、市内にある事務所または事業所に勤務する方で、出生後6か月以上小学校修了前の子の保護者
- ・援助会員 市内に居住している方で、心身ともに健康で援助活動に理解と意欲のある20歳以上の方

【利用料金】

- ・午前9時～午後5時まで 600円／時間
- ・上記以外の時間帯 800円／時間
- ・保育園や依頼会員宅などまでの送迎
1キロメートルあたり30円（利用料金に加算）

【活動内容】

- ・お子さんを保育園などへ送迎します。また、その前後にお子さんを一時的にお預かりします。
- ・放課後や放課後児童クラブ終了後に、一時にお子さんをお預かりします。
- ・冠婚葬祭または学校の行事の際に、一時にお子さんをお預かりします。

広告

子どもたちの第3の居場所＆学び舎

見学随時受付中！

メロディハウス 児童クラブ



定員 40名

利用時間

- 月～金曜日 放課後～午後7時30分
- 土曜日（第1または第2）午前8時～午後5時
- 休校日／長期休暇 午前7時～午後7時30分

授業終了後や休校日などに、遊びや生活の場を提供し、地域の子どもたちの健全な育成をめざしています。

特定非営利活動法人 メロディハウス

かすみがうら市下稻吉2897

0299-59-5985

・買い物その他外出の際に、一時的にお子さんをお預かりします。

◎宿泊を伴う預かり、早朝・夜間などの緊急的な預かり、病気治療中の預かりや送迎は行いませんので、ご注意ください。

教育・保育施設

子育て支援課(市民窓口センター)

市内には、市立保育所2か所、民間保育所4か所、認定こども園3か所、地域型保育事業所1か所、計10か所の教育・保育施設があります。

教育施設とは、小学校以降の教育の基礎をつくるために幼児期の教育を行う学校であり、保護者が就労している・いないに関わらず利用できます。

保育施設とは、保護者が就労や疾病・出産等のために家庭で保育できないお子さんを、保護者の方に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

教育施設 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)

保育施設 保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業

① 市内教育・保育施設一覧

区分	市立・民間	施設名	所在地	電話番号
保育所	市立	やまゆり保育所※	五反田298-20	0299-59-2172
	市立	わかぐり保育所	下稻吉519-2	0299-59-2882
	民間	のぞみ保育園	東野寺495-1	0299-23-5281
	民間	霞ヶ浦保育園	坂4458-1	029-896-2200
	民間	プレミッコ保育園	稻吉南2-9-1	029-834-7003
	民間	千代田保育園	下稻吉2402-1	029-832-6550
認定こども園	民間	神立幼稚園	稻吉2-18-8	029-831-0328
	民間	くりのみ自然幼稚園	宍倉6204-13	029-831-4510
	民間	美並未来みなみこども園	上大堤210-1	029-897-2770

区分	市立・民間	施設名	所在地	電話番号
地域型保育事業	民間	キッズランドなないろしもいなよし園	下稻吉2632-11	0299-56-5761

※やまゆり保育所は令和8年4月からの民営化を計画しています。

放課後児童クラブ

子育て支援課(大塚児童館)

市内には公設15ヵ所、民設6ヵ所の放課後児童クラブがあります。

保護者が就労などにより専門家庭にいない世帯の子どもを対象に、放課後の時間帯に子どもが安心して過ごすことができる場として、学校の余裕教室などを利用し、放課後児童支援員が遊びや生活の指導などを通して、子どもの健全な育成を目指しています。

② 市内放課後児童クラブ一覧

公設児童クラブ名	開所場所	電話番号
霞ヶ浦南小児童クラブ1	霞ヶ浦南小学校	大塚児童館 0299-59-4088
霞ヶ浦南小児童クラブ2・3	旧第一保育所	
霞ヶ浦北小児童クラブ1・2	霞ヶ浦北小学校	
千代田義務教育学校児童クラブ1・2・3	千代田義務教育学校	
下稻吉小児童クラブ1・2・3・4	下稻吉小学校	
下稻吉東小児童クラブ1・2・3	下稻吉東小学校	
民設児童クラブ名	所在地	電話番号
児童クラブプレミッコ1・2・3	稻吉南2-9-1	029-834-7003
メロディハウス児童クラブ	下稻吉2897	0299-59-5985
みなみ児童クラブ1・2	上大堤210-1	029-828-5911

広 告

**社会福祉法人廣山会
プレミッコ保育園**

●心身ともに健 康で豊かな感性を持った子
●自分で考え、自分で行動する子
●友だちと一緒にいることの喜び、
友だちを大切にする子

児童クラブプレミッコ

「児童クラブプレミッコ」は、保護者の方に安心して働いて頂くために、放課後、及び休校日にお子様をお預かり致します。対象児童は、「専門保護者がない」を原則とした小学校1年生～6年生(障害児童含む)です。

茨城県かすみがうら市稻吉南2-9-1
TEL 029-834-7003
<https://www.premikko.com>

幼保連携型認定こども園

ゆめふくらむ
学び舎

月曜日～土曜日は、朝は午前7時00分から、午後は7時00分まで延長保育や預かり保育を含めて開園しています。

毎週土曜日は、自由登園日です。(午前7時～午後7時まで開園)

学校法人 狩野学園 認定こども園 **神立幼稚園**
かすみがうら市稻吉 2-18-8
TEL 029-831-0328

**社会福祉法人 聖朋会
美並未来みなみこども園**

TEL 029-897-2770

みなみ児童クラブ
TEL 029-828-5911
かすみがうら市上大堤210-1



健康・福祉・子育て



教養・文化・スポーツ

学校教育

学校教育課(千代田コミュニティセンター)

● 小中義務教育学校への入学

新たに小学校または義務教育学校へ入学する児童の保護者には、1月中に就学通知書を送付し、新たに中学校へ入学する児童には、原則、就学している小学校を通して就学通知書を配布いたします。

● 転入学・転出学の手続き

住所の変更に伴い、他の市町村からかすみがうら市内の学校へ転入学するとき、また、他の市町村の学校へ転出学する場合は、住民異動の手続きを行った後、転入、転出する学校で就学の手続きをお願いします。

書類	交付する場所	
	転入学する場合	転出学する場合
在学証明書	前に在学していた学校	現在、在学している学校
教科書給与証明書	前に在学していた学校	現在、在学している学校

※市内で転居する場合でも手続きは同じです。

原則居住する学区の指定校への就学となります。

● 就学援助費制度

経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して給食費や学用品などの一部を援助しています。詳しくは通学する学校または学校教育課にご相談ください。

生涯学習

○生涯学習課(千代田コミュニティセンター)

歴史博物館

図書館本館(霞ヶ浦コミュニティセンター)

図書館千代田分館(千代田コミュニティセンター)

○地域コミュニティ課

霞ヶ浦公民館(霞ヶ浦コミュニティセンター)

千代田公民館(千代田コミュニティセンター)

下稻吉公民館(下稻吉コミュニティセンター)

● 生涯学習機会の提供、愛郷心の醸成

多様な生涯学習プログラムの提供により、市民の幅広いニーズに対応します。また、郷土の歴史を知り、ふるさとを愛する心を育む文化財の保護および活用を図ります。詳しい内容、日程については、生涯学習課、公民館、歴史博物館にお問い合わせください。

◎マナビィ講座案内をご覧ください。講座案内や申し込み方法などを掲載しています。毎年4月と9月に『広報かすみがうらお知らせ版』とともに全戸配布しているほか、市内の公共施設にも設置しています。

図書館の運営

図書やDVDの貸し出し、インターネットが利用でき、社会教育施設として資料や情報の提供を中心に、きめ細やかな運営を行っています。

公民館事業

行政が考え準備したものを市民に提供し参加するという従来の方式ではなく、地域の課題や財産をキーワードに市民が自ら企画立案したコミュニティ事業を市民と行政(中学校区毎の公民館)が市民協働の事業を展開していきながら、地域づくりの担い手の発掘と育成の創出、地域コミュニティの活性化を目指します。

広 告

学校法人 霞ヶ浦学園

つくば国際大学

東風高等学校



○特別進学コース ○進学コース ○医療・看護進学コース

〒315-0057 かすみがうら市上土田 690-1 TEL.0299-59-7516 <https://www.ktt.ac.jp/harukaze/hs/>

人格を磨くことで学力も伸びる!!

はるかぜは、社会で「生き抜く力」を育てます。



はるかぜ道徳
個に応じた教育
東風クラブ



はるかぜで出会う仲間・教師たち

スポーツ

生涯学習課(千代田コミュニティセンター)

● 各種スポーツ大会

市やスポーツ協会主催による各種大会を開催し、市民誰もが手軽にスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツの普及、指導者の育成などを行なっています。また、土浦市をはじめとする各種団体とともに、かすみがうらマラソンを共催しています。

● スポーツ施設の貸し出し

市内体育施設の予約は、窓口予約(施設利用許可申請書)、またはインターネット(いばらき公共施設予約システム)で行なっています。インターネットで予約する場合には、IDが必要となります。

また、市内小中学校体育施設については、市内在住・在勤者で組織するスポーツ団体への貸出を行なっています。登録する場合は、公共施設使用料減免登録証交付申請書にて申請してください。

詳しくは生涯学習課までお問い合わせください。

● スポーツ施設一覧

施設名	供用期間	供用時間
体育センター		午前9時～午後10時
多目的運動広場		午前9時～午後5時
多目的運動広場 テニスコート		午前9時～午後10時
多目的運動広場 弓道場		
戸沢公園運動広場		
わかぐり運動公園 多目的広場	1月5日から 12月27日まで。ただし、毎 週月曜日(月 曜日が祝日の 場合はその翌 日)を除く。	午前9時～午後5時
わかぐり運動公園 体育館		午前9時～午後10時
第1常陸野公園 多目的広場		午前9時～午後5時
第1常陸野公園 野球場		
第1常陸野公園 テニスコート		午前9時～午後10時
千代田B&G 海洋センターハイウェイ		午前9時～午後10時
千代田B&G 海洋センタープール	7月1日～8月31日 (供用期間・時間は広報誌などでお知 らせします)	



広 告

無料1日体験・1ヶ月体験 受付中

楽しい！挑戦！

泳げる楽しみ 挑戦する力

霞ヶ浦
スイミングクラブ

茨城県土浦市真鍋新町14-9

029-824-2111

<https://kasumigaura-swimming.hptogo.jp/pc/>

定休日 月曜日

営業時間 平日 11:00～19:00

土 9:00～14:00

日 9:00～12:00





就労支援

ビズ・ワーク かすみがうら

詳しくは
こちら



「ビズ・ワーク・かすみがうら」は、かすみがうら市内の雇用の促進、企業によるPRの場の提供、他の企業や研究機関との連携（ビジネスマッチング）支援などを目的とした、市独自の就労支援・企業情報発信サイト（無料）です。

求人を探している求職者の方

ポイント

- 市内の求人情報や就労に役立つ情報を掲載しています。
- このサイトを活用して、ぜひ、かすみがうら市内の魅力的な企業をお探し下さい。

Q 求人を行っている企業を探したい①

トップページの「求人情報」をクリックすると、現在掲載されている最新の求人情報が表示されます。

求人情報	お知らせ
企業情報	大学等情報
市からのお知らせ	ビズ・ワーク・かすみがうらとは
就労支援情報	ホーム

Q 就労に役立つ情報を知りたい

トップページの「就労支援情報」をクリックすると、就労に役立つ情報が表示されます。

求人情報	お知らせ
企業情報	大学等情報
市からのお知らせ	ビズ・ワーク・かすみがうらとは
就労支援情報	ホーム

Q 求人を行っている企業を探したい②

トップページの「求人情報検索」から、「雇用形態」「職種」などの項目をそれぞれクリックし、希望するものにチェックマークを付けてください。希望がない項目には、チェックマークを付ける必要はありません。「検索する」をクリックすると、希望に合う企業が表示されます。

求人情報検索

雇用形態		
<input type="checkbox"/> 正社員	<input type="checkbox"/> 実習社員	<input type="checkbox"/> パート
<input type="checkbox"/> フリーランス	<input type="checkbox"/> その他	
職種		
<input type="checkbox"/> 管理的職業従事者		
<input type="checkbox"/> 専門的・技術的職業従事者		
<input type="checkbox"/> 事務従事者	<input type="checkbox"/> 経営従事者	

求人情報を掲載したい市内事業者の方

ポイント

- 市内の事業者の方は、無料で会社や事業に関する情報を掲載できます。法人・個人事業者は問いません。
- 求人情報の他、製品やサービスなど、実際の業務のイメージに関する情報を自由に更新できます。
- 掲載されている他の企業や大学などとのビジネスマッチングのきっかけとしても利用できます。

会社のPR方法の1つとして、ぜひ、このサイトをご活用ください！

Q 企業の情報を登録したい

トップページの「新規登録」をクリック

入力フォームに必要事項を入力し、仮登録



市が承認し本登録が完了

Q 登録した企業情報を修正したい

トップページの「ログイン」からログイン

Q 求人情報やお知らせの掲載をしたい

企業の本登録後トップページの「ログイン」からログイン

管理画面の「求人情報」「企業からのお知らせ」をクリック

入力フォームに必要事項を入力

管理画面の「企業情報」をクリックし、入力フォームに必要事項を入力





農林業

農業委員会

農業委員会事務局(霞ヶ浦庁舎)

農業委員会とは

「農業委員会等に関する法律」に基づいて設置される行政委員会です。

農業委員会の意思決定は、農業委員からなる総会などで行われます。

農地法に係る手続き

① 農地の売買および貸借

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借など(権利の設定・移転)をする場合には、農地法第3条許可申請により農業委員会の許可を受ける必要があります。

これらの許可を受けないと、売買、贈与、貸借などは効力が生じません。

② 相続などにより農地の権利を取得した時

相続などにより農地の権利を取得した時は、農地の所在地の農業委員会にその旨を届出する必要があります。

なお、この届出は、農業委員会に権利取得の内容などを知らせるものであり、権利取得の効力を発生させたり、保全したりするものではありません。

③ 農地の転用許可申請・届出

農地を農地以外にすること、農地の形状などを変更して住宅、工場、商業施設、道路などにすることを『農地転用』と言います。また、この『農地転用』には、農地の形状を変更しない場合でも、資材置場、駐車場のように、耕作目的以外に使用することも含まれます。

農地転用について、農地の所有者自らが農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条許可(市街化区域は農地法第4条届出)が必要です。

また、農地の所有者と転用事業を行う者の間で所有権移転・賃貸借権・使用貸借権など、権利の設定を行ない、農地を農地以外のものにする場合には、農地法第5条許可(市街化区域は農地法第5条届出)が必要です。

④ 貸貸借の合意解約

農地の貸貸借契約について、貸し手と借り手、双方の合意により解約する場合は、農業委員会へその旨を通知(届出)する必要があります。

その他主な業務

- ・農地の利用集積、集約について
- ・遊休農地の発生防止、解消について
- ・農業者年金について

農林業

農林水産課(霞ヶ浦庁舎)

農地に関する手続き

① 農地中間管理機構を介した利用権設定による農地の貸借

農地中間管理事業とは、農地を貸したい農地所有者(貸し手)から、農地中間管理機構(茨城県農林振興公社)が農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る農業者(借り手)に貸し付ける事業です。貸借期間が満了すれば、所有者に農地が返還されます。引き続き、契約を希望する場合は、再度、同様の手続きを行うことにより、再設定することもできます。

届出方法: 農地所有者(貸し手)などが農地中間管理機構への貸付希望の申し出を行い、農地所有者(貸し手)と農業者(借り手)で押印や必要書類の提出を行います。

② 農業委員会総会で意見聴取後、茨城県で公告を経て権利設定されます。

森林に関する手続き

① 森林の土地所有者届出

森林の土地所有者となった方は、森林法に基づき、市に所有者届出書の提出(事後提出)が必要となります。

【届出対象者】

個人・法人によらず、売買契約のほか相続・贈与・法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した方

② 土地利用計画法に基づく届出を行った場合は届出不要です。

【届出期間】 土地の所有者となった日から90日以内

【添付書類】

- ・登記事項証明書または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類(コピー可)
- ・土地の位置図

③ 森林の伐採および伐採後の造林届出について【事前・事後提出】

森林の伐採および伐採後の造林を行う際は、森林法に基づき、市に伐採および伐採後の造林の届出書の提出が必要となります。

【届出対象森林】 霞ヶ浦地域森林計画(県策定)に基づく計画民有林

【届出対象者】 森林所有者や立木を買い付けた者など

④ 立木を伐採する者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は連名による届出

【届出書類(届出期間)】

① 伐採および伐採後の造林届出書(伐採の始期の30～90日以内)

別添資料として、伐採者が伐採計画書、造林者が造林計画書をそれぞれ作成

② 伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告書(伐採／造林の完了した日から30日以内)

【添付書類】

- ・土地の位置図
- ・伐採面積が分かる書類
- ・小規模林地開発概要書(転用・開発をする場合のみ)





議会

議会

議会事務局議会総務課(千代田庁舎)

● 市議会

市議会は、選挙で選ばれた市民の代表者(市議会議員)によって構成され、条例や予算などの市政の重要な案件を審議・決定する議決機関です。議員定数は16人で、任期は4年間です。

議会は、年4回(おおむね3月、6月、9月、12月)招集される「定例会」のほか、必要に応じて招集される「臨時会」があります。

議会の会議には、全議員により審議、決定する「本会議」と、あらかじめ選任された議員により専門的に審査する「常任委員会」や「議会運営委員会」のほか、特定の問題を審査するための「特別委員会」があります。

● 市議会ホームページ

市長が提出した議案の概要情報や、本会議の審議結果の一覧、各委員会の活動情報、本会議の録画映像などをご覧いただけます。また、かすみがうら市アプリとも連携し、新着情報などを受信することができます。



● 議会の傍聴

議会本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議当日に千代田庁舎3階傍聴席入口前で傍聴手続きをしてください。受付時間は会議当日の午前9時からとなります。

傍聴人の定員は、一般席は25人、車いす用傍聴席は2人、報道関係者席は5人となっており、当日先着順となります。

◎本会議のライブ映像や録画映像は市議会ホームページの議会中継からパソコン、スマートフォンなどでご視聴いただけます。

また、本会議のほか、委員会などの会議録や資料などにつきましても、市議会ホームページをご覧いただけます。



(議場の様子)



(傍聴席の様子)



生活ガイドINDEX

生活ガイドでは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

身近な
医療機関がわかる

医療機関 ガイド

日々の生活に
役立つ

暮らしの 知識



94 病院・医院マップ

98 かすみがうら市の病院・医院

99 かすみがうら市の歯科医院

99 かすみがうら市の薬局

100 かすみがうら市商工会

101 かすみがうら市の地元採用企業!

102 リフォームの基礎知識

104 エンディングノートを
準備しませんか?

※生活ガイドでは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

※地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載
いただきました施設の情報のみ表示しています。

広 告

幅広い診療科で地域医療を守ります。



茨城県厚生農業協同組合連合会
総合病院 土浦協同病院

〒300-0028 茨城県土浦市おおつ野四丁目 1-1
TEL : 029-830-3711 www.tkgh.jp

■ 診察のご案内

受付時間: 08:30 ~ 11:30
(月曜日から金曜日)
休診日: 土曜・日曜・祝日・年末年始

■ 診療科

内科系: 循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、
腎臓内科、血液内科、代謝・内分泌内科、
リウマチ科、脳神経内科、腫瘍内科
小児科、小児科(新生児)

外科系: 消化器外科、心臓血管外科、血管外科、
呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、
皮膚科、形成外科、乳腺外科、小児外科、
泌尿器科、産婦人科、眼科、
耳鼻咽喉科・頭頸部外科、歯科口腔外科

その他: 救急科、放射線診断科、放射線治療科、
病理診断科、リハビリテーション科、
麻酔科(石塚俊介)

自律と友愛の学び舎



茨城県厚生農業協同組合連合会
土浦協同病院附属看護専門学校
〒300-0028
茨城県土浦市おおつ野二丁目 2番 10号
TEL 029-869-5110

生活ガイド



病院・医院マップ1

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

久松皮膚科医院
 (一社)日本専門医機構認定皮膚科専門医
 院長 久松 晃

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9時～12時	●	●	休	●	●	●
午後3時～6時	●	●	休	●	●	休

休診日: 土曜日午後・水曜日・日曜日・祝日
 かすみがうら市上稻吉字向原1756-2
 (神鋼ノース側となり)

(029) 830-1300

整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科
 医療法人社団 一音会

菊池整形外科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●
15:00～18:30	●	●	●	/	●	/

休診日: 木曜の午後・土曜の午後・日曜・祝日
 かすみがうら市新治 1827-34

0299-59-1181

心と体の
 リラクゼーション法

① リラックス呼吸法

簡単な呼吸法で、体の緊張をほぐしてみましょう。
 口を軽くあけて、ハーアーとため息をついてください。苦しくならない程度に長く息を吐いたら、少し息を止めて休みます。息を吸うのは自然にまかせ、吸ったら、またハーアーと吐いて休む、というのを繰り返します。吐く息に集中するのがポイント。気分が落ち着くまで何回でもやってみましょう。



Check

歯周病予防診断チェック

ひとつでも心当たりがある場合は、早めに歯科検診を！

しっかり
予防！

- 歯に歯垢がたまっていないか?
- 歯ぐきが赤く充血し、腫れていないか?
- 歯を磨いたときに出血しないか?
- 歯ぐきがむずがゆい感じがしないか?

- 口の中が嫌なにおい(口臭)がしないか?
- 食べ物がよく歯にはさまらないか?
- 水を飲むと歯や歯ぐきにしみないか?
- 朝起きたときに、口の中がねばついていないか?

- 歯が少しぎらぐらしないか?
- 歯ぐきが腫れ、痛まないか?
- 硬いものが噛みにくくないか?
- 歯が長く見えるようになっていないか?



ここは有料広告掲載ページです



歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
医療法人 はなわ会
荒川歯科医院
<http://www.citydo.com/sp/029-833-2222>

キッズコーナーあり デジタルレンタル使用

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
AM9:00 ~PM12:30	○	○	○	○	○	○	○	○
PM2:30 ~PM7:00	○	○	○	○	○	○	○	○

※平成28年1月から日曜日も休診日になります。なお、歯科口腔外科は第1か第2日曜日。
矯正歯科は第2又は第3日曜日に診療します。詳しくは受付まで問い合わせしてください。

<https://www.arakawa-dc.com/>
かすみがうら市下稻吉 2633-88 (ヨークベニマルさん裏です)
029-833-2222

内科 訪問診療

YAMATO
やまと医院

診療時間 月 火 水 木 金 土 日

9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	○
15:00~17:00	○	○	○	○	○	○	○

休診日 / 火曜日・日曜日・祝日 ※往診は訪問診療日
かすみがうら市稻吉 5-20-12 TEL 029-869-6402
<https://yamatoclinic.jp/>

内科・消化器内科
循環器内科・呼吸器内科

高木医院

診療時間 月 火 水 木 金 土 日・祝

8:30~12:00	8:00 から	○	○	○	○	○	8:00 から
3:00~ 6:00	○	○	○	○	休	休	

かすみがうら市稻吉東1-15-1
029-832-2020

白井こどもクリニック
院長 白井潤二

小児科・アレルギー科

診療時間 月 火 水 木 金 土 日・祝

AM 9:00~ 12:00	●	●	休	●	●	●	休
PM 2:00~ 6:00	●	●	休	●	●	●	休

休診日 水・日・祝日
かすみがうら市稻吉2-14-11
TEL 029(831)3803
www.shirai-children-clinic.com

歯科・小児歯科
ひかり歯科

《診療時間》午前9:00~12:30
午後2:30~ 6:30
(水曜・土曜 午後5:00まで)
《休診日》日曜・祝日
かすみがうら市下稻吉4002-4
029-833-1060
神立駅東口 (徒歩 5 分)

心と体のリラクゼーション法

② アロマセラピーを利用してみよう

アロマセラピーとは、植物の精油で、主にその香りをかぐことで健康に導くというもの。自分の好きな香りの精油をベースオイルで薄めてマッサージしたり、アロマポットに数滴垂らし、温めて香りを楽しみましょう。





病院・医院マップ2

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

おおくぼ脳脊椎クリニック
院長 大久保 信治

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	-	●	●	-
15:00~18:30	●	●	●	-	●	●	-

休診日 木曜・日曜・祝日
土浦市並木5-4079-1
TEL.029-832-8732
<http://ohkubo-clinic.jp>

土浦ベリルクリニック
院長 井上 伸治

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	休
14:00~18:00	●	●	●	休	●	休	休

診療科目ごとに診療時間が異なりますので
ホームページかお電話にてご確認ください
<https://www.beryl-clinic.org/>
土浦市都和4-4022-2 **8029-835-3002**

ののやま眼科
院長 野々山 智仁

診療時間	月	火	水	木	金	土
AM8:45~12:00	●	●	●	●	●	●
PM3:00~ 6:00	●	手術	/	●	●	●

※火曜午後の手術終了後は通常の診療を行います
休診日 日曜・祝日 水・土午後
土浦市木田余1644-1
029-827-0513

岡田整形外科クリニック
院長 岡田 基 医師 中村 木綿子

診療受付	月	火	水	木	金	土	日
午前 8:30 ~ 11:30 (リハビリ受付は ~ 12:00)	●	●	●	●	●	●	
午後 2:45 ~ 6:30	●	●	●	/	●		

診療開始は午前 9:00 です。休診日:木・土午後、日曜、祝日
午後 3:00 ~ とあります。
029-825-3377
MRI 預約専用 **029-825-3378**
<https://www.okada-seikai.com>



**独立行政法人 国立病院機構
霞ヶ浦医療センター**
二次救急指定病院

内科・脳神経内科・呼吸器内科・消化器内科
循環器内科・小児科・外科・整形外科・形成外科
皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科
歯科口腔外科・乳腺外科・麻酔科(左津前剛)

外来のご案内受付時間 / 8:30~11:00
休診日/土・日・祝日・年末年始
029-822-5050

霞ヶ浦医療センター [検索](#) <https://kasumigaura.hosp.go.jp>



ここは有料広告掲載ページです



Check 生活習慣病チェック

「生活習慣病」とは、生活習慣が発症や進行に大きく関係する慢性の病気。遺伝的になりやすい人もいますが、生活習慣を見直すことでかなり予防することができるのです。

- ① 毎日朝食を食べている
- ② 1日平均7~8時間は眠っている
- ③ 栄養バランスを考えて食事をしている

- ④ たばこは吸わない
- ⑤ 定期的に運動・スポーツをしている
- ⑥ 毎日そんなに多量の酒は飲んでいない
(日本酒1合以下かビール大瓶1本以下)

- ⑦ 労働は1日9時間以内にとどめている
 - ⑧ 自覚的なストレスはそんなに多くない
- 守っている健康習慣の数が健康習慣指数
7~8:良好 5~6:中庸 0~4:不良



内科・小児科
志士庫クリニック
受付時間
午前8:30~12:15
休診日 日曜・祝日
かすみがうら市宍倉3622-4
TEL 029-897-1006

内科・小児科・放射線科
川島医院
院長 川島房宣
休診日 水曜・土曜午後・日曜・祝日
〒300-0134 かすみがうら市深谷3656-1
☎029(897)1237 FAX029(897)1947



気持ちよく 眠りにつくために

寝る前にリラックス タイムをもとう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましょう。





かすみがうら市の病院・医院

※50音順で表記しております。

名 称	所在地	電話番号
アグリホームクリニック かすみがうら	上稻吉38-1	0299-57-3005
伊東クリニック	下稻吉2633-172	0299-59-1187
太田医院	下稻吉1598-1	0299-59-2026
川島医院	深谷3656-1	029-897-1237
川俣医院	中志筑1329	0299-22-3075
菊池整形外科クリニック	新治1827-34	0299-59-1181
志士庫クリニック	宍倉3622-4	029-897-1006
桜井皮膚科医院	下稻吉2625-107	029-832-2745
白井こどもクリニック	稻吉2-14-11	029-831-3803
高木医院	稻吉東1-15-1	029-832-2020
久松皮膚科医院	上稻吉1756-2	029-830-1300
三輪眼科	稻吉5-19-10	029-833-0030
やまと医院	稻吉5-20-12	029-869-6402
吉田茂耳鼻咽喉科	下稻吉3808-1	029-834-8200





かすみがうら市の歯科医院

※50音順で表記しております。

名称	所在地	電話番号
あしか歯科クリニック	稻吉4-2-2	029-830-1515
今松歯科医院	稻吉4-10-18	029-833-0200
医療法人はなわ会 荒川歯科医院	下稻吉2633-88	029-833-2222
色川歯科医院	稻吉5-3-11	029-831-2672
宇野歯科医院	下稻吉1665-1	0299-59-7710
島崎歯科医院	下稻吉1483-8	0299-59-4134
高野歯科医院	市川419	0299-23-8148
にとう歯科医院	深谷2813-4	029-898-3718
ひかり歯科医院	下稻吉4002-4	029-833-1060
美並歯科医院	深谷75-30	029-898-2211
吉田歯科医院	稻吉2-9-11	029-831-0503



かすみがうら市の薬局

※50音順で表記しております。

名称	所在地	電話番号
花梨薬局	稻吉東4-4-39	029-832-6336
カワチ薬局千代田店	下稻吉2633-7	029-830-2930
コスモファーマ薬局千代田店	新治字笄崎1827-33	0299-59-1170
ハニー薬局	深谷2817-4	029-893-2292
みすず薬局メープル店	下稻吉2633-173	0299-37-7211
みつば薬局	稻吉東5-22-13	029-834-8585





かすみがうら市商工会



ちからになりたい。コツもヒントもノウハウも。

かすみがうら市商工会は、経営のあらゆるご相談にお応えします。

商工会とは…

商工会は、商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事を目的として、法律に基づき設立された商工業者の中の組織です。

中小企業の近代化のため、国や県は従来からきめこまかい施策を設けています。国・県・市町村の助成を得て、地域の振興を図る事業や各種の経営相談に当たっています。

商工会の主な事業内容

経営指導

経営についてお気軽にご相談下さい。

【経営指導】

経営のことでお悩みの皆さまに対し、アドバイスを行います。

【創業・経営革新支援事業】

新たな事業分野開拓のための専門的指導やセミナーなどを開催し支援しています。

【専門家派遣事業】

さまざまな経営課題に対し、各分野の専門家がアドバイスします。

税務・経理指導

帳簿の付け方、決算、申告の仕方までアドバイスを行っています。

青年部・女性部・壮青年部・各部会

【青年部・女性部・壮青年部について】

青年部は45歳までの経営者・後継者で組織。女性部は、会員の配偶者や女性経営者で組織しています。壮青年部は、若手経営者としての資質を向上させています。商工会の内部組織としてさまざまな活動も積極的に実施しています。

【各部会活動】

かすみがうら市商工会は、商業、工業、建設業、サービス業の4つの部会があります。

労働保険(労災保険・雇用保険)

従業員を1人でも雇用する事業主は、労働保険への加入が義務付けられています。手続きがわざわざしい、人手不足のため事務処理に困っている方は、商工会への事務委託をお勧めします。

金融指導

各種の低利な融資制度が揃っています。

【小規模事業者経営改善資金融資制度】

商工会の推薦によって日本政策金融公庫から融資を行います。

◆利用対象

商工会の経営指導を6ヶ月以上受けている従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の事業者。

【各種融資制度】

市の自治金融や県の制度融資など低利な融資制度をご案内します。

各種共済制度

皆さまの様々なリスクに備えるため、各種共済や保険制度をご用意。加入のご相談はお気軽に。

【会員福祉共済】

「けが」、「病気」、「がん」の補償、「生命」保障プランがあり、ニーズに合わせて最適な組み合わせが可能です。

【小規模企業共済】

国の共済制度で、事業主が事業をやめた場合、もしくは役員を退職した場合の退職金制度です。

【中小企業退職金共済】

中小企業の雇用する従業員の退職金制度で、掛け金の一部を国が助成する共済制度です。

【休業補償制度】

ケガや病気で療養が必要となり、働けなくなった場合の所得の減少を補償します。

会員随時
募集中！



ホームページはこちら



商工会加入のご案内

入会資格

原則として、市内で事業を行っている商工業者であれば、法人・個人を問わずどなたでもご入会いただけます。

会費は、税務計算上全額必要経費に算入できます。

お問合せ 申込先

◆〒315-0057 かすみがうら市上土田433-2
TEL:0299-59-3755 FAX:0299-59-5580
URL:<http://kasumi-shoko.or.jp/>





かすみがうら市の 地元採用企業！

履歴書は汚さず丁寧に扱いましょう！採用担当者は、履歴書から多くの情報を読み取ります。

汚れたり、曲がったりしている履歴書はルーズな印象を与えててしまうので注意しましょう♪



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

防水工事・外壁補修工事の スペシャリストです！！

- ・改修工事一式
- ・アスファルト防水工事
- ・改質アスファルト防水工事
- ・塩ビシート防水工事
- ・ウレタン塗膜防水工事
- ・シングル葺き工事
- ・FRP 防水工事

工事のご依頼ご相談お見積りお気軽におどうぞ！
共に働く仲間も募集しています！

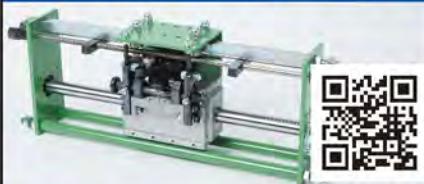


有限
会社 小松崎防水

茨城県知事許可(般-4)第31878号 <https://komatsuzaki-bousui.jp/>

かすみがうら市宍倉 6147-20
TEL.029-846-5034

細くて長いものを次につなげる



Since
1941

伊藤機械株式会社

電線製造機械の設計・製作及び販売

世界に誇れる製品の後継者募集中

【土浦工場】かすみがうら市宍倉6148-170

TEL 029-831-4631(代表)
info@ito-machine.co.jp



一つの景色を作るのが我々の仕事です



一緒に働く仲間を募集しています！

経験者はもちろん、未経験からの
チャレンジも大歓迎！
私たちと一緒に「確かな技術力」
を磨いていきましょう！

〒300-0121 茨城県かすみがうら市宍倉 6147-334

TEL 029-831-6339 茨城県知事許可 第031381号

事業内容：外壁塗装・防水塗装の施工になります

弊社の詳しい情報は
ホームページをご覧ください。





リフォームの基礎知識

市住宅リフォーム情勢事業については、P53をご確認ください。

リフォームの進め方とポイント

① 具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。

Point ● 時期、期間は？ ● 予算は？

② 事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料
やメモなど書類にはしっかりと目を通し、保管しておきましょう。

Point ● 施工業者の事業内容がリフォーム目的と
合致しているか？
● 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
● 候補を数社選んで同じ条件で
見積書を提出してもらい検討したか？

③ 着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょ
う。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認
するようにしましょう。

Point ● 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
● 工程表に基づいて進んでいるか？
● 変更・追加などが発生していないか？

④ 着工後

Point ● 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
● 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

新築・リフォーム・外壁塗装

お客様の負担を、できる限り軽く、成和工務店のオススメする
リフォームという発想。



新築工事・設備工事・外構工事・塗装工事
防水工事・リフォーム・看板工事

茨城県知事許可（般-05）第38393号

木とともに暮らし、木とともに生きる。



SEIWA
成和工務店

土浦市神立町659-14

0120-168-718



ホームページ



Instagram

満 創業120年にわたり、
木造住宅一筋できた会社です



新築及び増改築・内外装のリフォーム
水廻りのリフォーム・耐震診断

長い経験を生かし、
良質な住宅造りに
取り組んでいきます

株式会社宮本建設工業

かすみがうら市岩坪2204
TEL 029-896-1152 FAX 029-896-1157





株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです



リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか?



A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えています。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントは?

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうすることでただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



かすみがうら市の地域密着工務店
住まいをもっと快適に
新築リノベーションで叶える理想の暮らし



Service サービス内容
新築・おすすめ土地情報
リフォーム&リノベーション
家守り&アフター



タクミの新築・リフォーム
「信頼と安心の家守り」
かすみがうら市下稻吉1868-8

株式会社タクミ
茨城県知事(3)第6762号
0299-59-1136

LINE・Instagram
HPをCheck!!



Q 信頼のおける業者とは?

A 2~3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。





相続・遺言・成年後見のご相談はお気軽に
今のために 将来のために一緒に考えましょう

相続

遺言

成年後見



百瀬行政書士事務所
行政書士 百瀬徳一



TEL.029-801-2833

お電話でご連絡ください ご相談は無料です

かすみがうら市稻吉2丁目8番24号
JR神立駅西口から徒歩5分
お気軽にお立ち寄りください

約600年。48代に亘り、
連綿と法燈を守り続けています。



法 藏 寺

かすみがうら市深谷1399
TEL.029-897-0592
www.houzouji.or.jp

法藏寺 かすみがうら市 検索

大切な家族に想いをつなぐ幸せな相続を提案します。

**遺
言**



**相
続**



まずはお気軽にご相談ください

尾池・伊藤法律事務所

弁護士 尾池 誠司・弁護士 伊藤 しのぶ (茨城県弁護士会所属)
かすみがうら市稻吉2-21-45エムズビル102 JR神立駅から徒歩 約5分

TEL 029-875-6961 <http://oikeito.jp/> 尾池・伊藤法律事務所 検索

編集後記

「かすみがうら市 暮らしの便利帳」は、かすみがうら市にお住まいの皆さんへ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業としてかすみがうら市と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「かすみがうら市 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、かすみがうら市の全世帯へ無償配布することができます。あらためて心より厚くお礼申しあげます。

■「かすみがうら市 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和7年8月18日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

かすみがうら市 暮らしの便利帳 2025

令和7年10月発行

発行

かすみがうら市／株式会社サイネックス



かすみがうら市HP



サイネックスHP



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL.03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス つくば支店
〒305-0817 茨城県つくば市研究学園5-20-2
TEL.029-858-0570

※掲載している広告は、令和7年9月現在の情報です。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

なないろレディースクリニック



〈併設施設〉

なないろもあバースクリニック
なないろキッズクリニック
なないろスキンクリニック
なないろのおうち

(自然分娩・産後ケア)
(小児科)
(皮膚科・美容皮膚科)
(一時預かり託児施設)

患者様のバースプランに従いオーダーメイドケアいたします

分娩（立会出産可）、不妊相談、更年期相談、ピル相談

漢方相談、各種婦人科検査、避妊指導

母体保護法指定医

診療科目 産婦人科

診療時間 9:00~12:00, 15:00~18:00

休診日 土曜日午後、日曜日、祝日

電話 029-860-7716 [要予約]

住所 つくば市西大沼 636-10

<https://www.nanairo.or.jp>



入院棟

